

官報

号外

平成三十年二月十三日

○第百九十六回 衆議院會議録 第五号

平成三十年二月十三日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術・イノベーション会議議員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員長任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員長任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員長任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件

調達価格等算定委員会委員長任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員長任命につき同意を求めるの件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国際観光旅客税法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術・イノベーション会議議員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員長任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員長任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員長任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件

調達価格等算定委員会委員長任命につき同意を求めるの件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。
内閣から、

検査官

総合科学技術・イノベーション会議議員
公正取引委員会委員長

国家公安委員会委員長
電波監理審議会委員長

日本放送協会経営委員会委員長
中央更生保護審査会委員長

労働保険審査会委員長
中央社会保険医療協議会公益委員
社会保険審査会委員長

調達価格等算定委員会委員及び
運輸審議会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申出があります。
内閣からの申出中、

まず、
検査官に森田祐司君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

総合科学技術・イノベーション会議議員に小林喜光君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

総合科学技術・イノベーション会議議員に松尾清一君、梶原ゆみ子君及び橋本和仁君を、

運輸審議会委員に山田攝子君を
任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公正取引委員会委員長に杉本和行君を、
日本放送協会経営委員会委員に森下俊三君を、
社会保険審査会委員に後藤昭夫君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

平成三十年二月十三日 衆議院會議録第五号

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いづれも同意を与えることに決まりました。

次に、

国家公安委員会委員に小田尚君を、日本放送協会経営委員会委員に檜田松肇君及び村田晃嗣君を、

調達価格等算定委員会委員に山内弘隆君及び山地憲治君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いづれも同意を与えることに決まりました。

次に、

電波監理審議会委員に吉田進君及び長田三紀君を、

日本放送協会経営委員会委員に葛西雅子君及び佐藤友美子君を、

中央更生保護審査委員会委員に岳野尚代君を、労働保険審査委員会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を、

中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を、

社会保険審査委員会に中森正二君を、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、高村ゆかり君及び大石美奈子君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、いづれも同意を与えることに決まりました。

次に、

中央更生保護審査委員会に加藤朋寛君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

検査官任命につき同意を求めるの件等十二件 所得税法等の一部を改正する法律案外一案についての麻生財務大臣の趣旨説明
所得税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する生方幸夫君の質疑
○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国際観光旅客税法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案及び国際観光旅客税法案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣麻生太郎君。

〔財務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び国際観光旅客税法案の趣旨を御説明申し上げます。まず、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明をさせていただきます。

本法律案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うものであります。以下、その大要を申し上げます。

第一に、働き方の多様化等を踏まえ、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化を行うこととしております。

第二に、デフレ脱却と経済再生に向け、所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、事業承継税制の拡充等を行うこととしてしております。

このほか、外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直し、法人税の申告等の電子情報処理組織による申告義務の創設、たばこ税の税率引上げ等の見直し等を行うとともに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。次に、国際観光旅客税法案について御説明を申

上げます。

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等といたしております。

第二に、課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国といたしております。

第三に、税率は、本邦からの出国一回につき、千円といたしております。

その他、納税義務の適正な履行を確保するため必要な規定を設けることとしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案及び国際観光旅客税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国際観光旅客税法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。生方幸夫君。

〔生方幸夫君登壇〕
○生方幸夫君 立憲民主党の生方幸夫です。立憲民主党を代表して、所得税法等の改正案並びに国際観光旅客税法案について質問いたします。(拍手)

冒頭、大雪の被害に遭われている北日本、北陸の皆様にお見舞いを申し上げます。まだ大雪のおそれがあるようでございますので、政府として万全の体制をとるようお願いいたします。

さて、今週の日曜日、十六日から確定申告が始まります。税務署の職員にとっては最も忙しい季節が始まるわけですが、ことしは、いつにも増して忙しいことが予想されます。なぜなら、ことし

は申告の質問に加えて、自分たちの上司である佐川さんについても質問に答えなければいけないからです。自分たちの上司についての質問にも答えなければいけないからです。

国税庁のトップは、前理財局長、佐川宣寿氏です。佐川氏は、国税庁長官に就任して以来、恒例となつております記者会見を一度も開いておりません。国会では、我々の質問に対して、書類は廃棄をした、面会記録はないを繰り返していた方が、今度は一転して、記者の質問には一切答えておりません。

麻生財務大臣は、国税庁所管以外に関心が高まつていたから実施しなかつたと、森友問題の追及を避けるために佐川長官が記者会見を開かなかつたことを擁護するような答弁もしております。とんでもない話です。

国税庁長官は徴税のトップです。その人に国会でうそをついたのではないかと疑念がかけられていたのでは、部下がしつかり仕事ができるはずはありません。

国有財産は財務省の財産ではありません。言うまでもなく国民の財産です。所管する財務省としては、財政が逼迫している折、少しでも高く売るといふのが基本的な立場です。

しかるに、森友学園への国有地の売却の過程を見ますと、高く売るところか、買主の要求に応じて価格を決めるという極めて不明確なことが行われていたことが明らかになりました。

これまで国有財産の売却で一度もしたことがない定期借地権を与えるとか、随意契約で延納特約をつけたとか、売却額を非公開にしたとか、例外措置がずらつと並んでいます。その結果、最終的に、九億五千万円の価値がある土地を一億三千万円で売ってしまった。国民の側からすれば、八億円を超える損をしたことになりました。

会計検査院の調査でも、値引きについて、十分な確認ができていないという報告が出ています。書類を廃棄したと言っておきながら、九日にも、

会計検査院に提出していなかった新たな書類が二十件も出てまいりました。このまゝいけば、更に隠されていた書類が出てくる可能性が高い。これは財務省の言うことを誰も信用しなくなってしまう。

一般の法人は、確定申告の後、取引記録などの帳簿を七年間保存することが義務づけられております。確定申告で書類を求められた法人が、書類は軽微なものだったので廃棄しましたと言ったら、職員は一体どう答えるのでしょうか。

佐川氏の証人喚問がなければ、国にとって大きな徴税義務に支障が出ます。麻生財務大臣、佐川氏にきちつと国会で説明するように要請をしていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

それができなければ、佐川氏には国税庁長官をやめてもらうしかありません。総理は適材適所だと言っておりますが、我々から見れば、不適材不適所以外の何物でもありません。総理、証人喚問に応じない場合には更迭をするべきだという私たちの要求について、お考えをお聞かせください。

これに関連して、安倍昭恵さんについても触れないわけにはいきません。国有財産が不当な安値で売られた裏には、昭恵さんが森友学園の名誉校長だったということを抜きにして考えられませんか。昭恵さんは、自分も真実を知りたいなどと他人事のように述べておりますが、真実を知りたいのは国民の方です。

もう一方の当事者である籠池夫妻は、証人喚問をされ、詐欺容疑でもう半年以上も収監されたままです。真実を明らかにするために、籠池氏にも再度国会に来ていただき、うそが言えない証人喚問の場で真実を国民の前に明らかにする必要があります。加計学園問題でございます。

もう一つ、国民が納得していない事例があります。加計学園問題でございます。

もう既に入試が始まっており、獣医学部が少ないうちのことであって、大変な倍率になっている

平成三十年二月十三日 衆議院会議録第五号

所得税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する生方幸夫君の質疑

ようです。それはそれでいいのですが、加計学園に関する疑惑が晴れたわけではありません。肝心かなめの加計孝太郎理事長が一度も国民の前できちんと説明していないからです。

ここでも例外措置を重ねて、友達のために国家戦略特区に今治市を指定し、獣医学部の新設を認めさせた疑念があります。問題なのは、行政が恣意的にゆがめられたおそれがあるということでございます。

前川前文科事務次官は、あつたことをなかつたことにするわけにはいかないと発言をいたしました。総理の友人であることをそんたくして事が進められたことは疑いようがありません。

行政の長である総理大臣が、行政の公平、公正さに疑問符を、図つたとしたら、国民が誰も税金を払おうとはいたしません。真相解明のためには、加計学園理事長の証人喚問が欠かせないと思ひますが、総理、友人として、加計氏に証人喚問に出るように説得をする気があります。御答弁ください。

政党助成金も税金が使われております。その使途に疑問符がつけられれば、国民の納税意識に大きな影響を与えます。

茂木財務担当大臣は、地元の有権者に線香や国会手帳を配つたそうです。茂木大臣は、政治活動の一環として政党支部の秘書が行つたと答えておりますが、これで納得する国民が一人何人いるのでしょうか。

過去にも、小野寺防衛大臣が有権者に線香を配つたという事例がありました。小野寺氏の場合は深く議員辞職をいたしました。どうして茂木大臣は辞任をしないのか、総理、どう考えているのでしょうか。お答えください。

ここから個別事項についてお尋ねをいたします。まず、給与所得控除についてですが、今回の改正では、控除額の上限について、年収が八百五十万円を超える会社員や公務員が対象となります。

た。しかし、なぜ八百五十万円を基準にしたのか、十分な説明がなされておられません。取りやすいところから取るということでは八百五十万円が決まったという話もあります。根拠なく場当たり的に決めたと言われても仕方ありません。

年収八百五十万円は、都市部では必ずしも高所得者とは言えません。中間層と言つても過言ではないのが実情です。消費が盛り上がり景気環境の中で、消費性向の強い中間層を対象にした増税は、さらなる消費の落ち込みを招きかねません。どうして八百五十万円を基準にしたのか、消費への影響をどう考えているのか、財務大臣、お答えください。

法人税制についても伺いたいします。大企業は高収益を上げているにもかかわらず、賃上げは十分に進んでおりません。一方、企業の内部留保は、二〇一六年度法人企業統計で四百六兆円超と、過去最高を更新いたしております。

企業の行動を国が指図することはできませんが、税制改正を通じ、人への投資を促すことは可能です。今回の改正では、所得拡大促進税制を見直し、十分な賃上げも設備投資もしていなかった企業には税額控除の運用を停止することで、内部留保の活用を求めています。

しかし、これまでの経験からして、本当に実効性があるのか、甚だ疑問です。所得拡大促進税制がどんな効果があつたのか、また、さらなる賃上げを促すために、税率の引上げや租税の廃止を含む法人税制の抜本的な改正をするつもりがあるのかどうか、財務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、金融所得税制について伺います。ここ数日、株価は乱高下していますが、年初から、株式市場はバブル以来の最高値を記録するなど、生活実感とか離れたところで盛り上がりつつあります。

しかし、来年度税制改正では、金融所得課税の引上げに向けた議論が十分に進むことなく、給与

所得者を中心とした増税が議論されることになり、格差の固定化が一層進むのではないかと懸念があります。

高所得者の所得源の多くは給与所得よりも金融所得であるという調査もあり、このままの状況が続けば、高所得者ほど所得税負担が小さくなるという逆転現象を生んでしまいます。さまざまな商品が乱立する金融市場の実態を鑑み、金融所得課税引上げが必要と考えますが、財務大臣はどうお考えでしょうか。

また、最近、不正流出などの問題が発生している仮想通貨について伺います。

十分な防御措置がとられないまま、仮想通貨が投資対象として活用されております。仮想通貨自体への規制のあり方、市場における健全性確保をどうするのかということについて、今後議論が必要で、税務当局として、課税対象の捕捉、課税のあり方など、どのように進めていく考えか、あわせて財務大臣にお伺いをいたします。

国際観光旅客税について伺います。

日本を訪れる外国人観光客が順調にふえていることは好ましいことです。しかし、観光客がふえたからといってすぐに税を課するというのは、やはり取りやすいところから取るという発想と言わざるを得ません。

税額は、出国一回につき千円となつております。旅行者にとつてそう負担になる額ではないと思ひますが、これ以上ふやさないと要望をしておきます。

この税の目的は、観光基盤の拡充強化を図るためとされております。そうであるならば、国税として国が全額を徴収するのではなく、空港や港が置かれている地方にも財源の一部を回す方が、より効果的と考えますが、財務大臣、いかがでございますでしょうか。

今後の税制改革について伺います。

う徴収増加分について、教育や子育て支援に転用するなど、使途を大きく変更いたしました。

その結果、財政健全化目標も先送りになり、過日示された内閣府の中長期の経済財政に関する試算では、プライマリーバランス黒字化目標の達成は、当初の目標から二年おくれ、二〇二七年まで達することとなりました。何度も先送りしてきたこれまでの経過からいえば、この目標すら達成は難しいと言わざるを得ません。

高齢化に伴い、今後も支出はふえ続けることが予想されます。それに引きかえ、税収が大幅にふえることは予想しづらい状況です。そうであれば、きちんとした将来像を示し、甘い見通しを繰り返すのではなく、真剣に、あるべき税負担について国民に示すことが責任ある政府の態度だと考えます。総理の見解をお伺いいたします。

最後に、日銀総裁の任期は四月に迫っております。この間、デフレ脱却のためと称して、日銀は大規模な金融緩和を実施し、マイナス金利まで導入いたしました。

しかし、目標とした物価上昇二％は、ついに見果てぬ夢と終わってしまいました。EUや米国では既に金融緩和から脱出しつつあります。ところが、日本では依然として二％目標を掲げたまま、真つ当な出口論争が行われておりません。

財政規律がないがしろにされたまま超金融緩和政策を続けていけば、いつか、円が急落するとか国債が暴落するとか、不測の事態が起こる危険があります。

いけばアベノミクスの後始末と言える出口戦略を、総理はどう考えているのか、また、巷間言われておりますように黒田総裁を続投させるかどうかを総理にお尋ねして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、このたびの大雪によってお亡くなりになられた方々に対しま

して、改めて哀悼の誠をささげ、被害に遭われた全ての方々に對しましてお見舞いを申し上げます。政府としては、今後も万全の対応を期してまいります。

国税庁長官の人事についてお尋ねがありました。国税庁長官の人事については、一月二十四日の衆議院本会議を始め、これまで国会において所管の財務大臣から答弁したとおりです。

なお、森友学園への国有地売却に関しては、今後ともしっかりと説明をしていかなければならないと考えています。政府から独立した機関である会計検査院が検査を行い、さきの国会において報告が提出をされました。その報告については真摯に受けとめる必要があると考えています。

国有地は国民共有の財産であり、その売却に当たっては、国民の疑念を招くようなことがあってはなりません。私としても、国有財産の売却について、業務のあり方を見直すことが必要と考えており、関係省庁において今後の対応についてしっかりと検討させているところです。

また、国会における審議のあり方については、国会においてお決めたことだと認識しております。森友学園への国有地売却についてお尋ねがありました。私や妻がこの国有地売却に、もちろん事務所も含めて、一切かかわっていないということはこれまで申し上げてきたとおりであります。

国会における審議のあり方については、国会においてお決めたことだと認識しております。国家戦略特区についてお尋ねがありました。今回の獣医学部新設の決定までのプロセスは、特区の指定、規制改革項目の追加、事業者の選定のいずれについても、民間有識者が主導する特区諮問会議やワーキンググループにおいて適正に行

われてきました。実際、今回のプロセスについて、民間有識者も、一点の曇りもないと述べていられると承知しています。

いづれにしても、昨年夏の閉会中審査において、担当大臣も前川前次官も、誰一人として、私から、国家戦略特区における獣医学部新設につき何らの指示も受けていないことが明らかになったところであり、そのことが最も重要なポイントであります。

その上で、証人喚問など国会運営については、国会においてお決めたことと認識しております。茂木大臣の地元での活動についてお尋ねがありました。茂木大臣の地元での活動については、これまでに衆議院予算委員会場で茂木大臣から説明があったとおりです。

また、これまでの衆議院予算委員会場で総務大臣から説明があったとおり、個別の事案についての公職選挙法の解釈については、個々に具体の事実に基づいて判断されるものであり、具体の事実関係を承知する立場にもないことから、私からお答えすることは差し控えていただきます。

いづれにせよ、政治家の行動については、政府、与党、野党を問わず、一人一人の政治家が、国民の信頼が得られるよう、みずから襟を正し、説明責任を果たしていかなければならないと考えております。

財政健全化と税負担についてお尋ねがありました。安倍内閣では、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針のもと、これまでアベノミクスを進めることで財政健全化に大きな道筋をつけてきました。国、地方を合わせた税収は約二十四兆円増加し、新規国債発行額は約十一兆円減つています。また、二〇一五年度プライマリーバランス赤字半減目標も達成しています。

二〇一九年十月に予定されている消費税率引上

げ分の使い道の見直しにより、プライマリーバランス黒字化の達成時期に影響が出ることから、二〇二〇年度のプライマリーバランスの黒字化は困難となると判断しました。

ただし、財政健全化の旗は決しておろしません。歳入歳入面から改革を続け、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持してまいります。

御指摘のように、今後、医療や介護などの社会保障費の増大に伴う財政上の課題が想定されます。プライマリーバランス黒字化目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、この夏までに、プライマリーバランス黒字化の達成時期と、裏づけとなる具体的かつ実効性の高い計画を策定してまいります。

なお、先日公表された中長期の経済財政に関する試算は、過去の実績や足元の経済状況を組み込んだ現実的な試算にすべきとの経済財政諮問会議の議論を踏まえて作成したものであり、甘い見通しとの御指摘は当たりません。

金融政策の出口戦略及び日本銀行の総裁人事についてお尋ねがありました。金融緩和の出口戦略に具体的に言及することについて、黒田総裁は、市場の混乱を招くおそれが高いため、時期尚早であると述べているものと承知しています。

出口戦略を含め、金融政策の具体的な手法については、日本銀行に委ねるべきであると考えております。政府としては、引き続き、日本銀行が、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、二％の物価安定目標の実現に向けて、大胆な金融緩和を着実に推進していくことを期待しております。

なお、財政運営については、先ほども申し上げたとおり、財政健全化を着実に進めてきており、財政規律がないがしろにされているとの御指摘は当たりません。また、今後の人事については全くの白紙です。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣麻生太郎君登壇)

○國務大臣(麻生太郎君) 生方先生からは、税制などについて、五問お尋ねがあつております。

初めに、国税庁長官の国会への出席についてのお尋ねがありました。

佐川長官は、売却後、本件を所管する財務省が組織としてお答えすべき事柄について、現職の理財局長として答弁していただくものであり、その内容につきましては、現在の理財局長から責任を持つて答弁、説明させるべきが適当だと考えております。

次に、給与所得控除の見直しについてのお尋ねがありました。

給与所得控除が頭打ちとなります給与収入の水準につきましては、与党の税制調査会において、家計への影響や地方財政への影響等を総合的に勘案し、八百五十万円超とされたものであります。ただし、子育て世帯、また介護世帯に配慮することにより、約九六%の給与所得者は負担増とはならない見込みとなっております。

また、限界消費性向につきましては、所得が高いくほど低くなる傾向にあります。

こうした点を踏まえれば、消費を含めた国民生活への影響は限定的であると考えております。

次に、企業の賃金引上げを促すための税制についてのお尋ねがあつております。

経済の好循環を達成する上で、賃金の引上げは重要な課題であります。このため、政労使会議などの取組のほか、所得拡大促進税制の創設、拡充といった対応を進めておりますのは御存じのとおりです。この税制も一つのきつかけとして、四年連続で二%程度の賃金引上げが実現したものと考へております。

さらに、平成三十年度の税制改正におきましては、賃金引上げや設備投資に積極的な企業の税負担を引き下げるとともに、収益が拡大しているに

もかわらず投資に消極的な企業には研究開発税制などの適用を停止することとし、過去最高の企業収益をしつかり循環させていく取組を進めることとしたしております。

まずは、今回の改正を契機として、企業の積極的な取組が進むことを期待いたしております。

次に、金融所得課税、仮想通貨についてのお尋ねがありました。

金融所得に対する課税のあり方につきましては、平成三十年度与党税制改正大綱において、家計の安定的な資産形成を支援することともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方も含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討するとされているところであり、丁寧に検討する必要があると考えています。

また、仮想通貨に関する所得を含め、所得の捕捉や課税については、国税当局において、あらゆる機会を通じて資料情報の収集に努め、必要があれば調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めておりまして、今後もこうした努力を続けていくことが重要であろうと考えております。

最後に、国際観光旅客税による財源を地方に譲与することについてのお尋ねがありました。

御指摘のような仕組みとする場合、譲与基準としてはどのような客観的指標を用いなければよいのかというような課題がある中で、各地方の空港や港湾において旅客がふえている現状を踏まえれば、スムーズな出入国手続を始め、快適に旅行ができる環境を整備することは国全体の喫緊の課題であることから、まずは国として対応することが適当であり、御指摘のような仕組みをとることは考えられておりません。(拍手)

○議長(大島理森君) 古本伸一郎君。

(古本伸一郎君登壇)

○古本伸一郎君 希望の党の古本伸一郎でございます。

希望の党・無所属クラブを代表し、消費税と財源確保を中心に質問してまいりたいと思います。

(拍手)

私からも、冒頭、豪雪災害で被災された皆様にお見舞い申し上げますと同時に、救助に当たられておられます警察、消防、自衛隊、関係機関に敬意を表する次第であります。国会としても、一刻も早い復興復旧に向けて努力してまいることをお誓い申し上げます。

幼児教育の無償化など、人への投資は財源がなければ実現できません。

二〇一四年十二月、当時の安倍総理は、翌十月に予定されていた消費税率一〇%への引上げの延期を問うと解散され、勝利されました。

多くの有権者は、消費税の延期に魅力を感じて投票したわけではないと思います。税はそう簡単に決められるものではない、そう思うからであります。

安倍総理は、二〇一六年の参議院選で二度目の延期を公約され、社会保障財源を赤字国債に頼る財政を続け、結果として更に悪化しました。

麻生大臣に伺います。

消費税率一〇%に引き上げなかったことによる、得られなかった税収は幾らでしょうか。また、これを穴埋めするために発行した国債は幾らで、償還に係る年間経費と、返済には何年を要し、将来世代へ総額幾らの負担増となるのか、お尋ねします。

安倍総理に伺います。

子育て世代を支援するための消費税としながら、先送りにより生じた新たな負担増を、その将来世代が返済しなければなりません。先送りは正しかったのか、御所見を求めます。

昨年十月の総選挙では、消費税率一〇%の使い道として、幼児教育の無償化などに充てると公約され、再び勝利されました。投票率は五三%、有権者の半数近くは棄権した選挙でもありました。投票しても世の中は変わらない、野党に魅力がな

いとの理由から多くが棄権されたとするならば、責任を痛感いたします。

二大政党の一翼を担える野党が定着しないのは、世の中をよくしてくるならば何党でも構わない、そう思っておられるからではないでしょうか。政治が求められているのは、そのための仕組みの変革ではないかと思ひます。

二〇一二年の社会保障と税の一体改革は、年金、老人医療、介護に加えて、子育ての分野にも初めて消費税を使うことを、当時の主要な三党で協議し、国会で決めた、歴史的な仕組みの変革でありました。社会保障を安定的に制度として継続させるためには、可能な限り、より多くの党派が参加し、財源確保と使い道について合意する意義は大きかったと思います。

税率を何%にするかも大切ですが、どの分野に使わせたかどうか、このこそ国民的な合意が必要です。納税者と使い道について信頼関係を築けたならば、消費税は日本の未来を支える確固たる礎になると確信いたします。

抜本改革法では、消費税率の使い道は、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付、そして少子化に対処するための施策に要する経費に充てるとされました。

総理にお尋ねいたします。

三党協議では、大枠については合意に至りましたが、具体的な使い道は未定であったと理解しますが、正しいでしょうか。

今回の、保育を含む幼児教育の無償化及び大学の無償化に消費税を二兆円近く使うことは、初めて使途を決めることとなります。関係法令のどこを照らせば、消費税の使い道を政府・与党の差配で決められるのでしょうか。これだけ大きな使い道の決定は、野党各党とも事前に協議すべきではなかったか、伺います。

昨年の選挙結果は、比例代表は、自公合わせ、有権者の二四%の得票でした。税率引上げで得られる財源の多くを幼児教育と大学の無償化に充て

る公約が、納税者各層の御理解を得たと評価する
のでしょうか。

幼児教育及び大学の無償化は制度として確立す
るのか、歳出で対応するのか、伺います。

社会保障制度改革推進法八条では、消費税の使
い道として、待機児童に関する問題を解決するた
めの即効性のある施策等の推進に使うとされまし
た。

加藤厚生労働大臣にお尋ねします。

幼児教育の無償化が、どう待機児童対策につな
がるのでしょうか。待機児童問題の解決が消費税
の使い道として適していると法律で明示した経緯
を踏まえ、御説明をお願いします。

幼児教育の無償化はありがたいと思います。で
も、働く子育て世帯の本音は、朝晩の保育時間の
延長や病児保育園の整備、土日も受け入れてくれ
る託児所、シッターサービスなど、質の向上こそ
が切実な願いではないでしょうか。こうした整備
に限定すれば予算も絞れると思いますが、御試算
があればお示し願います。

子ども手当の反省から、第三子以降など、子供
の多い御家庭に傾斜配分した方がより少子化対策
につながると思いますが、御所見を求めます。

総理に伺います。

低所得世帯は、既に保育料の減免などが行われ
ています。誰のための無償化なのか。国民全体が
負担する消費税を充てる理屈は何か、伺います。

納税者の声は、保育園、幼稚園、託児所を全て
無償化するお金があるならば、親や配偶者、そし
てみずからの介護の安心にも消費税を使つてほし
い、そう思っておられるのではないのでしょうか。

超高齢社会の実態に対応した消費税の使い道を提
案し、総理の御所見を求めます。

地域によっては、待機児童よりも、特養に入所
できないシニアの皆さんの不安がござります。

一括交付金など、自治体に委ね、子育てか介護
か選ぶことができたならば、より地域の実態に
合った施策になると考えますが、いかがでしょう

か。

二〇一二年六月十五日の夜半に、当時の主要な
三党で、社会保障と税の一体改革について合意し
ました。自民党が、亡くなられた町村信孝先生
公明党が斎藤税調会長、そして当時の民主党が藤
井裕久先生でありました。未明の記者会見で町村
先生が、税について与野党で合意した歴史的な一
歩であるとの談話を出され、今でも忘れられませ
ん。

総理、そのときの約束、税の使い道の大枠を三
党で合意し、消費税率引上げに当たっては、残さ
れた課題の解決に互いに努力するというとうとい
合意は今も生きていくとの御認識か、伺います。

残された課題の一つは、いわゆる逆進性の問題
でした。

低所得者に絞り税を戻す給付つき税額控除とす
るのか、ある品物について消費税率を軽減する軽
減税率なのか、もめました。最後は両論を併記
し、互いを尊重することが合意であり、法律事項
でありました。

そこで、麻生大臣に伺います。

今回、サラリーマン増税となる所得増税で得ら
れた財源を消費税の軽減税率に充てるのは事実で
しょうか。負担者と受益者に著しく乖離のある制
度となりますが、どう説明されるおつもりでしょ
うか。

電磁的なカードを利用し、一定の低所得層に限
定して税を戻すなど、折衷案が技術的に本当に不
可能なんでしょうか。税は社会を変える力があり
ます。一度導入すれば、なかなかもとには戻りま
せん。両論併記を法律事項とした重みを踏まえ、
御答弁を求めます。

希望の党として、議場の皆様、仕組みの改革
について提案があります。

一つが税の与野党協議です。

必要があります。

年度改正は、年末の限られた短期間で、十二月
末に与党が税制改正大綱として取りまとめ、野党
は国会が始まったこの時期に政府から説明があり
ます。わずかな質疑を通じ、賛否などを決めるわ
けですが、急ごしらえは否めず、納税者の御期待
にお応えしているのか悩みます。

そこで、国会の中に、通年で議員間討議ができ
る、税に関する小委員会を設置してはどうでしょ
うか。政府全体を見ておられる菅官房長官の御所
見を求めます。

小委員会に出席する政府委員は、政治家は副大
臣、政務官、そして官僚は課長以下の実務者に絞
ります。各党が互いに予算哲学を主張、広く納税
者に考えを説明する場とします。その分、大臣の
国会出席が削減できたならば、外交や国際会議等
へ対応が機動的となり、国益にも資すると思えま
すが、いかがでしょうか。

また、政務三役や若手の官僚も、通年での国会
答弁を通じ、さまざまな立場の声に触れ、政策の
鍛錬となります。国会のことは国会に聞いてくれ
ではなく、むしろ、政府・与党と野党が真摯に協
力すればかなう国会改革であると確信しますの
で、菅官房長官に検討を求めます。

現在、与党幹部の中に、外務大臣の外交を始
め、機動的な国会対応を求める声があると承知し
ております。もし税の小委員会が設置できれば、
国会改革につながるご期待します。

もう一つが法案の出し方です。

規模の小さな租特から千億円規模の所得増税ま
で一本の法案として審議するため、仮に所得増税
に反対となると、租特などは賛成なのに法案には
反対をせざるを得ません。より多くの党派の賛同
を得れば、より多くの納税者の声を生かすことに
もなります。

国税一本、地方税一本とまとめて審議するやり
方を、閣議請議の際、分けて提出するよう官邸が
指示すればできる改革であり、官房長官の御所見

を求めます。

今回のサラリーマン増税は、こうした与野党で
の議論の積み上げ不足、唐突感のある税制改革の
典型例です。

総理は、フリーランスなどの自営業者を減税
し、働き方に中立な税を目指すためと説明されま
したが、サラリーマンから見れば不公平そのもの
です。源泉徴収のサラリーマンと、経費として実
費処理が可能な職業との間に不公平感が深まる、
働き方による分断線を政治が税制で引いてはなり
ません。

そこで、総理に伺います。

サラリーマンにも経費認定の枠を拡大しなけれ
ば、職業による税の不公平が拡大すると考えま
すが、いかがでしょうか。給与所得控除の縮減等
によるサラリーマン増税は、今後、年収七百五十万
円、六百五十万円と拡大するおつもりはあるん
でしょうか。それでもサラリーマン増税をするな
らば、あわせて金融課税、資産課税など、真に担
税力のある富裕層への課税も示さなければ、サラ
リーマンの皆様の御理解は得られません。御所見
を求めます。

麻生大臣に伺います。

設備投資や賃上げをした法人を減税する政策
は、法人の七割が赤字を考慮すると、効果は限定
されます。社会保険料の事業主負担の軽減を提案
しますが、いかがでしょうか。

たばこ税は、加熱式は医学的にも通常たばこよ
り負担が少ないとされ、従量税の本旨に留意しつ
つ、加熱式を据え置けば、財政物資としての役割
を求めながらも、受動喫煙の削減や喫煙者自身の
健康にも配慮できると考えますが、御所見を求め
ます。

新税のいわゆる国際観光旅客税は、観光資源の
財源確保には理解しますが、日本に住む日本人
は、国税及び地方税を通じ、既に納税しておりま
す。外国人旅客に限ってはどうか。また、入国税

とする方がわかりやすいと考えますが、いかがでしょうか。

租特について申し上げます。

租税特別措置は、政策的な増税や減税を時限で行うものであります。役割を終えた租特は縮減又は廃止し、時代が求める政策分野には新たな租特をつくる機動性と合理性が求められます。

政策目的が終了しているのにいつまでも続ける政策増税の代表例が、自動車関係諸税の暫定税率、現在の当分の間税率であります。昭和四十九年のオイルショックのときより、本則税率に二倍から二・五倍の上乗せ増税を、購入時の取得税、登録時の自動車重量税、走行段階のガソリン税へと重課を続けてきました。

高度成長期には、道路建設の緊要性があり、特定財源でもあり、また、車を購入できる世帯は担税力があると思えた時代でしたので、一定の政策目的があったと思います。おかげさまで、世界に誇れる道路網が整備され、車は、夢のマイカーから、地方ほど、生活の中になくてはならないものとなっております。一般財源化された今、保有台数の多い地方ほど、家計に占める自動車関係諸税の割合は重くなっています。

麻生大臣に伺います。

都市と地方を比べると、世帯収入の低い地方ほど保有台数が多い傾向のため、自動車関係諸税の負担が重くなっています。担税力に見合わない税となっている現状について、麻生大臣の御所見を求めます。

税を通じ目指す社会をつくり終えれば、その税は改廃し、また税を通じて新たな社会をつくるべきであります。仕組みの変革は、政府と国会が協力すれば、必ず実現できます。税は社会をつくる、理想につながることを確信し、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 古本伸一郎議員に

お答えをいたします。
消費税率引上げの延期判断についてお尋ねがありました。

消費税率八％への引上げによって、個人消費が落ち込むなど、予想を超えた影響を及ぼしたことから、一〇％への引上げについて、二〇一四年に一回目の延期判断を行いました。

また、二〇一六年の二回目の延期判断については、当時、世界経済がさまざまなリスクに直面し、内需が腰折れしかなない状況の中で、あらゆる政策を総動員し、経済再生、デフレ脱却に向けた取組に万全を期すべきであることから、延期を判断したものであります。

消費税率を引き上げた結果、経済が腰折れをしてしまつては元も子もありません。失業率が上がり、新卒者が就職の機会を失えば、本人は将来にわたつて大きな困難を抱えることになりますし、また社会にとつても大変な損失であります。私たちは、二度と就職氷河期をつくるわけにはいきません。

これまで二度、引上げを延期してまいりましたが、この間、しっかりと二本の矢の政策を進めてきた結果、賃上げは、中小企業を含め、今世紀に入つて最も高い水準の賃上げが四年連続で実現し、消費も、GDPベースで見ても、実質で二〇一六年以降、前期比プラス傾向で推移するなど、持ち直しております。また、正規の有効求人倍率も過去最高となっております。

このような中、今回の消費税率の一〇％への引上げに当たっては、その使い道を見直し、子育て世代への投資と社会保障の安定化とにバランスよく充当することとしました。そのことについては、さきの総選挙で信を問ひ、国民の理解をいただいたところであります。

こうした経済を全体として見れば、延期の判断が誤りであったとは考えていません。消費税率の使い道についてお尋ねがありました。社会保障と税の一体改革における三党合意につ

いては、少子高齢化が進展する中で、社会保障の持続可能性確保と財政健全化と同時に達成する観点から、合意がなされたものです。

政府としては、消費税法で定められたとおり、消費税率を社会保障四経費に充て、具体的な使い道について、毎年度の予算として、国会の場で与野党の皆様が御議論をいただいで決定してまいりました。その上で、今般、急速に進む少子高齢化という国難に立ち向かうべく、人生百年時代を見据え、人づくり革命を断行することとしました。

このため、消費税率の使い道を見直すこととし、幼児教育の無償化や、真に必要な子供たちに限つた高等教育無償化など、人への投資を拡充するとともに、社会保障の安定化にもバランスよく充当することとしました。

この見直しは、社会保障と税の一体改革の延長と位置づけられているものであり、さらに、国民の皆様が信を問ひ、理解を得たものです。国民の皆様とお約束したこれらの政策の実現に万全を期してまいりたいと考えております。

幼児教育の無償化と介護の充実についてお尋ねがありました。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障することは大変重要です。幼児教育が将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等に著しい効果をもたらすことを示す、世界レベルの著名な研究結果もあります。

さらに、調査によれば、二十代や三十代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが最大の理由です。

こうしたことから、今般、所得制限を設けるとなく、三歳から五歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するともに、ゼロ歳から二歳についても、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとしております。これらについては、同じ理由から、全

国で実施することが必要であると考えます。

大きな改革には大きな財源が必要になります。財源の目当てがないままでは、改革の自身それ自体が小さくなるおそれがあります。また、幼児教育に係る負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つであると考えています。このため、今回、国民の信を問ひ、理解を得た上で、消費税率の使い道を見直すこととしました。

介護については、介護離職ゼロに向けて、二〇二〇年代初頭まで、五十万人分の介護の受皿を整備します。また、その大きな目標に向かって、介護人材確保への取組を強化します。さらに、他の産業との賃金格差をなくしていくため、介護人材のさらなる処遇改善を進めてまいります。

こうした取組により、子育て、介護など、現役世代が抱える大きな不安を解消し、我が国の社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革することにより、女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、全ての日本人がその可能性を存分に開花できる一億総活躍社会を実現してまいります。

社会保障と税の一体改革に関する三党合意についてお尋ねがありました。

社会保障と税の一体改革は、三党合意を経て成立した各般の法律の枠組みに沿つて、社会保障の充実、安定化と同時に重点化、効率化を進めるなど、着実に実施してきています。

その上で、今般、少子高齢化を克服するため、消費税率引上げ分の使い道を見直し、子育て世代、子供たちに大胆に投資するとともに、社会保障の安定化にもバランスよく充当し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換を図ることとしました。

これは、少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化と同時に達成することを目的とする社会保障と税の一体改革の延長と位置づけられ、三党合意において与野党

間で共有された大きな考え方と共通しているものと考えています。

給与所得控除の見直しと金融所得課税等についてお尋ねがありました。

給与所得控除については、主要国の概算控除額と比べて過大となっていることを踏まえ、控除が頭打ちとなる給与収入を八百五十万円超に引き下げることにしました。ただし、子育て世帯等に配慮することにより、九六％の給与所得者は負担増とならない見込みとなっています。

御指摘のサラリーマンの経費認定に関し、特定支出控除制度については、これまで、特定支出が給与所得控除額の二分の一を上回る場合には控除できるようにするなど、使いやすくなるための見直しを行ってきたところですが、更に、一般の見直しに際し、控除できる特定支出の範囲を拡充することとしたところです。

給与所得控除を含め、今後の個人所得課税のあり方については、平成三十年度与党税制改正大綱において、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見きわめつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくとされているところであり、丁寧に検討する必要があると考えております。

御指摘の金融所得に対する課税のあり方については、平成三十年度与党税制改正大綱において、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討するとされているところであり、丁寧に検討する必要があると考えています。

また、資産課税については、再分配機能の回復を図るため、平成二十七年から相続税の最高税率を引き上げるなどの見直しを行ったところです。今後のあり方については、これまでの改正の効果を見きわめるとともに、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ検討する必要があるものと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 古本先生から、計六問お尋ねがっております。

まず、消費税率の引上げについてのお尋ねがありました。

消費税率の引上げの延期による国、地方の税収への影響額は、平成三十年度の予算をもとに、軽減税率の影響を加味して機械的に試算をすれば、平成ベースで約四・五兆円と見込んでおります。

他方で、消費税率の引上げ延期が国債の発行額に及ぼす影響については、引上げ延期に伴い生じる経済への影響や社会保障の充実に係る歳出の見直しなどのさまざまな影響があることから、一概にお答えすることは困難であります。

次に、軽減税率制度についてのお尋ねがありました。

今般の個人所得課税の見直しは、働き方の多様化への対応や制度の適正化の観点から行うものであります。

軽減税率制度の財源につきましては、平成三十年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置を講ずることにより安定的な恒久財源を確保することとされており、今後、歳入及び歳出両面にわたってしっかりと検討を行ってまいりたいと考えております。

また、逆進性への対応につきましては、御指摘のようなマイナンバーカードを活用した還付ポイント制度についても検討されてまいりましたが、還付されるまでに時間がかかり、買物の際に痛税の緩和を実感できない、また、技術的にも、ポイント付与のため、仕組みやポイント情報の保護について小規模な事業者が対応できないのではないかなどの御指摘がありまして、消費税そのものの負担を直接軽減する軽減税率を実施することとした次第であります。

次に、企業に対する政策支援についてのお尋ねがありました。

これまで、所得拡大促進税制などの取組によって、四年連続で二％の賃金引上げが実現をされております。今回の税制改正では、さらなる賃上げや設備投資を行うよう要件を変更することとしており、一定の効果があるものと考えております。

なお、社会保険料の事業主負担については、働く人が安心して就労できる基盤をきちんと整備することが事業主の責任であることなどの観点から求められているものであり、公費で肩がわりするということは適当ではないと考えております。

次に、たばこ税についてのお尋ねがありました。

加熱式たばこにつきましては、紙巻きたばこの間で大きな税負担の格差が存在しておりますのは御存じのとおりです。紙巻きたばこの代替性が高い製品でもあり、足元の販売量は急速に増加をしておりますことから、財政面から早急な対応が必要であると考えております。

加えて、加熱式たばこの紙巻きたばこの間だけではなく、加熱式たばこの製品の間でも税負担が大きく異なっておりますため、課税の公平性を確保するという対応が必要であらうと存じます。

こうした点を踏まえて、今回の税制改正において、たばこ税の見直しを行うこととしたものであります。

次に、国際観光旅客税についてのお尋ねがありました。

国際観光旅客税を財源として講じられる観光施策は、日本人を含む出入国環境の円滑化、利便性向上などが含まれております。また、各国と締結しております租税条約には、自国と相手国の国民を差別できない条項が含まれておりますのも御存じのとおりです。こうしたことを踏まえて、課税対象に日本人も含めることいたしました。

また、課税のタイミングにつきましては、円滑な入国手続の観点に加え、諸外国においても出国時に一度だけ課税することが一般的であることを踏まえ、出国時に一度だけ課税することとしたしております。

最後に、自動車関係諸税についてのお尋ねがございました。

自動車関係諸税にしましては、リーマン・ショック以降、エコカー減税や税率の引下げなどを行い、ユーザー負担の軽減を図ってきたところであり、また、車体課税は、道路整備などの社会的費用の原因者負担、そして道路整備などの利便性向上の受益者負担との考え方から、自動車ユーザーに御負担をいただいているものであります。

自動車関係諸税のあり方については、こうした観点から、財政状況が厳しい中で、今後、道路の老朽化対策に多額の財源が必要となることなども踏まえて検討する必要があるものと考えております。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕
○国務大臣(加藤勝信君) 古本議員から、二問御質問をいただきました。

幼児教育、保育の無償化と消費税の使途についてお尋ねがございました。

社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方などが規定されているところであり、社会保障制度改革推進法も含め、社会保障・税一体改革の枠組みで議論された結果、消費税の使途については、消費税法において、制度として確立された少子化対策等に充てられることとされております。待機児童対策を進めるとともに、幼児教育、保育の無償化を始めとする負担軽減措置を講ずることは、重要な少子化対策の一つであると考えております。

昨年閣議決定された新しい経済政策パッケージに基づき、子育て安心プランを二年前倒しし、二〇二〇年度末までに三十二万人分の受皿を確保することで、待機児童対策に最優先で取り組むとともに、幼児教育、保育の無償化を進め、少子高齢

化の課題の克服に取り組んでまいります。
子ども・子育て支援の質の向上についてお尋ねがございました。

子ども・子育て支援の充実については、子育て世帯のニーズも踏まえ、幼児教育、保育や子育て支援の質の向上と量の拡充の双方を固めるため、御指摘の二〇二二年当時から、一兆円超程度の財源が必要とされております。

そのうち、消費税の一〇％への引上げにより実施することとされている病児保育の充実などの質の向上を含む〇・七兆円のメニューについては、子ども・子育て支援新制度が施行された二〇一五年度から全ての事項について実施をしております。

また、これ以外の財源により実施をすることとされております。さらなる質の向上のための〇・三兆円超のメニューについても、保育人材の処遇改善などの一部を既に実施しているところでありあります。

なお、多子世帯への支援については、児童手当について、三歳から小学校修了までの第三子以降は、第一子、第二子より五千円多い一万五千円を支給しております。また、保育料については、兄弟が保育園に通っている場合の第二子、第三子以降に係る保育料負担軽減に加え、第二子については、二〇一七年度予算において、既に実施している生活保護世帯に加えて、市町村民税非課税世帯の無償化を実施しております。

今後とも、安定的な財源確保に努めつつ、子ども・子育て支援のさらなる質の向上や多子世帯への支援の充実も図ってまいります。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇〕

○国務大臣(菅義偉君) 税に関する小委員会の設置と国会改革についてお尋ねがありました。広く国民に御負担をお願いする税の問題については、国会におけるしつかりとした御議論が重要であります。

このため、政府・与党の連携のもと、与党にお

ける議論を踏まえ、毎年度の税制改正法案が決定され、国会における与野党の御質疑を経て法案が成立していると承知をいたしております。また、その中で、我が国においては、閣僚が多くの時間を国会に費やし、政府としてもできる限り丁寧でわかりやすい説明を行っております。

さらに、議員の御提案を含め、国民により広く税の問題を御理解いただくために、国会でどのように税を扱うかについては、国会改革の御議論も踏まえ、国会において御検討いただくべき課題であると考えております。

税に関する法案の一括化についてお尋ねがありました。毎年度の税制改正法案においては、財務省及び総務省において、改正内容の共通性や相互の関連性を判断し、国税、地方税それぞれにおいて、毎年度、一本の法律案として提出をしてきています。

平成三十年度税制改正法案については、平成二十四年の税制抜本改革法を踏まえた税制の見直しや国際化への対応など、共通の趣旨、目的に沿った税目横断的な改正内容を含むものであり、国税、地方税それぞれ一本の法律案として国会に提出をさせていただいたものであります。

また、国民に広く負担を求める税制改正の内容は相互に関連するものであり、一体的にお示しすることによって総合的な検討を行うことに資するものと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 竹内譲君。

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君 公明党の竹内譲でございます。

私は、自由民主党並びに公明党を代表し、所得税法等の一部を改正する法律案並びに国際観光旅客税法案について、安倍総理並びに財務大臣に質問をいたします。(拍手)

質問に入る前に、このたびの自衛隊のヘリコプター墜落事故により亡くなられたお二人の自衛官

に謹んで哀悼の意を表しますとともに、けがをされた女子児童の早期治癒を祈願し、御家族を始め被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。政府におかれては、二度とこのような事故が起きないよう万全を尽くすことを強く要請します。

また、北陸地方を中心とした記録的な豪雪被害に遭われた皆様にも、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。現地で食料品やガソリン、灯油などの不足や、地方自治体の除排雪費用の増大等に対して、政府の強力な支援を求めるものであります。

さて、本二法案は、与党の税制調査会で議論し、昨年末に決定した税制改正大綱の内容を実行するためのものであり、税制面から成長と分配の好循環を後押しするものであります。

まず、個人所得課税改革について伺います。近年の経済社会の著しい変化の中で、結婚、出産、子育てをする経済的余裕がない若者が増加しています。若い世代や子育て世帯に光を当てていくことは、政治の重要な役割です。

そのためには、税制、社会保障制度、労働政策等から、総合的な取組を進める必要があります。個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることの重要性とともに、現行の税制は昨今の経済社会の変化に対応できていないという問題が指摘されてきました。

すなわち、第一に、現行制度が働き方の選択に中立な制度になっていないこと、第二に、所得格差の拡大が意識されている中で、所得再分配機能が弱まっていること、第三に、雇用の流動化や労働者に近い形態で働く個人事業主の増加など、働き方の多様化に対応できていないことであります。

平成二十九年度改正では、個人所得課税改革の第一弾として、配偶者が就業調整を意識しなくても済むように、配偶者控除の見直しを実施されました。今回の平成三十年度改正は、その第二弾と

して、我が国の経済社会の構造変化に対応するための改革であると位置づけられます。総理及び財務大臣に、今回の個人所得課税改革の狙い、及び、さきに述べた三つの課題にどのように対応しているのか、伺います。

個人所得課税は、個人の負担に直結するものであることから、今後の検討に当たっても、引き続き丁寧な議論が必要です。このたびの改正に当たっても、公明党内においてさまざまな角度から議論を重ねてきました。その結果、現行制度が抱える諸課題に対応しつつ、年収八百五十万円未満の世帯及び子育て世帯、介護世帯には新たな負担が生じない改正となっております。

子育て世帯への対応という観点から、寡婦控除の見直しについて伺います。公明党は、平成二十五年以来、一人親家庭に対する支援の観点から、現行制度では婚姻歴の有無によって格差が生じていることを訴え、その是正に取り組んでまいりました。

既に公営住宅はみなし適用がなされていますが、このたび、厚生労働省においても、保育料の算定基準を見直し、婚姻歴の有無にかかわらず、一人親にはみなし適用をすることを公表いたしました。

今回の見直しが実現すれば、未婚の一人親の不公平は一部解消されることとなります。しかし、所得税や住民税の税負担は重いままであるなど、まだ課題は残っています。

子供の貧困に対応する観点から、税制についても積極的な見直しが必要だと考えますが、総理の御所見を伺います。

次に、賃上げ、生産性向上のための税制について伺います。私は、今こそ、中小企業が生産性を高め、足腰の強い経営体質へと転換できるよう強力に支援すべきときだと考えます。

所得拡大促進税制については、これまでは平成二十四年度給与支給総額が基準になっていたこと

から、要件をクリアすることができない企業も多かったと聞きます。今回の改正により、前年度からの賃上げ率が要件となり、よりわかりやすくなっていることに加え、一層の賃上げに取り組む中小企業には税額控除の上乗せがされることになっていきます。

今回の税制改正をきっかけに、今まで賃上げにちゅうちょしていた多くの中小企業が思い切った従業員給与の引上げに取り組める環境づくりがますます重要であります。

他方で、働き方改革の推進により、残業時間の抑制が進むことは大いに歓迎するものではありませんが、その分残業代が減り年収が下がれば、従業員にとっては本末転倒です。残業時間を削減しつつ、それ以上の売上げが確保できるよう、企業の生産性を高める取組とそれを支援することも不可欠であります。

総理に、一般の法人税改革の狙いや期待される効果について伺います。

企業の積極的な投資や賃上げを促す一方で、事業承継は、この先十年の日本経済にとって最重要テーマの一つであります。

このたびの改正では、株式の相続税、贈与税について、承継時の納税を全額猶予することや、雇用要件の弾力化、さらに承継時と売却、廃業時の納税額の差額を免除するなど、税制面から相当大胆な見直しが行われます。

事業承継は、こうした税制措置に加え、後継者のマッチング支援などの予算措置や、これらの制度を広く周知していくといった努力も欠かせません。

事業承継に対する総合的な支援の必要性和、今回の税制改正の効果について、総理の見解を伺います。

先週から平昌冬季五輪が開幕いたしました。二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、日本としても政府を挙げて準備を進めなければなりません。

そこで、初めに、健康増進、受動喫煙防止の観点から、たばこ税について伺います。

たばこのないオリシピック・パラリンピックは、過去のオリシピック開催国が引き継いできた大切な伝統です。

受動喫煙対策を進めるための法案が国会の提出に向けて検討されていますが、税制の面からも受動喫煙対策や社会保障関係費の財源を確保するために、他の先進国に比べて低くなっているたばこ税率を引き上げることには合理性があると思います。

今回のたばこ税率引上げの趣旨と受動喫煙対策への総理の決意を伺います。

新たに創設される二つの新税について伺います。

一つは、長年議論が重ねられてきた森林環境税です。

国際的な温暖化対策に関する枠組みであるパリ協定を履行するために、間伐や再造林などの森林整備は喫緊の課題です。適齢期を迎えた森林資源の利用拡大も期待されます。

そこで、既に各自治体において独自に徴収している環境税との関係や、新たな国民負担が生じるものなのか等について、総理にわかりやすい説明を求めます。

もう一つは、国際観光旅客税です。観光促進のための税財源として、日本各地の観光資源の魅力向上や、空港等での出入国手続施設の高度化に使われることとされています。これによって観光産業の活性化が図られ、さらに、訪日外国人旅行者の出入国手続が円滑になり、地方空港ネットワークの充実なども図られることになれば、地方創生にもつながると期待できます。

他方で、新税を創設する際には、その受益者と負担者の双方の理解と納得が欠かせません。

今回新たに課税される税制が国民に受け入れられるためには、税収が何に使われているのか、その使途を明確にし、毎年度の予算審議において

チェックできるようにすることが必要不可欠と考えます。

使途の明確化についてどのように対応するのか、財務大臣に伺います。

以上申し上げてきたとおり、本二法案は、日本経済を再生するために必要な税制上の措置を実行するものであり、平成三十年度予算とあわせて早期に成立させる必要があることを訴えて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 竹内譲議員にお答えをいたします。

今回の個人所得課税の見直しについてお尋ねがありました。

今回の個人所得課税の見直しにおいては、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除等から、どのような所得にでも適用される基礎控除に控除額の一部を振りかえることとしていきます。

この見直しは、議員の御指摘のとおり、働き方に左右されない税制に向けた見直しであると考えています。

また、今回の見直しにおいては、給与所得控除や公的年金等控除の適正化を図るとともに、基礎控除について、所得が一定額を超えると控除額が通減、消失する仕組みに見直すこととしていきます。この見直しは、議員御指摘のとおり、所得再分配機能の回復に資するものと考えています。

未婚の一人親に対する税制上の対応については、未婚の一人親に対する税制上の対応についてお尋ねがありました。

平成三十年度の与党税制改正大綱において、児童扶養手当の支給に当たって事実婚状態でないことを確認する制度等も参考にしつつ、平成三十一年度税制改正において検討し、結論を得ることとされています。

与党における検討も注視しつつ、必要な検討を行ってまいります。

法人税改革、特に中小企業における所得拡大促進税制の見直しについてお尋ねがありました。

平成三十年度税制改正においては、賃上げや人的投資等に取り組む中小企業に対して、より裾野広く、かつ強力に支援する観点から、所得拡大促進税制を見直し、前年度から一・五%以上の賃上げを行う中小企業に対し、法人税の税負担を軽減することとしています。

さらに、前年度から二・五%以上と高い賃上げを行い、かつ、リカレント教育等の人的投資や経営力を向上させる取組を行う中小企業については、更に税額控除を上乗せし、強力な支援を行うこととしています。

こうした税制支援を含め、生産性革命の実現に向け、あらゆる政策を総動員することにより、中小・小規模事業者の生産性向上を進め、賃金上昇、景気回復の波を全国津々浦々へと広げてまいります。

事業承継に対する総合的な支援の必要性和と税制改正の効果についてお尋ねがありました。

今後十年で、中小・小規模事業者の経営者の六割が七十歳を超えるという現実があります。黒字廃業が相次ぐような事態は我が国経済にとって大きな損失であり、事業承継問題は待ったなしの課題です。

この強い危機感のもとに、事業承継税制を抜本的に拡充し、承継時の贈与税、相続税の支払い負担をゼロにすることとしました。また、後継者による新しいチャレンジを応援する補助金などにより、切れ目のない支援を行います。

さらに、御指摘のとおり、後継者難に苦しむ企業と事業を引き継ぐ企業のマッチングは極めて重要です。安倍内閣はこれまでに、事業引継ぎ支援センターの全国展開を実施したところであり、センターを通じたマッチング機能のさらなる強化にも取り組んでまいります。

そして、何よりも、こうした支援制度を十分に周知し、一つでも多くの中小・小規模事業者の皆さんに活用していただくことが大切であります。自治体や商工会議所、商工会とも連携しながら、

全国津々浦々にしつかりと普及させ、我が国の宝である中小・小規模事業者を次世代へとしつかりと引き渡してまいります。

たばこ税率引上げの趣旨と受動喫煙対策についてお尋ねがありました。

たばこ税については、高齢化の進展により社会保障関係費が増加する中、引き続き厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の税率を国と地方合わせて一本当たり三円引き上げることとしたものです。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底することが重要です。望まない受動喫煙をなくしていくため、引き続き、厚生労働省を中心に、関係省庁及び与党と調整し、成案を得て、法案を国会に提出します。

森林環境税についてお尋ねがありました。

現在、一部の地方団体において、森林整備等を目的に独自に課税が行われておりますが、二〇二四年度から課税を予定している国の森林環境税は、今国会に提出予定の森林経営管理法を踏まえ、この法案によって新たに市町村が担うこととなる森林の公的な管理等の財源として新たに創設するものです。

森林環境税の課税を開始する時期は、国民の負担感に十分配慮し、全国の地方団体による防災施策の財源を確保するための個人住民税均等割の引上げ措置が終了する時期も考慮して設定してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣 麻生太郎君登壇)

○国務大臣 麻生太郎君 竹内先生から、計二問お尋ねがあつております。

まず、個人所得課税の見直しについてお答えをさせていただきます。

今回の所得課税の見直しにおきましては、働き方の多様化というものを踏まえて、働き方改革を

後押しするという観点から、給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に十万円振りかえるということにいたしております。これは、働き方に左右されない税制に向けた見直しであると考えております。

また、基礎控除につきましては、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかと指摘を踏まえて、所得二千四百万円超から減額し、所得二千五百万円超で消失する仕組みに見直すことといたしております。この見直しは、所得再配分機能の回復に資するものと考えております。

次に、国際観光旅客税の使途の明確化についてのお尋ねがありました。

国際観光旅客税の税収につきましては、入国時の長時間の待ち時間等々、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、また、日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備による地域での体験滞在の満足度向上の三つの分野に充当することを政府の基本方針として昨年十二月に定めたとところであります。

その上で、これら三つの分野については、観光庁所管の法律を改正し、使途として明記するとともに、毎年度の予算書におきまして、観光財源を充当する予算を明確化するというようにいたします。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(赤松広隆君) 金子恵美さん。

(金子恵美君登壇)

○金子恵美君 無所属の会の金子恵美です。

ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び国際観光旅客税法案につきまして、会派を代表して質問いたします。(拍手)
冒頭、記録的な大雪が続く福井県を始めとして、豪雪災害により亡くなられた方々に心から哀悼の誠をささげ、被害を受けている全ての皆様にお見舞い申し上げます。

まだ大雪は続いています。これ以上犠牲者をふやすことがないよう、政府としても万全を期して対策を講じることが求めます。

税制は、社会保障制度などと同様に、社会をつくる手段であり、国には、あるべき社会像と、その手段としての税制改革の大きな絵案を示す責任があります。

私が党籍を持つ民進党は、既に、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から給付つき税額控除へと進めることにより、所得再配分機能を回復し、中間層の復活を図る等の所得税の抜本改革を提案しております。

一方、今回の政府・与党の税制改正案は、改革の方向性を示さず、小手先の改正、びぼう策に終始しており、その責任を全く果たしていないと言わざるを得ません。

特に、所得税については、一部のサラリーマンにのみ負担増を求めるだけでなく、制度をいたずらに複雑化し、公平、中立、簡素という租税の大原則からかけ離れた姿にするものと思われまうが、安倍総理の評価を伺います。

もしすぐれた大改正であるというのであれば、なぜ、昨年の総選挙で訴えることなく、だまし討ちのように出してきたのですか。

消費税引上げ延期に際し、代表なくして課税なし、国民生活に大きな影響を与える税制において重大な決断をした以上、どうしても国民の皆様の声を開かなければならないと判断したと言つて、衆議院を突如解散したのは安倍総理です。

今回の増税は、国民の皆様の声を開かなくてよい程度のものであるという判断なのですか。総理の見解をお聞かせください。

今回の改正案では、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律十万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律十万円引き上げること、増加しているフリーランス等の方々の負担を軽減することですが、そもそも、伝統的な自営業者以外

のフリーランスの方々の人数や平均収入を把握されているのですか。フリーランスの方々はここ十年でどれぐらい増加したのですか。麻生財務大臣の答弁を求めます。

給与所得控除が諸外国の水準に比べて高いので引き下げることですが、日本における税の捕捉率の問題、いわゆるクロヨン問題を放置したまま給与所得控除を引き下げることについて、納税者の理解を得ることができるとお考えですか。安倍総理の見解を伺います。

また、そのような捕捉率の問題を放置したまま、今後も給与所得控除を引き下げていくお考えなのですか。総理、いかがですか。

所得税以外についても、理念なく、取りやすいところから取るという発想の増税が目立ちます。

国際観光旅客税、いわゆる出国税については、観光立国実現に向けた観光基盤の拡充強化を図るとの看板は美しく見えますが、本来、地方経済の活性化等の観点から、観光インフラや観光資源の整備促進のための財源は一般財源に求めるべきです。

出国税など、国境を越える人や金融資本の移動にかかけられる税は、これまでの国際連帯税の議論や諸外国の導入実績等も踏まえ、主として、気候変動や感染症対策などの国境を越えた地球規模課題への対策にこそ使われるべきと考えます。

一九九二年に導入された地価税以来の新税であるにもかかわらず、十分な検討なく取りまとめられた国際観光旅客税は、なぜ日本人出国者にも負担を求めるのか、なぜ出国一回につき千円という水準なのか、なぜ来年一月七日から適用という性急過ぎる時期が設定されているのか、全くわかりません。総理の明確な説明を求めます。

たばこ税についても、税率を一本当たり三円引き上げるだけでなく、加熱式たばこを大幅に増税することとしています。

たばこ税については、あくまで健康の観点等か

所得税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する金子恵美君の質疑

ら検討を行うべきであり、紙巻きたばこ、副流煙を出さない加熱式たばこを一緒に扱うべきではないと考えますが、財務大臣の見解を伺います。

また、たばこ事業法には、財政収入の安定的確保が目的と記されておりますが、これを国民の健康的な生活を目的とすることに改めるお考えはありませんか。お答えください。

自動車関連税制について伺います。

本来であれば、社会保障と税の一体改革決定時には、自動車取得税の廃止を始めとする抜本的見直しが行われるはずでした。しかし、消費税増税先送りを口実に、見直しが行われないどころか、二十九年度の税制改正では、エコカー減税、グリーン税制が縮小されることとなりました。

自動車産業は我が国産業の基盤であり、自動車は、地方では生活の足となっております。そうした観点を踏まえれば、取りやすいところから取るといった発想で自動車関連諸税を増税するのは誤りであり、むしろ負担軽減を行っていくべきであると考えますが、総理の所見を伺います。

来月、三月十一日で、東日本大震災、東京電力福島第一原発事故が発災してから九七年となりますが、被災地の復興再生はまだ道半ばです。

安倍総理は、消費税八%引上げに際し、復興特別法人税の前倒し廃止を行いました。復興費用は、当初の十年間二十三兆円から三十二兆円まで膨らんでいます。

その中で、被災地の住民にも負担がある復興特別所得税は続いています。あつち黒字法人の税負担だけを軽減したことは、今でも正しかったとお考えでしょうか。安倍総理にお尋ねします。

最後に、安倍政治、アベノミクスによってたらされた社会の分断化を食い止め、日本の成長と全ての人を包摂する社会の実現を両立させることに尽力していくことを国民の皆様にお約束し、私の代表質問といたします。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 金子恵美議員にお答えをいたします。

今般の個人所得課税の見直しについてお尋ねがありました。

今般の個人所得課税の見直しでは、働き方の多様化を踏まえ、特定の収入のみに適用される給与所得控除等から、どのような所得にでも適用される基礎控除に控除額の一部を振りかえることとしていきます。この見直しは、働き方に左右されない税制に向けた中立性を高めるものと考えています。

また、基礎控除については、所得が一定額を超えると控除額が過減、消失する仕組みに見直すこととしていきます。この見直しは、所得再分配機能の回復に資するものであり、垂直的公平性を高めるものと考えています。

また、給与所得控除の見直しに当たっては、子育て世帯等には負担増が生じないようにしたところです。これは、少子高齢化に立ち向かうために、子育て等についてきめ細やかに配慮するものであり、適当なものと考えています。

なお、さきの衆院選における公約においては、個人所得課税の見直しについて、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革を行うことを掲げていたところであり、今回の見直しは、この方向性に沿って検討されたものであります。

事業所得等の所得捕捉と給与所得控除の見直しについてお尋ねがありました。

これまでも、帳簿義務制度の拡充、法定資料の整備充実、罰則の強化、青色申告の普及促進など、事業所得等の適正な申告や所得把握に向けた取組を進めてきていたところであります。

引き続き、マイナンバー制度も活用しつつ、更に正確で効率的な所得把握に努めるとともに、ICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な申告に向けた取組を進めていく必要があると考えています。

給与所得控除を含め、今後の個人所得課税のあり方については、平成三十年度与党税制改正大綱において、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見きわめつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧な議論を進めていくとされているところであり、丁寧に検討する必要があると考えています。

国際観光旅客税についてお尋ねがありました。観光は、我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札です。

今般、二〇二〇年四千万人の達成に向けて、これまでになく高次元の施策を一気呵成に展開していく必要があります。

また、二〇一九年にラグビーワールドカップ、二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えており、受入れ体制の充実を図る必要があります。

このため、来年一月七日以降の出国に適用される国際観光旅客税を創設し、観光施策の充実に必要な財源の確保を図ることとしました。

課税の対象に関しては、空港、港湾の出入国の円滑化、利便性向上が含まれることを勘案し、受益と負担の観点も踏まえ、日本人出国者にも御負担をお願いすることとしています。

税額の水準に関しては、近隣アジア諸国との競争や訪日旅行需要への影響等を考慮し、出国一回につき千円の御負担をお願いすることとしています。

今後、新たな財源を活用し、瞬時に顔を認証して入管審査を通過できるゲートの整備など、先進的でコストパフォーマンスの高い観光施策に取り組んでまいります。

車体課税の見直しについてお尋ねがありました。

車体課税については、リーマン・ショック以降、エコカー減税や税率の引下げ等を行い、ユーザ負担の軽減を図ってきました。今後の車体課税の見直しについては、平成二十

九年度与党税制改正大綱において、平成三十一年度税制改正までに総合的な検討を行うこととされており、引き続き検討してまいります。

復興特別法人税の前倒し廃止についてお尋ねがありました。

御指摘の復興特別法人税の前倒し廃止は、経済成長を賃金上昇につなげる観点から行ったものであり、これを契機として、企業の賃金水準全体の上昇を促し、賃上げを通じて、被災地を含む日本経済の再生につなげることを目的としたものです。

こうしたこともあり、中小企業を含め、今世紀に入って最も高い水準の賃上げが四年連続で実現し、多くの企業で四年連続のベースアップが実施されました。

民間主導の力強い経済成長が実現し、デフレ脱却の道を確実に歩んでいます。したがって、当時の前倒しの判断が間違っていたものとは考えていません。

東北の復興なくして日本の再生なし。その決意のもとに、引き続き、なによりわいの復興、心の復興に全力で取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 金子議員から、二問お尋ねがあつております。

まず、フリーランスの実態についてのお尋ねがありました。

自営業主のうち、いわゆる伝統的な自営業以外の人数について、総務省の国勢調査をもとに、一定の仮定のもと、機械的に試算をいたしますと、二〇一〇年で百六十万人程度であり、一九八五年時点と比べて約三十万人程度増加しているものと見込まれております。

また、いわゆるフリーランスの方々の年収につきましては、中小企業庁が行った委託調査によれば、二百万円未満が四割、二百万円から四百万円

までが約三割、四百万円から六百万円までが約二割程度、六百万円以上が一割程度となつております。

次に、たばこ税とたばこ事業法の目的の見直しについてのお尋ねがあつております。

加熱式たばこにつきましては、紙巻きたばこより税負担が低い中、紙巻きたばこの代替性が高い製品でもあり、足元の販売量は急速に増加をいたしております。したがつて、財政に与える影響を踏まえて、早急な対応が必要であると考えており、今回、たばこ税の見直しを行ったものであります。

なお、たばこ事業法というのは、御存じのとおり、たばこ産業の健全な発展を図り、財政収入の安定的な確保と国民経済の健全な発展に資することを目的といたしております。喫煙と健康の観点からは、このたばこ事業法に基づいて、パッケージへの注意表示を義務づけているほか、たばこ広告の規制を行っているところでもあり、たばこ事業法の目的規定を改めるとすることは考えておりません。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 日本共産党の宮本徹です。

所得税法等改正案及び国際観光旅客税法案について質問します。(拍手)

今、安倍政権のもとで、税への国民の信頼が大きく揺らいでいることを指摘しなければなりません。

森友学園への国有地の八億円の値引きの根拠を会計検査院は確認できませんでした。国会が求め続けた森友学園側と国との交渉内容を記した文書は、今ごろになって提出されました。ところが、安倍政権は、虚偽答弁がはつきりした佐川国税庁長官を適材適所だと擁護し続け、安倍昭恵氏の証人喚問も拒否しています。

十六日から確定申告が始まります。総理、森友

疑惑がこのままなら納税はしたくない、こういう国民の声をどう受けとめますか。安倍昭恵氏と佐川国税庁長官の証人喚問を強く求めます。

安倍政権のもと、格差と貧困が拡大しました。今求められるのは、格差と貧困を正し、暮らしを応援する経済政策、税制改正です。ところが、来年度の税制改正の内容は、個人向けの増税のオンパレードです。

総理、与党の選挙公約には、サラリーマン増税も、出国旅客に税を課す国際観光旅客税創設もなかったではありませんか。出国税の創設には、国民的議論も国民的合意もありません。観光財源確保のためといいますが、使い道も曖昧で、無駄遣いの温床になるという批判があるのではありませんか。

重大なのは、サラリーマン増税です。法案は、所得再分配機能の回復の観点から各種控除の見直しを行ったといえます。しかし、増税の対象となる年収八百万円台は、高所得者層ではなく、中間層なのではありませんか。

この間、給与所得控除の上限の見直しで、増税となる収入ラインが一千五百万円超、一千万円超、八百五十万円超と引き下げられてきました。次は七百万円になると不安が広がっています。

総理は、このラインを更に引き下げるつもりでしょうか。

やるべきは、庶民増税ではありません。株の譲渡益や配当で巨額の収入を得ている超富裕層への課税強化こそやるべきです。証券優遇税制を廃止し、税率を一〇%から二〇%に戻す際、投資意欲が減退する、経済に悪影響という批判も一部にありました。しかし、現実には、株式市場への悪影響などなかったのではありませんか。高額な株式配当、譲渡益など、証券税制の税率引上げに早急に踏み出すことを求めます。

総理、所得再分配機能の回復を口にしながら逆進性の強い消費税を増税するのは、全くつじつまが合いません。消費増税は、低所得者を一層追い

込みます。教育、社会保障の財源は、応能負担の原則に基づいた法人税、所得税の改革でこそつくべきです。

安倍政権は、黒字の大企業に対しては、法人税率引下げを繰り返して、租税特別措置による優遇を次々拡大してきました。研究開発減税は最大で四割の税額控除に拡大、本法案では、所得拡大促進減税も最大二割の税額控除に引き上げ、AIなどへの投資で更に二割の税額控除です。この三つの措置を併用すれば、法人税の実効税率は一体最大どこまで下がるのでしょうか。

総理、庶民への増税の一方で大企業への減税を重ねるのは、税の公平性を欠きます。税の透明化を図るために、租税特別措置によつて巨額の減税の恩恵を受けている企業については、企業名と減税額を公表すべきです。

本法案は、三%の賃上げをした企業に減税するといいますが、総務省行政評価局も、賃上げ促進税制の効果は説明が不十分だと指摘しております。この間、大企業の内部留保は巨額に膨らんでいます。租税特別措置の適用額トップはトヨタです。そのトヨタの利益剰余金は、この四年で約五兆円もふえています。総理は、大企業は減税しなければ賃上げができない体力だとお考えなのでしょうか。

本法案は、賃上げに最も苦労している赤字の小企業、小規模事業者には何の支援にもなりません。総理、社会保険料減免や適正な利益を含む取引価格となるよう、大企業と中小企業の公正な取引ルールづくりにより真剣に取り組むべきではありませんか。

さらに、政治の責任で、正社員化、均等待遇、最低賃金抜本的引上げこそ進めるべきであります。

トランプ政権が法人税の大幅な引下げを決めました。法人税引下げ競争に拍車がかかれば、各国が税源を失い、しわ寄せが国民に行くことになりま

ために力を尽くすべきではありませんか。本法案は、国際課税の強化として、海外の通販業者などが日本国内に倉庫などを所有している場合に課税します。しかし、日本で売上げの大きいアマゾンなどは米国企業です。米国は、OECD諸国で唯一、BEP S防止措置実施条約に保留を表明しております。日米租税条約では、倉庫があるだけでは課税できません。総理、税逃れの大穴を防ぐために、米国にBEP S条約への加盟をあなたが先頭に立つて求めるべきではありませんか。

もう一つは、税の使い方です。総理は、空母の保有について、具体的な検討を行つてきた事実はありませんと本会議で答弁いたしました。しかし、予算委員会でも小野寺防衛大臣は、昨年から護衛艦「いずも」での新種航空機の運用に向けた調査研究を行つていることを明らかにしました。この新種航空機とは、F35Bではないのですか。そうであれば、攻撃型空母を保有できないという政府の見解を覆すことになるのでは

ありませんか。最後に、日韓首脳会談について伺います。総理が米韓合同演習は延期すべきでない」と主張したと報道されています。平和の祭典であるオリンピックを機に南北間の対話が再開し、対話による解決の努力が強められる中、なぜ冷や水を浴びせかけるのか。

けさの報道によれば、アメリカのペンス副大統領は北朝鮮との直接対話に言及しました。総理はこうした動きをどう受けとめますか。明確な答弁を求めて、質問を終わります。

(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮本徹議員にお答えをいたします。

森友学園への国有地売却に関する疑念についてのお尋ねがありました。

森友学園への国有地売却に関しては、今後とも

しつかりと説明をしていかなければならないと考えています。

国有地は国民共有の財産であり、その売却に当たっては、国民の疑念を招くようなことがあってはなりません。私としても、国有財産の売却については、業務のあり方を見直すことが必要と考えており、関係省庁において今後の対応についてしっかりと検討しているところです。

なお、国会における審議のあり方については、国会においてお決めいただくことだと認識しております。

国際観光旅客税の創設等についてお尋ねがありました。

観光財源の確保については、一昨年の観光ビジョンや昨年の六月の未来投資戦略二〇一七に明記し、政府内で検討を進めてきました。その後、与党の税制調査会において御議論いただいた結果、三十年度税制改正において国際観光旅客税を創設することとなりました。

税収の使途に関しては、三十年度予算では、例えば、瞬時に額を認証して入管審査を通過するゲートの整備など、先進的でコストパフォーマンスの高い施策に充当することとしました。また、三十一年度以降については、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、大きな効果が発揮できるよう使い道を決定してまいります。その上で、行政事業レビュー等をしつかり活用して、効果的かつ効率的に使用されるように取り組んでまいります。

なお、さきの衆院選における公約においては、高次元で観光施策を実行するために必要となる追加的な観光財源の確保に取り組むこと、経済社会の構造改革を踏まえた個人所得課税改革を行うことを掲げており、今回の措置はこの方向性に沿って検討されたものです。

給与所得控除の見直しについてお尋ねがありました。給与所得控除については、主要国の概算控除額

と比べて過大となっていること等を踏まえ、控除が頭打ちとなる給与収入を八百五十万円超に引き下げることをしたところです。

どの程度の所得層が中間層であるかについて一概に申し上げることは困難ですが、一般の見直しでは、子育て世帯等に配慮することにより、九六%の給与所得者は負担増とならない見込みとなつております。

給与所得控除を含め、今後の個人所得課税のあり方については、平成三十年度与党税制改正大綱において、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見きわめつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくとされているところであり、丁寧に検討する必要があると考えております。

金融所得課税についてお尋ねがありました。金融所得課税については、平成二十六年から、上場株式の譲渡益等について、税率を一〇%から二〇%にしたところです。これにより、高所得者ほど所得税の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再分配機能の回復に一定の効果があったのではないかと考えています。

金融所得に対する課税のあり方については、平成三十年度与党税制改正大綱において、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討するとされているところであり、丁寧に検討する必要があると考えています。

所得再分配機能や応能負担等についてお尋ねがありました。低所得者の教育負担の軽減を含め、社会保障の安定財源については、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定していること、勤労世代など特定の者への負担が集中しないことから、消費税がふさわしいと考えております。消費税率の一〇%への引上げに当たっては、子

育て世代、子供たちに大胆に投資するとともに、社会保障の安定化にもバランスよく充当するほか、低所得者対策として軽減税率制度を実施することとしております。

御指摘の再分配機能の回復については、これまで安倍内閣において、所得税や相続税の最高税率引上げ、金融所得課税の税率の引上げ、給与所得控除の見直しを講じてきたところです。平成三十年度税制改正においても、基礎控除については、所得二千四百万円超から減減し、所得二千五百万円超から消失する仕組みに見直すこととしており、これは所得再分配機能の回復に資するものと考えております。

大企業の租税特別措置についてお尋ねがありました。

御指摘の研究開発税制は、大企業を優遇するものではなく、将来の経済成長の礎となる企業の研究開発投資を後押しするものであり、利用件数を見ると、中小企業も含め、幅広く利用されています。

また、今般の税制改正では、過去最高の企業収益を賃上げや設備投資につなげていくため、賃上げや投資に積極的な企業や革新的なイノベーションに挑戦する企業の税負担を引き下げることとしております。一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げ等に消極的な企業には優遇税制の適用を停止するなど、税収中立の考えのもと、めり張りをつけた内容としており、ただ単に大企業に対して減税を行うというものではありません。

その上で、平成三十年度に大企業に一律に適用される国、地方合わせた法人実効税率は二九・七四%であります。三つの租税特別措置は政策目的が異なるため、諸外国と同様、併用可能であることから、理論的には、最大で、研究開発税制で総額型や高水準型といったあらゆるタイプの試験研究を行った場合に法人税額の四割、今回の賃上げ及び投資の促進に係る税制で法人税額の二割、情報連携投資等の促進に係る税制で法人税額の二割

を控除することが可能となります。

しかしながら、租税特別措置の適用は個々の企業によつてまちまちであり、実際の控除の割合がどの程度になるかさまざまであるため、企業の実質的な税負担を一概に申し上げるのは困難であります。

なお、これらは生産性革命実現に向けた日本経済の成長に必要な支援であり、単にそうした仮定の企業の税負担を前提に税の公平性の議論をするのは、必ずしも妥当ではないものと考えています。

一方で、租税特別措置については、不断の見直しを行っていくべきものであり、こうした改正の成果を見きわめてまいりたいと考えています。

なお、租税特別措置の適用を受ける企業名を公表すべきとの御指摘については、競争上の不利益が生じるおそれがあることから、個別企業名を公表することについては慎重であるべきと考えています。

所得拡大促進税制の効果、企業収益と賃上げの関係についてお尋ねがありました。

所得拡大促進税制については、内閣府の試算によれば、二〇一二年度との比較で、二〇一六年度までに一・五兆円近い賃上げ効果があつたと推計されており、御指摘の行政評価においてもこの推計結果は否定されていないと承知しています。

現在、過去最高の収益を上げる中でも企業は厳しい国際競争にさらされ、収益の活用にあつてもシビアな投資判断が求められています。こうした中で、企業収益をしつかりと賃上げにつなげていくためには、政府として、国際競争で十分に戦える事業環境を整備していくことが極めて重要です。

今回の税制措置は、国際的に企業の税負担を軽減する動きが強まる中、このような観点から、賃上げや設備投資に積極的な企業に対して法人税負担を国際的な水準にまで引き下げるものです。今回の措置により、厳しい国際競争のもとでも、企

業に三%以上の力強い賃上げを促すことで、四年間続いてきた今世紀最高水準の賃上げの流れを一層強化していく考えであります。

赤字の中でも頑張る中小企業、小規模事業者への支援についてお尋ねがありました。

賃上げを進め、経済の好循環を全国津々浦々に浸透させていくためには、全国で三千三百万人を超える従業員を雇用している中小・小規模事業者の生産性向上が必要不可欠です。その実現に向けて、来年度から、赤字など厳しい経営環境のもとで新たな設備投資にチャレンジする中小・小規模事業者の皆さんを後押しするため、自治体の判断により、固定資産税をゼロにする新しい制度を設けます。

さらに、設備投資や販路開拓、IT導入を支援するため、ものづくり補助金やIT導入補助金、持続化補助金を活用しながら、中小・小規模事業者の生産性向上を後押ししてまいります。

加えて、下請取引の適正化に向けた取組や事業承継税制の抜本的拡充など、あらゆる政策を総動員することで、赤字の中でも頑張る事業者を含め、中小・小規模事業者の皆さんの生産性革命をしつかりと実現してまいります。そのことによつて、四年連続の賃上げの流れをさらに力強いものとし、また、日本全国へと広げていく決意であります。

賃上げと中小企業に関連したお尋ねがありました。

正社員や均等待遇については、非正規から正規への転換などを行う事業主へのキャリアアップ助成金などを通じ、今後も正社員転換や待遇改善を進めてまいります。さらに、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に向けて、同一労働同一賃金の実現など、働き方改革に取り組みしていきます。

最低賃金については、時給で、安倍政権前の十年間は八十円の引上げにとどまっていますが、安倍政権発足以降の五年間で約百円引き上げまし

た。引き続き、年率三%程度を目標として引き上げていき、全国加重平均で千円を目指してまいります。

また、大企業と中小企業の間で公正な取引が行われるよう、関係法令の厳格な運用、業界ごとの自主行動計画の策定やフォローアップなどを通じて、引き続き、取引条件の改善に取り組んでまいります。

今後とも、大胆な税制、予算、規制改革、あらゆる施策を総動員することにより、賃金アップの勢いを力強いものとしてまいります。

なお、社会保険料の事業主負担は、働く人が安心して就労できる基盤を整備することが事業主の責任であるとともに、事業主の利益にも資するという観点から事業主に求められているものであり、社会保険料の事業主負担を公費で肩がわりすることは適当ではないと考えています。

法人税引下げ競争についてお尋ねがありました。

一般論として申し上げますと、税率を含め、法人税制をどのように組み立てるか、基本的には各国の責任に属する事柄であると考えています。各国においても、法人税収は財源調達の上で重要な役割を担っていると考えておりますが、いずれにせよ、各国がどのような経済政策をとるかについては、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

国際課税の強化とBEPS防止措置実施条約についてお尋ねがありました。

国際的な租税回避の防止については、日本はこれまで、OECD、G20によるBEPSプロジェクトでの議論を主導し、例えば、日本が議長国を務めた伊勢志摩サミットにおいても、その合意事項を各国が足並みをそろえて着実に実施していくよう、首脳宣言に盛り込みました。

BEPS防止措置実施条約についても、より多くの国が参加することで真価を発揮することから、日本としては、米国を含む未参加国に対して

署名を呼びかけているところです。

政府としては、国内における取組を進めるとともに、国際社会と協調し、租税回避の防止に向けて不断に取り組んでまいります。

護衛艦「いずも」についてお尋ねがありました。

これまで、政府として、護衛艦「いずも」の空母化に向けた具体的な検討を行ってきたとの事実がないことは、累次答弁しているとおりです。

他方で、今後の防衛力のあり方については、さまざまな検討を不断に行っているところであり、この点も政府として累次申し上げているところであります。

例えば、護衛艦「いずも」の将来の活用方策に関する基礎的な調査研究や情報収集などは、防衛省においてかねてより行ってきたものと承知しておりますが、いまだ調査研究の途上であるとの報告を受けております。現時点では、具体的な内容について申し上げることは差し控えたいと思っております。

いずれにせよ、攻撃型空母を含め、性能上専ら他国の国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは許されないとの政府の見解には、今後ともいささかの変更はありません。

防衛計画の大綱の見直しに当たっては、専守防衛は当然の大前提とした上で、従来の延長線上ではなく、新たな課題や対応策について幅広く検討していく考えであります。

日韓首脳会談と米韓合同演習及びペンス副大統領の発言についてお尋ねがありました。

北朝鮮の核、ミサイルの脅威に対処する上で、米韓合同演習は、日米合同演習及び日米韓の防衛協力と並び重要な柱となっております。

北朝鮮は、平昌五輪の前日に、平壤で大規模な軍事パレードを行いました。そこでは、昨年日本の上空を飛び越えて発射された二発の弾道ミサイルや、我が国のEEZ内に撃ち込まれたICBM級弾道ミサイルと同じものと見られる弾道ミサイ

ルを含め、四種類の弾道ミサイルが登場しました。

日韓首脳会談では、私より文大統領に対し、北朝鮮は、平昌五輪を機に南北対話を進める一方で核・ミサイル開発を継続しており、北朝鮮のほほ笑み外交に目を奪われてはならない旨指摘し、率直な意見交換を行いました。

文大統領とのやりとりの詳細については差し控えますが、北朝鮮に政策を変えさせ、核・ミサイル計画を放棄させるため、あらゆる方法で圧力を最大限まで高めていかなければならないこと、日韓、日韓米で、それぞれ緊密に連携していくことについて完全に一致しました。

なお、ペンス副大統領のインタビュー記事に関する御指摘がありました。ペンス副大統領とは、訪日の際に加えて平昌でも、今後の方策につき綿密にすり合わせを行っており、北朝鮮の完全、検証可能、不可逆的な非核化に向け、圧力を最大限まで高めていくとの方針につき、完全に一致しています。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 杉本和巳君。

〔杉本和巳君登壇〕

○杉本和巳君 日本維新の会の杉本和巳です。

私は、我が党を代表して、本日の議案について質問いたします。(拍手)

まず、先週に続き、なお降り続く大雪の被害が北陸、東北地方ほかで発生しております。お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。御冥福をお祈りいたします。また、被災されている方々にお見舞い申し上げます。

また、自衛隊ヘリコプター事故で殉職されたお二人の自衛官に謹んで哀悼の意を表します。また、けがをされた女子児童並びに御家族の方々へのお見舞いを申し上げます。

ある中小企業を紹介させていただきます。業種は広い意味での製造業、創業五十六年、社長は四代目。創業者の方針が守られ、四代の社長に世襲

なし。従業員五十名、全員正規社員、すなわち非正規社員ゼロ。ニッチ市場での多品種少量生産、廉価販売なし。売上げの六割は国内、海外事業はほぼ外取引。もちろん業績好調です。このような会社が東海地方にはあります。

総理が施政方針演説で述べられた、「非正規という言葉をこの国から一掃してまいります。」を率先垂範、有言実行している会社の事例が明白にあるわけです。松下幸之助公のダムの経営、あるいは蛸変の経営など、よき日本の経営のあり方を再認識し、民間の力を信じて適切な政策を進めていくことが大切であると提起いたします。

さて、少子高齢化と人口減少、グローバル化や産業構造の変化等によって生じているさまざまな課題を解決していく上で、税制の果たす役割は極めて重要です。

ふえ続ける財政赤字や社会保障費の膨張など、財政が悪化の一途をたどる中、中長期的な経済成長を支援すること、税収を確保し、税制を通じて適正な所得再分配を行うためには、小手先の利害調整だけではなく、抜本的な税制改革が必要であると考えます。

また、社会保障費のピークをいつ乗り越えられるのかという中長期的将来見通しを明らかにすることが、国民の皆様への将来不安払拭につながる提案いたします。

以上のような観点から、本法案についての質問をいたします。

まず、所得税についてです。

昨年の税制改正では、配偶者控除制度について議論されました。税制が女性の働き方やライフスタイルを誘導している不合理さについて指摘をいたしました。配偶者控除についてはさらなる見直しが行われなかったことについては、大変残念です。

今回は、個人所得課税における諸控除の見直しが提案されました。働き方の多様化を踏まえ、給

与所得控除の縮小と基礎控除の引上げといった見直しが行われることについては一定の評価をしています。しかしながら、給与所得控除の見直しによって、八百五十万円を超える収入を得る人にとっては増税となるという案は、可処分所得が減り、勤労意欲を阻害しかねないのではとの懸念もあります。

高度プロフェッショナル制度を創設し、裁量労働制も拡大しようとしている一方、その対象となる人々をターゲットとした増税は、政策効果を相殺します。その点についての総理の所見をお伺いいたします。

給与所得者と個人事業主との所得把握の不均衡、いわゆるクロヨンに対して、マイナンバーの活用等によって抜本的な見直しを行わない限り、税の公平性が担保できないのではないのでしょうか。マイナンバーの活用に向けて、具体的かつ早急に検討を進める必要性について、総理の御所見をお伺いします。

また、年金等控除についても見直しが行われていますが、依然として、現役世代よりも年金受給者に対して手厚い制度であることに変わりはありません。人生百年時代を見据えた全世代型社会保障の実現を目指すのであれば、今後は、年齢ではなく、負担能力に応じた制度設計が必要です。世代間格差の是正に向けて更に踏み込んだ、カナダのクロバック制度のような改正が必要ではないでしょうか。総理の御所見をお伺いします。

次に、法人税についてお伺いします。

大手企業は、業績好調な中、賃上げや設備投資をためらい、内部留保をため込む傾向にあります。この流れに対して、所得拡大促進税制を通じて歯止めをかけるための方向については一定の評価をします。しかしながら、租税特別措置を講ずることでの程度の賃上げに結びつくのでしょうか。

先日公表された法人税改正に対する企業の意識調査によると、賃上げは三割、設備投資は二割が

実施予定となっております。

我が党は、以前から、租税特別措置については、その効果について、経済成長にどの程度の寄与が見込まれるのか、試算を行った上で実施すべきであることを指摘しております。

総理、今回の租税特別措置がもたらす経済効果の政府試算について具体的に回答ください。

次に、国際観光旅客税についてお伺いいたします。

昨年の訪日外国人客数は二千八百六十九万人で、前年比一九・三％増、訪日外国人客の国内消費額は四兆円を突破するなど、少子化、高齢化、人口減少で国内マーケットが縮小する中にある。インバウンド市場は拡大を続けています。

今回の新税導入案は、国立公園の自然保護による観光資源強化策などの発想も首肯し得る一方、唐突感はありません。

新税の導入によって四百三十億円の税収が見込まれていますが、観光関連予算は、国交省だけでなく、農水省、経産省等、複数の省庁において計上されており、合計三千二百億円とも言われています。複数の省庁にまたがる施策は無駄の温床になります。政府全体で観光関連事業について見直しは実施したのでしょうか。国民に税負担を求める前に、まず観光関連事業を全体としてマネジメントした上で、それぞれの施策効果を分析するべきではないのでしょうか。

今回の国際観光旅客税の導入に当たって、このような見直しを十分に行ったのか、また、新税の導入の必要性について、総理の御所見をお伺いいたします。

我が日本維新の会は、税負担を求める前に、まずは身を切る改革、徹底行革が必要とのスタンスであります。民間の活力を最大限発揮できる制度を実現すると同時に、本来に支援が必要な方々へのサポートを手厚くし、将来世代への思い切った重点投資を可能にすることを目指してまいります。

以上、お書き申し上げて、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 杉本和巳議員にお答えをいたします。

給与所得控除の見直しについてお尋ねがありました。

御指摘の高度プロフェッショナル制度は、高度な知識、技術を持つ専門職の自律的に働きたいというニーズに応えて、意欲と能力を十分に発揮できるように、めり張りのある効率的な働き方を可能とする観点から設けるものです。また、裁量労働制は、みずからの裁量で時間配分や出勤時間などを決めることができる、自律的で創造的に働く方を対象とする制度です。

他方、給与所得控除については、主要国の概算控除額と比べて過大となっており、こと等を踏まえ、控除が頭打ちとなる給与収入を八百五十万円超に引き下げることにしたところです。

ただし、給与所得控除の見直しについては、子育て世帯等に配慮することにより、九六％の給与所得者は負担増とならない見込みとなっており、負担増となる者については、給与八百五十万円超から急激に負担が増加するわけではなく、段階的にふえる仕組みになっております。このことを踏まえれば、勤労意欲への影響は限定的であり、二つの政策の効果が相殺されるとは考えておりません。

個人事業主の所得把握とマイナンバーの活用についてお尋ねがありました。

これまで、記帳義務制度の拡充、法定資料の整備充実、罰則の強化、青色申告の普及促進など、事業所得等の適正な申告や所得把握に向けた取組を進めてきているところであります。

引き続き、マイナンバー制度も活用しつつ、更に正確で効率的な所得把握に努めるとともに、ICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な

申告に向けた取組を進めていく必要があると考えています。

年金のクロウバック制度についてお尋ねがありました。

高所得者の年金額を調整する、いわゆるクロウバック制度については、平成二十八年度の年金改革法において、社会保障制度改革プログラム法で示された課題の一つとして検討する旨の検討規定が盛り込まれており、引き続きしっかりと検討してまいりたい、このように思っております。

法人税の租税特別措置に係る経済効果についてお尋ねがありました。

今回の措置に係る経済効果は現時点で試算していませんが、これまでの所得拡大促進税制については、内閣府の試算によれば、二〇一一年度との比較で、二〇一六年度までに一・五兆円近い賃上げ効果があったと推計されています。

現在、過去最高の収益を上げている中でも企業は厳しい国際競争にさらされ、収益の活用に使ったとしてもシビアな投資判断が求められています。こうした中で、企業収益をしっかりと賃上げにつなげていくためには、政府として、国際競争で十分に戦える事業環境を整備していくことが極めて重要です。

今回の税制措置は、国際的に企業の税負担を軽減する動きが強まる中で、このような観点から、賃上げや設備投資に積極的な企業に対して法人税負担を国際的な水準にまで引き下げるものです。今回の措置により、厳しい国際競争のもとでも、企業に三％以上の力強い賃上げを促すことで、四年間続いていた今世紀最高水準の賃上げの流れを一層強化していく考えであります。

国際観光旅客税についてお尋ねがありました。観光は、我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札です。安倍内閣では、政府全体の観光施策を取りまとめた観光ビジョンを策定し、ビザの緩和、免税制度の拡充など、精力的に取り組んできたところです。

また、私を議長とする行政改革推進会議のもとで、毎年行政事業レビューを実施し、観光関連事業について、より効果的かつ効率的なものへと改善するよう努めてきたところです。

その上で、今般、二〇二〇年四千万人の達成に向け、これまでない高次元の施策を一気呵成に展開していく必要があることから、国際観光旅客税を創設し、観光施策の充実に必要な財源の確保を図ることとしました。

この税の使途についても、行政事業レビュー等をしてしっかりと活用して、効果的かつ効率的に行われるように取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍	晋三君
財務大臣	麻生	太郎君
総務大臣	野田	聖子君
法務大臣	上川	陽子君
厚生労働大臣	加藤	勝信君
経済産業大臣	世耕	弘成君
国土交通大臣	石井	啓一君
国務大臣	江崎	鐵磨君
国務大臣	小此木	八郎君
国務大臣	菅	義偉君
国務大臣	松山	政司君
出席内閣官房副長官及び副大臣		
内閣官房副長官	西村	康稔君
財務副大臣	うえの賢一郎君	

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)

一、去る一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律

一、去る一日、郷原参議院事務総長から向大野事務総長宛て、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員江島潔君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

第三順位

赤池 誠章君

一、去る一日、郷原参議院事務総長から向大野事務総長宛て、参議院は裁判官訴訟委員足立信也君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

石上 俊雄君

一、去る九日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第四七号

平成三十年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

私は、平成三十年二月九日(金)午前十時十五分羽田空港発、二月十日(土)午後九時五十分同空港着の予定で、大韓民国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五十二条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。産業競争力強化法第六十条第十項の規定に基づく平成二十九年度産業競争力強化のための重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告

平成二十四年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

平成二十五年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

平成二十六年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

平成二十七年年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

一、去る六日、内閣を経由して総務大臣野田聖子君から、次の報告書を受領した。

地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七條の規定に基づく平成二十八年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十八年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

岸田 文雄君	古賀 篤君
鈴木 淳司君	衛藤征士郎君
田野瀬太道君	野田 毅君
松本 洋平君	石崎 徹君
宮路 拓馬君	金田 勝年君
川内 博史君	山内 康一君
日吉 雄太君	青柳陽一郎君
石田 祝稔君	中野 洋昌君
金子 恵美君	篠原 孝君
森 夏枝君	遠藤 敬君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

日吉 雄太君	亀井亜紀子君
小島 敏文君	堀内 詔子君
中山 展宏君	山田 賢司君
亀井亜紀子君	村上 史好君
井上 貴博君	今村 雅弘君
門 博文君	平沢 勝栄君
菅家 一郎君	衛藤征士郎君
左藤 章君	竹本 直一君
高橋ひなこ君	山本 有二郎君
中谷 真一君	石破 茂君
堀内 詔子君	盛山 正仁君
山田 賢司君	岩屋 毅君
松平 浩一君	青柳陽一郎君
村上 史好君	山内 康一君
山川百合子君	落合 貴之君
井上 一徳君	後藤 祐一君
伊藤 俊輔君	大西 健介君
源馬謙太郎君	小熊 慎司君
玉木雄一郎君	稲富 修二君
森田 俊和君	井出 庸生君
江田 憲司君	原口 一博君
福田 昭夫君	篠原 孝君
志位 和夫君	藤野 保史君
足立 康史君	遠藤 敬君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

藤野 保史君	笠井 亮君
遠藤 敬君	井上 英孝君
鈴木 馨祐君	鬼木 誠君
鈴木 隼人君	武井 俊輔君
宮川 伸君	菅 直人君
武井 俊輔君	岩田 和親君
菅 直人君	尾辻かな子君
岩田 和親君	工藤 彰三君
尾辻かな子君	櫻井 周君
鬼木 誠君	岩屋 毅君
井上 英孝君	今村 雅弘君
笠井 亮君	星野 剛士君
遠藤 敬君	山本 有二郎君
藤野 保史君	あべ 俊子君
井出 庸生君	山内 康一君
稲富 修二君	後藤 祐一君
井出 庸生君	稲富 修二君
篠原 孝君	井出 庸生君
藤野 保史君	遠藤 敬君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
決算行政監視委員

宮川 伸君	道下 大樹君
森山 浩行君	池田 真紀君
小林 鷹之君	門 博文君
池田 真紀君	高井 崇志君
道下 大樹君	長谷川嘉一君
門 博文君	今村 雅弘君
高橋ひなこ君	岩屋 毅君
川内 博史君	山内 康一君
高井 崇志君	岡本あき子君
高木錬太郎君	落合 貴之君
長谷川嘉一君	青柳陽一郎君
宮本 徹君	藤野 保史君
浦野 靖人君	遠藤 敬君

岩田 和親君 武田 良太君
尾辻かな子君 中谷 一馬君
道下 大樹君 本多 平直君
池田 道孝君 あべ 俊子君
神山 佐市君 石破 茂君
田所 嘉徳君 伊藤 達也君
武田 良太君 今村 雅弘君
牧島かれん君 平井 卓也君
池田 真紀君 青柳陽一郎君
中谷 一馬君 阿部 知子君
本多 平直君 山内 康一君
松田 功君 落合 貴之君
寺田 学君 稲富 修二君
國重 徹君 中野 洋昌君
福田 昭夫君 篠原 孝君
本村 伸子君 藤野 保史君
杉本 和巳君 遠藤 敬君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任
あべ 俊子君 補欠 牧島かれん君
石破 茂君 赤澤 亮正君
今村 雅弘君 井上 貴博君
岩屋 毅君 務台 俊介君
野田 毅君 鬼木 誠君
平井 卓也君 藤丸 敏君
山本 幸三君 堀内 詔子君
阿部 知子君 宮川 伸君
岡本あき子君 武内 則男君
落合 貴之君 長谷川嘉一君
井出 庸生君 山井 和則君
稲富 修二君 斉木 武志君
伊佐 進一君 濱地 雅一君
篠原 孝君 広田 一君
藤野 保史君 宮本 徹君
遠藤 敬君 丸山 穂高君
藤丸 敏君 宗清 皇一君

宮川 伸君 岡島 一正君
宮本 徹君 田村 貴昭君
岡島 一正君 亀井亜紀子君
田村 貴昭君 塩川 鉄也君
亀井亜紀子君 日吉 雄太君
赤澤 亮正君 石破 茂君
井上 貴博君 今村 雅弘君
鬼木 誠君 野田 毅君
堀内 詔子君 山本 幸三君
牧島かれん君 あべ 俊子君
務台 俊介君 岩屋 毅君
宗清 皇一君 平井 卓也君
武内 則男君 岡本あき子君
長谷川嘉一君 落合 貴之君
日吉 雄太君 阿部 知子君
斉木 武志君 稲富 修二君
山井 和則君 井出 庸生君
濱地 雅一君 伊佐 進一君
江藤 拓君 神田 憲次君
広田 一君 黒岩 宇洋君
塩川 鉄也君 本村 伸子君
丸山 穂高君 串田 誠一君
神田 憲次君 江藤 拓君
黒岩 宇洋君 篠原 孝君
本村 伸子君 藤野 保史君
串田 誠一君 遠藤 敬君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任
足立 康史君 補欠 馬場 伸幸君

(議案提出)
一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
所得税法等の一部を改正する法律案
国際観光旅客税法案

道路法等の一部を改正する法律案
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
地域再生法の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
人事訴訟法等の一部を改正する法律案
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

生産性向上特別措置法案
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(議案送付)
一、去る一月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出)
一、去る一月三十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)
平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)
(議案通知書受領)
一、去る一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案
一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)
平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)
(質問書提出)
一、去る一月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
護衛艦「いずも」の改修に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
安倍総理が仮病を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席することの是非に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

森林環境税の多重の税負担の可能性に関する質問主意書(城井崇君提出)

生活保護制度における不正受給に関する質問主意書(池田真紀君提出)

生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問主意書(池田真紀君提出)

生活保護基準改定における学習支援費に関する質問主意書(池田真紀君提出)

裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
公職選挙法第九十九条の三の「寄付の禁止」に関する質問主意書(大西健介君提出)

日本の首都に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

憲法を「国の理想の姿を示すもの」とする総理の認識に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

河野外相の中東諸国への政治的関与を強化するとした外交演説に関する再質問主意書(初鹿明博君提出)

社会保険加入を建設業許可要件に追加する件に関する質問主意書(日吉雄太君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する質問主意書(青山雅幸君提出)

日本円のデジタル通貨発行に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

「米国の「核態勢の見直し(NPR)」の公表について」(外務大臣談話)に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する再質問主意書(山井和則君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「北朝鮮」を核保有国であるとした安倍総理の答弁に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問主意書(青山雅幸君提出)

竹島問題に関する質問主意書(亀井亜紀子君提出)

資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
トランプ大統領の実施しようとしている軍事パレードに対する政府の方針に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(仮称)に関する質問主意書(青山雅幸君提出)

札幌市の集合住宅の火災に関連して、高齢者や低所得者の住まいの防災対策に関する質問主意書(池田真紀君提出)

生活困窮者自立支援法における安心・安全な居住支援に関する質問主意書(池田真紀君提出)

陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターの墜落事故に関する質問主意書(城井崇君提出)

東シナ海におけるタンカー衝突事故に関する質問主意書(城井崇君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

美容業における業務委託契約に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

遊技機の不正販売への対策のあり方に関する質問主意書(高井崇志君提出)

いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する質問主意書(高井崇志君提出)

北谷城と日米地位協定の環境補足協定に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

裁量労働制が適用される営業職の人数に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る一月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員逢坂誠二君提出国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」のフィン事務局長の訪日にかかわる政府の姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出外相専用機の購入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出イギリス・アシヨア導入と中距離核戦力全廃条約の整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出佐川国税庁長官の訓示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員尾辻かな子君提出生活保護基準の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出職場におけるパワーハラスメントの予防・解決を求めることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出東京電力原子力事故後に行われている甲状腺検査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出イギリス・アシヨア二基導入の閣議決定に至る経緯等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出内閣府及び経済産業省の元参与の経歴に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出ICANフィン事務局長と安倍総理の面会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理の平昌五輪開会式の欠けに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出専守防衛に関する質問に対する答弁書

平成三十年一月二十二日提出
質問 第一 号

国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」のフィン事務局長の訪日にかかわる政府の姿勢に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」のフィン事務局長の訪日にかかわる政府の姿勢に関する質問主意書

平成三十年一月十二日、二〇一七年のノーベル平和賞を受賞した国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)という。事務局長のベアトリス・フィン氏が来日した。フィン事務局長は、事前に安倍総理との面会を政府に求めたが、日程を理由に断られたことを明らかにした。ICANの尽力で実現した核兵器禁止条約に日本は参加していないと承知している。

フィン事務局長は、広島市内で原爆資料館を見学後、報道陣に「他国の指導者たちとは面会できなかったこともあり大変残念。特に日本は(被爆という)独自の経験があり、首相や日本政府の方々と話を

したいと思つていた。次の機会に期待している」と述べた。

菅官房長官は、一月十五日の記者会見で「日程の都合上難しいということで、それ以上でもそれ以下でもない」と述べたが、ICANはフィン氏の東京滞在中に首相と面会できるように、内閣府へ文書により二度要請していたとされる。

フィン事務局長は、一月十三日に長崎市内で記者からの質問に答え、「北朝鮮で核兵器が使われれば地理的に日本にも影響がある。核兵器の問題では米国の多数の同盟国の中でも特に日本にリダーシップを発揮してほしい。日本こそ唯一の戦争被爆国で、実体験者はワシントンでもモスクワでもなく長崎、広島にいる。核兵器が使われるとどんな状況になるのか、皮膚がどのように溶け、どんな臭いがあるのか分かつているのは日本人だけだ。日本が核兵器禁止条約に署名しても米国の固い同盟は保てる。二国間同盟は一方通行ではないはずだ。安倍首相のリーダーシップで、条約参加のために国民的な議論を開始してほしい」と述べた。

これらの事実を踏まえて、以下質問する。

一 ICANから内閣府を通じて、安倍総理とフィン事務局長との面談の要請が来ていたのは事実か。またその文書は政府のどの部署がいつ受理したのか。政府の見解如何。

二 菅官房長官は、「日程の都合上難しい」ということで、それ以上でもそれ以下でもない」と述べたが、安倍総理の外遊日程との調整がつかなかったのであれば、官房長官自身が政府を代表して面談することとは検討されなかったのか。政府の見解如何。

三 外交史を専門とする有識者は、毎日新聞紙上で、「日本政府も最終目標は核兵器廃絶と主張しており、ノーベル平和賞受賞者に敬意をもつて応じるのが筋。考えが相いれない団体にも耳を傾ける姿勢は政権の評価を高めたはずで、残念な判断だ」と指摘しているが、安倍総理の日

程上難しいとしても、他の政府高官が面談すること、「考えが相いれない団体にも耳を傾ける姿勢は政権の評価を高めた」のではないのか。政府の見解如何。また日本政府は、ICANとは考えが相いれないとの認識なのか、この点に關する政府の見解もあわせて伺う。

四 フィン事務局長は、「北朝鮮で核兵器が使われれば地理的に日本にも影響がある。核兵器の問題では米国の多数の同盟国の中でも特に日本にリダーシップを発揮してほしい」と述べているが、政府は今後どのように核兵器廃絶に取り組んでいくのか。またこのフィン事務局長のコメントに対する政府の見解如何。

五 フィン事務局長は、「日本こそ唯一の戦争被爆国で、実体験者はワシントンでもモスクワでもなく長崎、広島にいる。核兵器が使われるとどんな状況になるのか、皮膚がどのように溶け、どんな臭いがあるのか分かつているのは日本人だけだ。日本が核兵器禁止条約に署名しても米国の固い同盟は保てる。二国間同盟は一方通行ではないはずだ」と述べているが、政府の見解如何。特に「日本が核兵器禁止条約に署名しても米国の固い同盟は保てる」との指摘に対する政府の見解如何。

六 五に關連して、「核兵器が使われるとどんな状況になるのか、皮膚がどのように溶け、どんな臭いがあるのか分かつているのは日本人だけだ」とこのフィン事務局長の指摘に対して、日本政府が何ら対応をしなれば、国際社会から批判を受けると思われるが、政府の見解如何。

七 今後、ICANから再度安倍総理への面会の要請があり、安倍総理の日程と重ならないならば、安倍総理はICANからの要請を受ける準備はあるか。政府の見解如何。

八 日本政府が核兵器禁止条約に署名しない理由は何か。国民に分かりやすく説明されたい。

内閣衆質一九六第一号
平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 逢坂誠二君提出国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」のフィン事務局長の訪日にかかわる政府の姿勢に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員 逢坂誠二君提出国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」のフィン事務局長の訪日にかかわる政府の姿勢に關する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの事実は確認できなかった。

二、三及び七について
政府としては、御指摘の安倍内閣総理大臣との面会の求めについて対応を検討したものであるが、安倍内閣総理大臣との面会が実現しなかった理由については、菅内閣官房長官が、平成三十年一月十五日午前の記者会見において、「日程の都合上、難しいということでありまして、それ以上でもそれ以下でもありません」と述べているとおりである。今後核兵器廃絶国際キャンペーン(以下「ICAN」という。)から安倍内閣総理大臣との面会につき同様の要請があった場合には、安倍内閣総理大臣の日程等を踏まえて対応することとなる。

いづれにせよ、我が国は、ICANも推進した核兵器禁止条約が掲げる核兵器廃絶という目標を共有しており、昨年のICANによるノーベル平和賞の受賞を契機として、国際社会の核軍縮・不拡散に向けた認識や機運が高まることを喜ばしいと受け止めている。

四について
我が国は、唯一の戦争被爆国として核兵器使用による惨禍を二度と繰り返してはならないと考え、核兵器のない平和で安全な世界の実現を

目指した取組を粘り強く行つてきている。一方、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、国際的な大量破壊兵器の不拡散への取組に背馳する重大な問題であるとともに、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。このような厳しい安全保障環境の下で我が国として安全・保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要であると考えている。我が国としては、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の非人道性と安全保障の二つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要と考えており、今後もそうした取組において、様々な立場の国々の結束を図りつつ、主導的な役割を果たしていく考えである。

具体的には、核兵器の不拡散に關する条約(昭和五十一年条約第六号)を基礎とし、包括的核実験禁止条約の早期発効やいわゆる核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の早期交渉開始等に向け、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ね、核兵器のない世界の実現に向けた努力を続けていく考えである。

五及び六について
御指摘のフィンICAN事務局長の指摘については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

八について
我が国は、核兵器禁止条約が掲げる核兵器廃絶という目標は共有している。一方、同条約は、その交渉に当たりいづれの核兵器国等の参加を得られず、また、現実の国際社会における安全保障の観点を踏まえて作成されたものとはいえないことから、核兵器国のみならず、核の脅威に晒されている非核兵器国の支持を得られない。北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、国際的な大量破壊兵器の不拡散への取組に背馳

する重大な問題であるとともに、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となつてゐる。このような厳しい安全保障環境の下で我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要である。我が国としては、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の非人道性と安全保障の二つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要であると考えている。こうした我が国の立場は、同条約の考え方とは異なるものであることから、同条約に署名する考えはない。

平成三十年一月二十二日提出
質 問 第 二 号

外相専用機の購入に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

外相専用機の購入に関する質問主意書

平成二十九年十二月十九日、河野外務大臣は記者会見で、「外務大臣あるいはそのスタッフが移動する際、すべて民間の商用機を使わなければならないというのは、かなり日本の国益を考えるとハンディキャップとして大きいのだらう」と思ひます。専用機を購入するという手もあるでしょうし、あるいはレンタル、リースをする、あるいは日本の企業が持つているビジネスジェットを空いているときにお借りをする、これはもちろん対価を払つてというやり方、様々なやり方があると思ひますので、これはやはり真剣に検討しなければいけないと思ひます」と発言した。

この発言に関して、政府の方針を確認したいので、以下質問する。

一 河野外務大臣のいう「二〇一三年一月から五年間で、日本の外務大臣、私の前任の岸田さん、それから私、併せて「九十七か国を訪問」したが、同じ時期に「中国の王毅外務大臣は延

べ二百六十二か国を訪問をしており」「ほぼ三倍近い訪問国の差がついてゐる」とは事実か。

二 一に関連して、「外務大臣の訪問数も延べでこれだけの差がついてゐる」という現状を考えると「国会の対応は別として、ロジの効率化というところは真剣に考えていく必要がある」という問題意識は、安倍内閣の統一した見解であるのか。

三 河野外務大臣が言及している、外務大臣が外遊中に、搭乗機に乗るための時間調整で、「夜の空港で四時間待ち」というような状態はしばしば発生しているのか。

四 外務大臣は、外遊に、「すべて民間の商用機を使わなければならない」というのは、かなり日本の国益を考えるとハンディキャップとして大きいのだらうと思ひます。専用機を購入するという手もある」との認識を持つてゐるの理解でよいのか。

五 政府は、外務大臣の外遊に、「すべて民間の商用機を使わなければならない」というのは、かなり日本の国益を考えるとハンディキャップとして大きい」という認識を持つてゐるの理解でよいのか。

六 政府は、外務大臣の外遊に関して、「すべて民間の商用機を使わなければならない」というのは、かなり日本の国益を考えるとハンディキャップとして大きいのだらう」と認識し、専用機を購入すべきだと考えてゐるのか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第二号

平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出外相専用機の購入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出外相専用機の購入に関する質問に対する答弁書

一及び二について

岸田文雄外務大臣(当時)が就任以来退任までに訪問した国及び地域の延べ数は九十二か国と一地域、河野太郎外務大臣が就任以来平成三十年一月二十四日までに訪問した国及び地域の延べ数は二十九か国と一地域である。他国の外務大臣が訪問した国の数については政府としてお答えする立場にないが、その上で申し上げれば、中華人民共和国の王毅外交部長が平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月十八日までに訪問した国及び地域の延べ数は、外務省において把握している限りでは、二百六十一か国と一地域であると承知している。このようなことも踏まえ、限られた時間の中で効率的な外交活動の在り方を検討することは重要と考えてゐる。

三について

河野太郎外務大臣が就任以来平成三十年一月二十四日までに行つた外国訪問の際に深夜に数時間の乗り継ぎを行つた例は、三例である。四から六までについて

一及び二について述べたとおり、限られた時間の中で効率的な外交活動の在り方を検討することは重要と考えており、外務大臣の外国訪問時におけるより効率的な移動手段について、政府部内で検討中である。

平成三十年一月二十二日提出
質 問 第 三 号

安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問主意書

平成三十年一月四日、首相官邸のLINEの公式アカウントで安倍総理は「安倍晋三です。伊勢神宮に向かう道中、新幹線から美しい富士山が見えました(「本発言」という)と発信している。静謐な環境の下、歴代の総理大臣が年頭にあたり伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されてゐると思われるものの、その行動を首相官邸のLINEの公式アカウントで告知することは、伊勢神宮の活動に関する助長、促進につながるものと考えられる。

このような観点から、以下質問する。

一 歴代の総理大臣が年頭にあたり宗教施設である伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されてゐるものと考えてゐるのか。政府の見解如何。

二 本発言が発信されることで、伊勢神宮への参拝者が増加し、特定の宗教施設の活動を助長、助長、促進するものではないのか。政府の見解如何。

三 本発言をLINEで発信することは、「昭和四六(行ツ)六九 行政処分取消等」(最高裁判所大法廷判決 昭和五十二年七月十三日)でいうところの、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に該当し、日本国憲法第二十条に反するのではないのか。政府の見解如何。

四 静謐な環境の下、内閣総理大臣が年頭にあたり伊勢神宮に参拝することは、社会通念上、国民に受容されてゐるものと考えられるものの、その行動を事前に、首相官邸のLINEの公式アカウントで告知することは、伊勢神宮の活動に関する助長、促進につながる、不適切ではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第三号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の伊勢神宮参拝に関わるLINEでの発信に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣が私人としての立場で行う伊勢神宮参拝については、政府として立ち入るべきものではないことから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

二から四までについて
お尋ねの「発信」又は「告知」は、それ自体宗教的意義をもつ行為ではなく、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなこともないことが明らかであることから、「日本国憲法第二十條に反する」及び「不適切」との御指摘は当たらないと考えている。

平成三十年一月二十二日提出
質問 第四号

イージス・アショア導入と中距離核戦力全廃条約の整合性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

イージス・アショア導入と中距離核戦力全廃条約の整合性に関する質問主意書

平成二十九年十二月十九日の閣議で、政府は、北朝鮮の弾道ミサイル攻撃に対する防衛力を強化するため、陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」を導入することを決定した。今年度の補正予算案と来年度予算案に導入にむけた経費を計上し、秋田県秋田市と山口県萩市にある

陸上自衛隊の演習場に一基ずつ配備する方針であり、今後、配備予定地の地質調査や購入先となるアメリカ政府との交渉などを進め、二〇二三年度までに配備が行われると承知している。

平成二十九年十二月二十八日、ロシア外務省のザハロフ報道官は、日本が北朝鮮の脅威に対抗するためアメリカ製の「イージス・アショア」の配備を決めたことについて、日ロ関係に悪影響を与えると発言し、米ロの中距離核戦力全廃条約に違反するとの認識を示した。ザハロフ報道官は「アメリカが事実上、日本の支援を得て、中距離核戦力全廃条約にまた一つ違反したことを意味する」と指摘した。

これらの事実を踏まえて、以下質問する。

一 政府がアメリカ製のイージス・アショアを導入することに関して、ロシア外務省報道官のいうところの、「アメリカが事実上、日本の支援を得て、中距離核戦力全廃条約にまた一つ違反した」とのロシア政府の認識は妥当な主張であると考えているのか。政府の見解如何。

二 一九八七年十二月八日、アメリカのレーガン大統領とソビエト連邦共産党のゴルバチョフ書記長によつてワシントンで調印された、「中射程、及び短射程ミサイルを廃棄するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」(INF全廃条約という)の締結国は、現在、アメリカとロシアであるものの、日米安全保障条約の下で、日本がイージス・アショアを運用する場合、アメリカの領土に向かうミサイルも迎撃することも想定されるため、日米安全保障条約第五條でいう「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動する」場合、アメリカはINF全廃条約に違反するのではないのか。政府の見解如何。

三 イージス・アショアの射程は約二千キロと想定される。INF全廃条約では、射程が五百キロから五千五百キロまでの範囲の核弾頭、及び通常弾頭を搭載した地上発射型の弾道ミサイルと巡航ミサイルの廃棄を求めており、海上発射型のそれは禁止されていない。日米安全保障条約第五條でいう「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動する」場合、海上自衛隊のイージス艦が弾道ミサイルの迎撃のためにミサイルを発射することはINF全廃条約で禁止されていないと解すべきだが、陸上配備型イージス・アショアの場合には、INF全廃条約に抵触する懸念はないのか。政府の見解如何。

四 ロシア軍は、北方領土の国後島にバル、択捉島にバスチオンを展開しているが、これらの射程が三百キロ程度であり、INF全廃条約に違反しない配慮を行っているか。政府の見解如何。

五 日本以外に既にアメリカ製のイージス・アショアを導入している国はどこか。あるいは現時点で導入を決めている国はあるのか。政府の把握するところを明らかにされたい。

六 二〇二三年の配備完了までにイージス・アショア導入に必要な経費総額はどの程度と想定しているのか。政府の見解如何。

七 二〇二三年のイージス・アショア配備完了後、イージス・アショアを維持管理、運用する

ため、毎年度どの程度の経費を要すると想定しているのか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一九六第四号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出イージス・アショア導入と中距離核戦力全廃条約の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出イージス・アショア導入と中距離核戦力全廃条約の整合性に関する質問に対する答弁書

一について

ロシア連邦政府関係者の認識について、政府としてお答えする立場にない。

二及び三について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。いづれにせよ、我が国は、御指摘の「中射程、及び短射程ミサイルを廃棄するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約」の当事国ではなく、これに拘束されない。

四について

ロシア連邦政府関係者の認識について、政府としてお答えする立場にないが、いづれにせよ、政府としては、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、平和条約締結交渉に粘り強く取り組んでいく考えである。

五について

陸上配備型イージス・システムを導入している国は、米国のみであると承知している。我が国以外に陸上配備型イージス・システムを導入する予定である国については、承知していない。

六及び七について

政府としては、現在、陸上配備型イージス・システムの具体的な構成等について検討しているところであり、陸上配備型イージス・システムの整備、維持、運用等に必要となる経費の具体的な額について、現時点でお答えすることは困難である。

平成三十年一月二十二日提出
質 問 第 五 号

佐川国税庁長官の訓示に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

佐川国税庁長官の訓示に関する質問主意書
平成三十年一月十一日、朝日新聞は、「佐川宣寿・前理財局長は国税庁長官に就任後、国税職員向けの訓示で「文書の管理徹底」を指示していた」と報じた。朝日新聞によると、佐川長官は、平成二十九年八月に仙台国税局を訪れた際、「公務員に対する国民の目はますます厳しくなっている」「網紀の厳正な保持に努め、行政文書・情報の管理の徹底を」との発言を、以下質問する。

一 朝日新聞が報じているように、国税職員向けの「局報」に、平成二十九年八月に佐川長官が仙台国税局を訪れた際の「公務員に対する国民の目はますます厳しくなっている」「網紀の厳正な保持に努め、行政文書・情報の管理の徹底に特段の配意をしていただく」との発言が記載されているというのは事実か。

二 一に関連して、平成二十九年八月に佐川長官が仙台国税局を訪れた際、「公務員に対する国民の目はますます厳しくなっている」「網紀の厳正な保持に努め、行政文書・情報の管理の徹底に特段の配意をしていただく」と発言したことは事実か。

三 当該訓示はどのような趣旨で行われたのか。また、いつ、どのような範囲の国税職員を対象にして行われたのか。

四 平成二十九年四月十日の参議院決算委員会、佐川理財局長は、「私ども、公文書管理法の規定に基づきまして制定されており、財務省の行政文書管理規則のつとりまして文書管理を行っておりますが、この規則の中で、職員は作成又は取得した行政文書について保存期間を設定することとなり、保存期間満了後に適切に処理をする」と、こうなっております。その規則の中で、課長級の者、近畿財務局におきましても課長級の者でございますが、所管事務に関する文書管理者として職員の指導等を行うこととされております。この規則におきましては、保存期間が満了した行政文書を破棄した場合には、そういう文書に関する行政文書ファイル管理簿を削除することにも廃棄簿に記載しなければならぬというものが規則でございますが、ただ、保存期間一年未満というものの行政文書につきましては、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿への記載を要しないとされてございますので、保存期間一年未満のものにつきましては廃棄簿にも記載をされていなくてございまして、したがって、この面会の記録、やり取り等につきましては、事案終了後に処分ということになってございまして、本件廃棄の記録も残っておりませんので、いつ廃棄されたということについてはお答えすることができない」と答弁しているが、佐川国税庁長官の「網紀の厳正な保持に努め、行政文書・情報の管理の徹底に特段の配意をしていただく」との発言は異なる趣旨であるのか。「行政文書・情報の管理の徹底に特段の配意」ということは、事案終了後に速やかに処分するということを徹底すべきと訓示しているのか。見解如何。

五 第四十八代国税庁長官の佐川宣寿氏は、就任以後、記者会見を行ったのか。行ったとすれば、それは何回であるのか。

六 第四十五代国税庁長官の林信光氏、第四十六代国税庁長官の中原広氏、第四十七代国税庁長官の迫田英典氏は、就任期間中、それぞれ何回の記者会見を行ったのか。

七 会計検査院は、平成二十九年十一月二十二日、国会法第五十五条の規定による検査要請を受諾した事項について、会計検査院法第三十条の三の規定により、「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果についてを報告した。この中で、「本件土地に係る決裁文書等の行政文書では、売却に至る森友学園側との具体的なやり取りなどの内容や、有益費の確認、支払等に関する責任の所在、地下埋設物の撤去・処分費用における本件処分費の単価の詳細な内容等が確認できず、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況」などと指摘されている。平成三十年一月七日、立憲民主党の枝野代表は、「政府の国会での説明がいかしかったと会計検査院が結論を出した。おかしい説明をしていた人が長官をやっている」と述べた上で、「けじめをつけるべきだ」と指摘した。国民の佐川国税庁長官への不信は全く払拭されておらず、そのような人物が国税庁長官を務めていることは、国民の納税意欲を著しく減退させるものである。佐川宣寿氏は、確定申告の受付期間がはじまる前に国税庁長官を辞任すべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第五号

平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出佐川国税庁長官の訓示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出佐川国税庁長官の訓示に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては事実である。

二及び三について

平成二十九年八月に佐川国税庁長官が仙台国税局を訪れた際、国税庁の使命、適正な組織運営及び税務行政における課題について、同局の課長補佐級以上の職員を対象として訓示を述べた。

当該訓示において、「職務外の行動を含めて、公務員に対する国民の目はますます厳しくなっている。」「引き続き、非行の未然防止、網紀の厳正な保持に努めるとともに、行政文書・情報の管理の徹底に特段の配意をしていただく。」「旨の発言をしている。

四について

お尋ねの佐川国税庁長官の発言については、行政文書・情報の適切な管理の徹底を指示したものである。

五について

佐川国税庁長官は、就任以後、記者会見は行っていない。

六について

林元国税庁長官、中原元国税庁長官及び迫田前国税庁長官は、在任期間中、就任時に国税庁の記者クラブに対しそれぞれ一回記者会見を行っている。

七について

佐川国税庁長官は、国税庁長官としての職務を適切に遂行していると考えており、引き続きその職責を果たすことを期待している。

平成三十年一月二十二日提出
質問 第六号

生活保護基準の見直しに関する質問主意書
提出者 尾辻かな子

生活保護基準の見直しに関する質問主意書
平成二十九年十二月二十二日に発表された平成三十年十月以降の「生活保護基準の見直しについて」に關して、以下質問する。

一年收階級第一・十分位を比較対象とするにあたり、平成十九年検証及び平成二十四年検証の際と同様に「必需的な耐久消費財の普及状況」や「必需的な消費品目の購入頻度」が平均的世帯と比較して遜色ないかどうかについて検証したか。検証したとすれば、その結果はどうであったか。検証しなかったとすれば、それは何故か。

二 「実データによる方法」と「回帰分析による方法」のいずれの方法をどのような理由によつて採用したのか。その際、生活保護基準部会報告書において指摘された「デメリット」(例えば「実データでは、全国消費実態調査の特性上、単身世帯と多人数世帯の指数が小さく出ている可能性があること」(報告書二十一頁)については、どのような手当を施したのか。

三 高齢(六十五歳以上)単身世帯については、「第一・十分位の生活扶助相当支出」/「第三・五分位の生活扶助相当支出」が五十%(貯蓄加味、五十五%(世帯年収)と六十%を大きく下回っているにもかかわらず、第一・十分位層を比較対象とすることは、平均的世帯の消費水準の六乃至七割で生活保護基準の均衡を図ろうとする水準均衡方式の考え方から逸脱するものではないか。

四 第三・五分位の消費水準と比較した生活扶助基準額が、夫婦子一人世帯では約七十%であるのに、高齢夫婦、高齢單身、若年單身の各世帯では五十%台へと落ち込むのは何故か。算出さ

れた指数に問題があるのではないか。

五 第三十四回生活保護基準部会・資料四(九頁)によれば、平成二十一年から平成二十六年にかけて生活扶助相当CPIが二・六%上昇しているにもかかわらず、これを今回の生活保護基準の見直しに反映させなかったのは何故か。又、平成二十三年から平成二十六年にかけての「生活扶助相当CPI」の変化率の試算を行ったか。行ったのであれば、その結果を明らかにされたい。行っていないのであれば、その理由を明らかにされたい。

内閣衆質一九六第六号
平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員尾辻かな子君提出生活保護基準の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員尾辻かな子君提出生活保護基準の見直しに関する質問に対する答弁書

一 について

平成三十年から段階的に実施する予定の生活保護基準の見直し(以下「平成三十年見直し」という。)の案の決定に当たって行った生活扶助基準の検証(以下「扶助基準検証」という。)においては、ある所得以下になると消費支出額が急激に減少する変曲点の消費水準が最低限度の生活を維持することができる消費水準である等の考え方の下、夫婦子一人世帯の消費支出の動向について検証を行ったところ、①当該「変曲点」の位置する年間収入階級の当該世帯の消費支出額が年間収入階級第一・十分位の当該世帯(以下「第一・十分位世帯」という。)の消費支出額と同程度であったこと、また、②家計に占める変動的経費と固定的経費の割合が急激に変化する

消費支出階級の夫婦子一人世帯の消費支出額についても第一・十分位世帯の消費支出額と同程度であったことから、生活扶助基準額の算定の際に用いる御指摘の「比較対象」については、第一・十分位世帯の消費支出額が妥当であると判断したところである。その上で、お尋ねの「必需的な耐久消費財の普及状況」や「必需的な消費品目の購入頻度」が平均的世帯と比較して遜色ないかどうかについては、当該扶助基準検証において当該「変曲点」に係る検証等を行ったことから、検証しないこととしたところである。

四 について
お尋ねの年間収入階級第三・五分位の消費支出額に占める生活扶助基準額の比率が世帯類型ごとに異なる理由については、分析していない。なお、御指摘の「算出された指数の意味するところが必ずしも明らかではないが、全国消費実態調査により把握された年齢、世帯人員数及び地域別の消費支出額を基に、有識者の意見を踏まえて、適切に生活扶助基準額を算定している。

二の前後について
お尋ねは、世帯人員の増加に伴う生活扶助基準額の増加の通減率を示す指数の算出方法に関するものと考えるが、①前回の平成二十四年の扶助基準検証でも御指摘の「実データによる方法」を用いて当該指数を算出していること、また、②「実データによる方法」により算出された当該指数を用いて算定された生活扶助基準額が、高齢夫婦世帯における家計に占める変動的経費と固定的経費の割合が大きく変化する際の消費支出額に近いと確認されたことから、平成三十年見直しでは「実データによる方法」を採用することとしたものである。

五 について
平成三十年見直しにおいては、平成二十六年の全国消費実態調査により把握された一般低所得世帯の消費支出額を用いて生活扶助基準額を算定しており、物価の変動については、当該消費支出額に反映されていると考えている。また、お尋ねの「平成二十三年から平成二十六年にかけての「生活扶助相当CPI」の変化率の試算」の意味するところが明らかではないが、平成二十九年十一月三十日の社会保障審議会生活保護基準部会資料において、平成二十七年年度の「生活扶助相当CPI」を百・一とした場合における平成二十三年年度の生活扶助相当「CPI」は九十五・一、平成二十六年年度の「生活扶助相当CPI」は九十九・二と示しているところである。

二の後段について
御指摘の「生活保護基準部会報告書において指摘された「デメリット」及び「手当」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年見直しに当たっては、生活扶助基準額の減額の割合を五パーセント以内に抑制することとしている。

三 について
御指摘の「水準均衡方式」とは、一般国民の消費水準との均衡を図る観点から生活扶助基準の水準を調整する方式のことであり、御指摘の「平均的世帯の消費水準の六乃至七割で生活保護基準の均衡を図ろう」とするものではない。

平成三十年一月二十二日提出
質問 第七号

職場におけるパワーハラスメントの予防・解決を求めることに関する質問主意書
提出者 阿部 知子

職場におけるパワーハラスメントの予防・解決を求めることに関する質問主意書
昨今、職場における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加しており、職場のパワーハラスメントが大きな社会問題として認識され、企業において

も経営上の大きな課題と捉えて取り組みが行われ始めた。平成二十九年三月決定の「働き方改革実行計画」(働き方改革実現会議決定)において、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、昨年五月から十一月まで、六回にわたって「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」(以下検討会という)を開催している。

関連して以下質問する。

一 検討会はすべて公開で行われていたにも関わらず、議事録が公表されたのは本年一月十六日から十七日である。公表が遅れた理由は何か。

二 検討会以前の職場のいじめ対策に関する厚労省の取り組みとしては、平成二十四年一月三十日「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告書」(以下WG報告書という)を取りまとめ、それを受けて、同年三月十五日「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を公表した。

WG報告書は、職場におけるパワーハラスメント(以下パワハラという)の概念を「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」と整理し、六つの行為類型を示した。しかし、実際には「概念の解釈が業種や個別の企業文化の違いにより、被害者の個人的行為としてしか認識されないことも多い。

最近、「肉体的労働」・「頭脳労働」に続く第三の労働形態として、感情を切り売りする「感情労働」が注目されている。感情労働とは「会社などから管理・指導され、自分の感情を加工することによって相手の感情に働きかける職務」とされ、本来の感情を押し殺して業務を遂行することを求められる。最近では感情労働の概念が職種を超えて社会全体に広がり、メンタルヘルスの

問題が深刻化しているという指摘もある。

二〇〇七年、セクシュアルハラスメント(以下セクハラという)は、「相手方の意に反する性的言動」と定義され、「セクハラ防止に配慮する義務」から「セクハラ防止措置をとる義務」へと強化され、企業の措置義務が男女雇用機会均等法に規定された。パワハラ対策もこれに倣い、今回の検討会においては「概念を発展させ、明確な定義を検討すべきではないか。

三 労働者に対する嫌がらせやいじめは「同じ職場」の人間関係にとどまらず、顧客や取引先など外部の第三者によるものも存在する。

U Aゼンセン流通部門は、昨年六月〜七月、接客対応の流通部門所属組合員(販売・レジ業務・クレーム対応スタッフ等)を対象に調査を行い、同十一月に悪質クレーム対策迷惑行為アンケート調査結果「サービスする側、受ける側が共に尊重される社会をめざして」(速報版)を取りまとめ公表した。

この調査によれば回答者の七十三・九%が業務中に来店客からの迷惑行為に遭遇したことがあると答え、その内容は多い順に、「暴言」四十七・七%、「何度も同じ内容を繰り返すクレーム」二十八・八%、「権威的(説教)態度」二十六・六%、「威嚇・脅迫」二十五・四%、「長時間拘束」十九・二%、「セクハラ行為」九・八%、「土下座を強要」三・一%となっている。また迷惑行為を受けたうちの九割がストレスを感じながら仕事をしている実態が明らかになっている。

この調査結果をもとに、U Aゼンセンは厚労省に「職場における上司・部下関係のハラスメントだけでなく、消費者(顧客・労働者の関係性の中にもハラスメントがある。その対策も検討してほしい」趣旨の要請行動を行なっているが承知しているか。またそらだとするなら検討会の議論にはいつ、どのような形で反映されているのか。

四 日本民営鉄道協会は二〇一七年七月に、二〇

一六年度に発生した大手民鉄十六社・JR六社・札幌市交通局・東京都交・横浜市交・名古屋市交・大阪市交・福岡市交・東京モノレール・ゆりかもめ・首都圏新都市鉄道・北総・横浜シーサイドライン・愛知環状(計三十四社局)における駅員や乗務員など鉄道係員へ行われた暴力行為の件数に関する集計結果を発表した。その内容によれば二〇一六年度の該当件数は七百十二件で、前年度からは減少したものの引き続き高い水準にあった。

労働現場からはさらに「暴力事件は、軽微なものでは報告されないが数多くある」「暴力事件の情報共有は限定的になっている」等の声が上がっている。駅員への暴力行為は深夜が最も多く、加害者は酔客が圧倒的であり、被害者は男性で年齢は全世代にわたっているとされる。

こうした暴力行為は言うまでもなく刑事法上の犯罪であり司法に委ねられるべきものであるが、顧客としての優位性を盾に行う第三者によるパワハラであり、鉄道各社にはそうした認識の上で労働者の安全を確保すべく対策を講じる義務があるのではないか。検討会の議論を踏まえ、政府としての見解を示されたい。

五 パワハラは、行為者が職場内であっても職場外の第三者であっても、労働者が被害者であり、守られるべき人権・尊厳に変わりはない。トップのマネジメント、予防・防止、発生後の対応方法などを企業の責務としてマニュアル作成等を義務付けるとともに、第三者からの暴言・暴力行為の対策と併せて法制化を検討すべきと考える。

今回の検討会は早くも年度末に向けたとりまとめが行われるとのことだが、労働者が安心して働ける職場のモラル確立に資する結論を導くべきであり、法整備の必要性の認識と併せて、政府の見解を問う。

内閣衆質一九六第七号
平成三十年一月三十日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員阿部知子君提出職場におけるパワハラメントの予防・解決を求めることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員阿部知子君提出職場におけるパワハラメントの予防・解決を求めることに関する質問に対する答弁書

一 について
職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会(以下「検討会」という)の議事録については、参集者による確認等の手続を経て公表しており、参集者による確認に相当の時間を要したためである。

二、四及び五について
お尋ねの「概念」を発展させるの意味とするところが必ずしも明らかではないが、検討会においては、パワハラメントの定義、顧客からのハラスメントの問題への対応の在り方及び職場のパワーハラスメント防止対策の法制化を含め、職場のパワーハラスメント防止対策についての様々な議論が行われているところであり、今後の検討会での議論の結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。

三 について
お尋ねの要請行動については、承知している。また、お尋ねの「いつ、どのような形で反映されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の調査結果については、平成二十九年十一月三十日の検討会において、参集者の一人から資料が配布され、説明されたところである。

平成三十年一月二十二日提出
質 問 第 八 号

東京電力原子力事故後に行われている甲状腺検査に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

東京電力原子力事故後に行われている甲状腺検査に関する質問主意書

東京電力原子力事故後、福島県は一部国費も投じながら、事故当時十八歳以下を対象に、甲状腺検査を実施している。しかし、現時点までに、適正な検査結果を得ることを困難にさせる二つの課題が判明している。

第一は、二〇一七年十二月二十五日に開催された福島県の「県民健康調査」検討委員会(以下、委員会)で明らかになった。検査一巡目の受診率八十一・七%、二巡目の七十一%と比べると、三巡目はさらなる減少傾向にあることだ。

二〇一六年度から二〇一七年度までの三巡目では、二〇一七年九月三十日時点で、事故当時十八歳以下だった対象者三十三万六千六百四十人のうち、未だ十六万八千八百八十一人しか受診しておらず、受診率は四十八・一%と低迷している。また、対象者に対して福島県立医科大学から送られる検査通知のうち、一万九千通が届かず、返送されていることが委員会の中で報告された。以下、「受診率低下問題」とする。

第二は、一巡目から三巡目の一次検査後に「経過観察」とされた対象者については、二次検査を受けずに保険診療に移るが、その場合は、甲状腺がんの摘出手術を行っても、検査結果に反映されていないことが、四歳児の一例をきっかけに、二〇一七年十月二十三日の委員会でも明らかにされたことだ。

また、同年十二月二十五日の委員会でも、二巡目以降の検査を受けていない対象者が、福島県立医科大学以外の病院で甲状腺がんの摘出手術を受け、それが福島県に報告されても、福島県立医科大学

大学の検査結果には反映されていないことが、明らかにされた。

二〇一七年九月三十日時点までで甲状腺がんまたは疑いとされた対象者は百九十三人、手術により甲状腺がんが確定したのは百六十六人だが、実際はそれ以上に、全体把握ができておらず、検査の精度が低いために、適正な検査結果を得られない状態である。以下、「経過観察等問題」とする。

二〇一八年度から四巡目の甲状腺検査が開始されるにあたり、以下、質問する。

一 そもそも検査の目的は、二〇一一年十一月から始まった一巡目で「チエルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがある」ことを前提に、「福島県では、東京電力福島第一原発事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期に見守るために「甲状腺の状態を把握する」とされた。また、二〇一四年四月から始まった二巡目では「甲状腺の状態を継続して確認する」として実施、二〇一六年四月からは同様の目的で三巡目を実施中である。

しかし、二〇一七年十一月三十日に開催された委員会「甲状腺検査評価部会」では、委員の祖父江友孝・大阪大学大学院教授が、目的について、「子どもたちの健康を長期に見守るために」ということだが、「甲状腺にかかわる被害を最小限に食い止めること」「放射線と小児甲状腺がんの関係の正しい評価を行う」ことの二点を具体的に記述した方が、今後の方針を検討する際に、議論が明確化すると提案をしていた。

国が国費を投じる目的もまた、甲状腺にかかわる被害を最小限に食い止めることと共に、放射線と小児甲状腺がんの関係を早期に評価することだと考えるが、政府の見解をわかりやすく明らかにされたい。

二 委員会には環境省から環境保健部長が参加しているが、「受診率低下問題」と「経過観察等問

題」の解決のために、環境保健部長はこれまでどのような役割を果たしてきたのか。

三 福島県の甲状腺検査に投じられた国費および東京電力の拠出額は、初年から二〇一七年度まで予算額ベースでいくらか。政府が把握する各年のそれぞれの額を明らかにされたい。福島県から福島県立医科大学への検査委託の総額がそれらの総額と異なる場合は、その旨も明らかにされたい。

四 福島県の県民健康調査課によれば、検査通知に使う住所は、基本的には県が毎年度初めに把握した住民票の情報を福島県立医科大学に提供し、それに加えて福島県立医科大学の放射線医学県民健康管理センターが、ウェブサイトで「住所変更のご連絡をお願いします」と呼びかけて把握したものである。一万九千通がこうした把握から漏れていることになるが、この「受診率低下問題」について、今後、国としてできることにはどのような手法が考えられるか。

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下、子ども被災者支援法)第三条は、「国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」としていることから、可能な限りの手法を真摯に検討して明らかにされたい。

五 「経過観察等問題」は、厚生労働省が推し進めてきた国民皆保険およびレセプト電算化政策を鑑みれば、その情報を活用し、国として検査対象の三十三万六千六百四十人の全員について、甲状腺がんの摘出手術数が把握できると考える。できないとすれば何故かを明らかにされたい。

六 福島県は、「子どもたちの健康を長期に見守るために甲状腺検査を実施している」のであるが、この検査の実効性を高めるためには、検査

対象を長期にわたって追跡する仕組みが必要である。

子ども被災者支援法は、東京電力原子力事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことを前提にしており、この前提を踏まえて、国が、東京電力原子力事故により放出された放射性物質が広く拡散した地域に事故時に居住等していた住民の健康管理に資する手帳の発行または保険証への記載などの仕組みを創設し、長期にわたる悉皆調査を可能とすべきではないか。できないとすれば何故かを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第八号
平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出東京電力原子力事故後に行われている甲状腺検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出東京電力原子力事故後に行われている甲状腺検査に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、福島県に対し、原子力被災者等に対する長期及び短期の健康管理・調査事業を行うための福島県民健康管理基金を造成するための交付金を支出しており、同基金は、同基金を用いた県民健康調査(平成二十五年以前は県民健康管理調査。以下同じ)の一部として、東京電力株式会社(以下福島第一原子力発電所の事故(以下「事故」という。))の発生時に概ね十八歳以下であった住民等に対して、甲状腺検査を実施しているものと承知している。

二について

福島県「県民健康調査」検討委員会（平成二十五年年度以前は福島県「県民健康管理調査」検討委員会。以下「委員会」という。）は、県民健康調査に關し、専門的な見地から広く助言を得るために設置されているものと承知している。環境省大臣官房環境保健部長（平成二十九年七月十三日以前は環境省総合環境政策局環境保健部長）は、県民健康調査の実施方法等の検討に關すること、県民健康調査の進捗管理及び評価に關することその他県民健康調査の実施に必要な事項に關することに關し、その知見の範囲内で必要に應じ助言を行うために、平成二十四年九月十一日に開催された第八回の委員会から委員会の委員となつてゐる。

三について

億五千三百七十八万六千七百三十八円であると承知しているが、これらのうち、甲状腺検査に対し支出された金額及びお尋ねの「福島県から福島県立医科大学への検査委託の総額」については、承知していない。

四について

「県民健康調査における中間取りまとめを踏まえた県の対応について」(平成二十八年十二月二十七日第二十五回福島県「県民健康調査」検討委員会資料六)によれば、福島県は、「県外への転出等が増加する年代に対する受診案内の確実な送付を徹底すべきである」との委員会の指摘への対応として、「就職・進学などにより親元を離れる高等学校卒業予定者等に対して、検査の目的、意義等について理解してもらうため、啓発活動を行っている。住所変更があった場合は県民健康管理センターにご連絡していただくよう「甲狀腺通信」にハガキを同封しているほか、電話またはホームページからの入力により、手続が行えるようにしている。検査案内が返戻された場合は、住所移転状況を確認し、対象者へ案内が確実に届くよう努めている」と承知しており、政府としては、引き続き、同県に対し、必要に応じて支援を行っていく。

平成三十年一月二十二日提出
質問第九号

イー・ジェス・ア・シヨアニ基導入の閣議決定に至る経緯等に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

イージス・アショア二基導入の閣議決定に至る経緯等に関する質問主意書

安倍晋三首相は、二〇一七年十一月五日に米トランプ大統領とゴルフを行った翌六日に共同記者会見を行った。その席で、トランプ大統領が「非常に重要なのは、首相が、日本が膨大な兵器を追加で買うことだ」と言及、安倍首相は「F三十五Aもそうですし、S M三ブロック二Aも導入することになっている。イージス艦の量、質を拡充していく上において、米国からさらに購入をしていくことになっていくのだと思うっているわけでございます」と呼応した。

翌十二月十九日に安倍内閣は、閣議決定、弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について（以後、同閣議決定）において、「北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威である」と理由づけ、「陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）二基を導入」とした。

同閣議決定は、安倍首相が、国内での適正な手続を経ずに、トランプ大統領の兵器売り込み要請に応じた疑義がある。

よつて、以下質問する。

一 イー・ジス・ア・シヨア導入の理由づけは「北朝鮮の核・ミサイル開発」による「差し迫った新たな段階の脅威」だとしているが、イー・ジス・ア・シヨアの運用実績の乏しさや開発途上技術が含まれていることが指摘され、最低でも配備に五年はかかると言われていることと矛盾しているのではないか。

二 安倍首相が「イージス艦の量、質を拡充していく上において、米国からさらに購入をしていくことになっていくのだろうと思っている」と述べた時点から、イージス・アショア2基導入の閣議決定をした期間（以下、同期間）までに行われたことについて。

1 同期間中に、安倍首相自身がイージス・ア
シオア二基の導入について防衛省に対して何

らかの協議や指示や打ち合わせ（以下、協議等を行った事実があれば、その日時を明らかにされたい。

2 同期間中に、防衛省が米軍と、または日米合同委員会の場で、イージス・アショア二基の導入について協議等を行った事実があれば、その日時を明らかにされたい。

3 同期間中に、防衛省が防衛省内部で、イス・アショア二基の導入について、協議等を行った事実があれば、その日時を明らかにされたい。

4 同期間中に、防衛省または外務省または財務省が、イージス・アショア二基の導入について、自民党の国防部会で、説明をしたか説明を求められた事実があれば、明らかにされない。

5 154のどの事実もないとすれば、同閣議決定はどのような経緯で行われたのか、明らかにされたい。

「こうした防衛装備は、通常、中期防衛力整備計画に計画期間と総額と共に位置付けられる。安倍首相自身も、二〇一七年十二月四日の参議院本会議で「防衛装備品については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づいて、米国製を含め計画的に取得」していること、「中期防衛力整備計画に定める五か年間の経費総額の枠内で計画的に計上している」ことを答弁していた。

一方、「中期防衛力整備計画(平成二十六年
度〜平成三十年度)」の総額は、二十三兆九千七百
億円と記載され、主要な整備内容は「別表」で計
画されているが、イージス・アショアの整備は
含まれていない。同閣議決定には、「平成二十
九年度及び平成三十年度」におけるイージス・
アショアの整備に要する経費は「中期防衛力整
備計画(平成二十六年〜平成三十年度)」の「総
額の範囲内において措置する」と記載はされ
た。「総額」を変えないのであれば、防衛省は、

イージス・アショア二基を導入する代わりに、何を削減するつもりか。

四 安倍首相がトランプ大統領との共同記者会見で、イージス・アショアに限らず、「F三十五Aもそうだし、SM三ブロック二Aも導入することになっている」と述べ、中期防衛力整備計画の見直しも待たず、現状を大きく変える装備の導入に言及した法的な根拠を、明らかにされた。

右質問する。

内閣衆質一九六第九号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出イージス・アショア二基導入の閣議決定に至る経緯等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出イージス・アショア二基導入の閣議決定に至る経緯等に関する質問に対する答弁書

二について

陸上配備型イージス・システムの導入には一定の期間が必要となる一方、北朝鮮の核・ミサイル開発が我が国の安全に対するより重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、平素から我が国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要があることから、可及的速やかにその導入を進めるため、平成二十九年十二月十九日に「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について」を閣議決定し、陸上配備型イージス・システム二基を導入することとしたものであり、「矛盾している」との御指摘は当たらない。

二について
お尋ねについては、防衛省における新たな弾道ミサイル防衛システムに係る検討状況も踏ま

えて、平成二十九年八月に防衛大臣が陸上配備型イージス・システムを中心とした新規防衛装備品の導入を行う旨の方針を示し、所要の経費について要求額を明示しないいわゆる事項要求を行った後、米国の調整等を経て、同年十二月十九日に「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について」を閣議決定し、陸上配備型イージス・システム二基を導入することとしたものであるが、相手方との関係もあることから、その詳細について逐一お答えすることは差し控えた。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十九年年度補正予算案及び平成三十年年度予算案においては、陸上配備型イージス・システムの整備に要する経費として合計約三十五億円を計上しており、当該経費は、「中期防衛力整備計画(平成二十六年度・平成三十年度)」(平成二十五年十二月十七日閣議決定。以下「中期防」という。)の総額の範囲内で措置しているものである。

四について

お尋ねの「法的な根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、F三五A戦闘機については「次期戦闘機の整備について」(平成二十三年十二月二十日閣議了解においてその導入を決定した上で、中期防において二十八機の整備を決定しているものであり、弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイル(SM三ブロックIIA)については平成二十九年年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項について「平成二十八年十二月二十二日国家安全保障会議決定」において共同生産・配備段階に移行することを決定しているものであることから、「中期防衛力整備計画の見直しも待たず、現状を大きく変える装備の導入に言及した」との御指摘は当たらない。

平成三十年一月二十二日提出
質問 第一一〇号

内閣府及び経済産業省の元参与の経歴に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

内閣府及び経済産業省の元参与の経歴に関する質問主意書

内閣府及び経済産業省の参与を務めていた齋藤ウイリアム浩幸氏が昨年十二月十三日付で内閣府、十五日付で経済産業省のそれぞれの職を辞任しました。

齋藤氏はネット上で経歴詐称を指摘されており、昨年十二月二十一日付の自身のブログで米国の大学の医学部を卒業して医師免許を取得したという事実はないと経歴を訂正しています。

一方、世耕経済産業大臣は、昨年十二月二十二日の閣議後記者会見の概要によれば、「経歴に関しては、経済産業省としてご提出いただいた経歴の中には、別に何か虚偽に当たるとするものはない」と認識をしておりますと述べています。

一 一般論として、虚偽の経歴を示して参与に就任した場合、懲戒処分などペナルティーはあるのか明らかにして下さい。

二 齋藤氏が内閣府及び経済産業省の参与就任に際し提出した経歴を明らかにして下さい。

三 世耕大臣は前記の通り、「ご提出いただいた経歴の中には、別に何か虚偽に当たるとするものはない」という認識を示しているが、齋藤氏を経済産業省と同じ参与に任命していた内閣府はどのように認識しているか明らかにして下さい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一〇号
平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出内閣府及び経済産業省の元参与の経歴に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出内閣府及び経済産業省の元参与の経歴に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ペナルティー」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第一項に規定する懲戒処分を行うかどうかについては、個別具体の事案に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

二及び三について

齋藤浩幸氏から内閣府及び経済産業省に提出された経歴は、個人に関する情報であるため、具体的な内容に関するお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

平成三十年一月二十二日提出
質問 第一一一号

ICANフィン事務局長と安倍総理の面会に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

ICANフィン事務局長と安倍総理の面会に関する質問主意書

昨年のノーベル平和賞を受賞した国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)の事務局長ベアトリス・フィン氏が来日した際、フィン

氏が安倍総理との面会を求めたにもかかわらず、実現しませんでした。

菅官房長官は記者会見でこの件について問われると「日程の都合上難しい」ということで、それ以上でもそれ以下でもない」と答えました。

今後、フィン氏側から安倍総理との面会の要請があった場合、日程の都合が合えば面会するのか、それとも、核廃絶についての考え方が異なるので面会はないのかどちらなのか見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出 I C A N フィン事務局長と安倍総理の面会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出 I C A N フィン事務局長と安倍総理の面会に関する質問に対する答弁書

先般の核兵器廃絶国際キャンペーン(以下「I C A N」という)のフィン事務局長の訪日に際して、安倍内閣総理大臣との面会が実現しなかった理由については、菅内閣官房長官が、平成三十年一月十五日午前の記者会見において、「日程の都合上、難しいということでありまして、それ以上でもそれ以下でもありません」と述べているとおりである。今後 I C A N から安倍内閣総理大臣との面会につき同様の要請があった場合には、安倍内閣総理大臣の日程等を踏まえて対応することとなる。

平成三十年一月二十二日提出
質 問 第 一 二 一 号

安倍総理の平昌五輪開会式の出欠に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

安倍総理の平昌五輪開会式の出欠に関する質問主意書

二月九日から韓国、平昌で開催される平昌オリンピック(以下、平昌五輪)の開会式に安倍総理が欠席すると報じられています。

オリンピックは世界最大のスポーツ大会であると同時に平和の祭典でもあります。慰安婦合意問題で韓国政府との間に対立があるとしても、平和の祭典であるオリンピックに政治的な問題を持ち込んで開会式を欠席することは不適切だと考えます。

特に我が国は二年後に東京五輪を控えており、その直前の平昌五輪の開会式に欠席することは東京五輪にも悪影響を及ぼします。

また、国を挙げて活躍を願って、送り出す選手団の士気を下げることに繋がると考えます。

以上を踏まえ、平和の祭典である平昌五輪の開会式に安倍総理は、政治的な問題を理由に欠席することなく、出席すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二二号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理の平昌五輪開会式の出欠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理の平昌五輪開会式の出欠に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

政府としては、諸般の事情が許せば安倍内閣総理大臣が第二十三回オリンピック冬季競技大会の開会式に出席する方向で調整を行っているところである。

平成三十年一月二十二日提出
質 問 第 一 二 三 号

専守防衛に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

専守防衛に関する質問主意書

我が国は、憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないことを基本理念として参りました。

今般、政府はイージス・アショアの導入を閣議決定し、護衛艦を空母に改修することも検討するとの報道がされていますが、専守防衛の理念は今後も維持し続けるのか、それとも、変更することにも視野に入れているのか、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一三三号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出専守防衛に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出専守防衛に関する質問に対する答弁書

「専守防衛は、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防

衛の基本的な方針であるところ、今後とも、かかる方針にいささかの変更もない。

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出「つなぎ予算の不成立によるアメリカ政府機関の一部閉鎖によるわが国への影響に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員逢坂誠二君提出「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の運用に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員逢坂誠二君提出「北方領土における日米安全保障条約の有効性に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員逢坂誠二君提出「第九十六回国会の安倍総理の施政方針演説で表明された新たな事業に必要な経費に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員初鹿明博君提出「河野外相の中東諸国への政治的関与を強化する」とした外交演説に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出「大学入試センター試験の「ムーミン」に関する設問に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員照屋寛徳君提出「米軍再編交付金等の交付要件に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員阿部知子君提出「再生可能エネルギーの電力系統接続に係る容量ゼロ問題等に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員阿部知子君提出「東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う適合審査に係る意見照会に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員阿部知子君提出「東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う審査における重大事故時対応等の技術的能力に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員阿部知子君提出「関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員城井崇君提出政府ドメインの統一に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出公用電子メールの廃棄に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出草津白根山の噴火の警戒体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護費の見直しによる子育て世帯への深刻な影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出日本政府における仮想通貨の規制とイノベーション政策に関する質問に対する答弁書

平成三十年一月二十三日提出
質問 第一四号

つなぎ予算の不成立によるアメリカ政府機関の一部閉鎖によるわが国への影響に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

つなぎ予算の不成立によるアメリカ政府機関の一部閉鎖によるわが国への影響に関する質問主意書

二〇一八年一月二十日、アメリカ合衆国の連邦政府の暫定予算(「つなぎ予算」といふ)が失効し、アメリカでは政府機関の一部が閉鎖される事態に陥った。アメリカ合衆国での政府機関閉鎖は、オバマ政権の二〇一三年十月以来で、約四年ぶりと承知している。

ホワイトハウスは、連邦政府機関の一部閉鎖されても、軍や国境警備、空港、郵便、国立公園など国の安全や国民生活に欠かせない業務は続ける予定だと発表している。

このような事実に関して、以下質問する。

一 現時点で、つなぎ予算の失効によるアメリカの連邦政府機関の一部閉鎖で、わが国に在住する国民の生活に何らかの障害が生じていると認識しているのか。政府の見解如何。

二 つなぎ予算の失効は、オバマ政権の二〇一三年十月の時に生じているが、その時、わが国に在住する国民の生活に何らかの障害が生じた事実はあったのか。政府の見解如何。

三 ロイターなどの報道によると、連邦政府の証券取引委員会(SEC)は引き続き業務を続け、一定日数は全職員が業務にあたるものの、商品先物取引委員会(CFTC)は職員の九十五%を直ちに一時帰休とする必要があると指摘されている。これによるわが国の金融市場に対する影響は生じないのか。また生じた場合、政府はどのような対策をとる準備があるのか。政府の見解如何。

四 ロイターの報道では、連邦政府の運輸保安局(TSA)の職員五万八千二百九十五人のうち五万三千八百六十五人が閉鎖期間中も勤務に入れる態勢を取り、連邦航空局(FAA)は航空管制に影響はないと明らかにしたが、わが国とアメリカとの航空機等による往來に何らかの障害が生じたという事実は認められているのか。政府の見解如何。

内閣衆議一九六第一四号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出つなぎ予算の不成立によるアメリカ政府機関の一部閉鎖によるわが国への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出つなぎ予算の不成立によるアメリカ政府機関の一部閉鎖によるわが国への影響に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの「国民の生活に何らかの障害が生じている」、「国民の生活に何らかの障害が生じた事実」及び「わが国とアメリカとの航空機等による往來に何らかの障害が生じたという事実」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにしても、政府としては、他国の政府機関の一部閉鎖が、我が国の国民生活に悪影響を及ぼすことがないよう適切に対応してまいりたい。

三について

金融市場は様々な要因を背景に変動するものであるため、御指摘の事態による我が国の金融市場への影響や当該影響を前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにしても、政府としては、米国を含む海外の政治及び経済情勢等も踏まえながら、我が国の金融市場の動向を注視し、必要に応じ適切に対応してまいりたい。

平成三十年一月二十三日提出
質問 第一五号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の運用に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の運用に関する質問主意書

「リニア中央新幹線」の財政投融資の活用に関する質問主意書に対する答弁書(内閣参質一九一第四号)で、「平成二十八年六月一日に安倍内閣総理大臣が「リニア中央新幹線の計画前倒し」を表明したこと、同月二日に閣議決定された「経済財政

運営と改革の基本方針二〇一六において「リニア中央新幹線全線については、建設主体の整備を更に促進するため、財政投融資の活用等を検討すること」としたこと、同年七月十二日の「経済対策の策定について(内閣総理大臣指図)」において「リニア中央新幹線の計画前倒し」と明記されたこと等を踏まえ、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」といふ)等の関係者との間で調整を行い、同年八月二日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「財政投融資の手法を積極的に活用・工夫することにより、リニア中央新幹線全線開業を最大八年前倒し」すること」が示されている。

リニア中央新幹線の品川から名古屋間の建設費は約五兆五千億円にのぼるが、うち三兆円については新たに借り入れが必要と見積もられ、この三兆円の借り入れに財政投融資を活用すれば、低利に加えて元本支払いを据え置けるため、経営体力の回復に充てる期間を短縮でき、二〇四五年開業を予定する大阪までの延伸を最大八年前倒しできるとされる。

財政投融資とは、「一 租税負担に拠ることなく、独立採算で、二 財投債(国債)の発行などにより調達した資金を財源として、三 政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・固定・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融資活動(資金の融資、出資)」であることが財務省のホームページで明示されており、その使途については国民に対して十分な透明性とともに、説明責任が政府に課せられていると考えるべきであろう。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(本法)という。第一条では、「国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて

適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする」ことが規定されている。

これらのことを踏まえ、以下質問する。

一 JR東海は、本法でいうところの「特殊法人等」にあたらぬという理解でよいか。

二 リニア中央新幹線の建設工事は、本法の「公共工事」にあたらないため、本法でいう「工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置」を講ずることは課せられないという理解でよい。

三 リニア中央新幹線の建設工事には、約三兆円の財政投融資が活用されているが、その具体的な融資額全額を示された。

四 三に関連して、「財投債(国債)の発行などにより調達した資金を財源として」「政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・固定・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融資活動が行われる」とすれば、本法でいうところの「工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達」が図られ、国民が納得する「情報の公表」がなされるべきではないか。政府の見解如何。

五 JR東海が本法でいう「特殊法人等」に該当しないため、リニア中央新幹線の建設工事が「公共工事」ではないとしても、「平成二十八年六月一日に安倍内閣総理大臣が「リニア中央新幹線の計画前倒し」を表明したこと、同月二日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一六」において「リニア中央新幹線全線については、建設主体の整備を更に促進するため、財政投融資の活用等を検討する」ことが決められており、リニア中央新幹線の建設工事は事実

上の国家プロジェクトであると思料される。巨額の財政投融資が活用されているならば、リニア中央新幹線の建設工事は本法でいう「公共工事」とみなすべきではないか。政府の見解如何。

六 五に関連して、今次のリニア中央新幹線の建設工事にかかわる談合事件は、巨額の財政投融資が活用されているにもかかわらず、当該工事が本法の適用対象ではないことにより生じたのではないか。政府の見解如何。

七 リニア中央新幹線の品川から名古屋間の建設費の約五兆五千億円のうち、約三兆円について財政投融資が活用されると承知している。すなわち、当該工事の建設費の半分以上を「財投債(国債)の発行などにより調達した資金」が占めることになる。このような工事は、本法でいう「公共工事」とみなし、本法の適用を図り、「工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達」が図られ、「情報の公表」を行うように運用の改善をすべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第一五号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 逢坂誠二君提出公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 逢坂誠二君提出公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の運用に関する質問に対する答弁書

一、二、四、五及び七について
東海旅客鉄道株式会社は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二

年法律第二百七十七号)第二条第一項に規定する特殊法人等には該当しない。そのため、同社が発注する御指摘の「リニア中央新幹線の建設工事」(以下「中央新幹線工事」という)は同条第二項に規定する公共工事ではない。また、御指摘の「公共工事」とみなす、「公共工事」とみなし「及び運用の改善」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中央新幹線工事に御指摘の「情報の公表」等の同法の規定は適用されない。

三について

お尋ねについては、合計三兆円である。

六について

お尋ねの点については、現在関係当局による調査・捜査中であるため、お答えは差し控えた。

平成三十年一月二十三日提出
質問 第一 六 号

北方領土における日米安全保障条約の有効性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

北方領土における日米安全保障条約の有効性に関する質問主意書
一月十八日、二〇一八年の日口「交流年」を記念した国際シンポジウムが東京都内の法政大学で開催された。一九九六年から二〇〇三年まで駐日大使を務めたアレクサンデル・パノフ氏は、返還後の北方領土で、「平和条約締結には、いかなる軍事活動も行わない義務が必要」と述べ、北方領土の非軍事化が領土引き渡しの条件になると指摘した。

ブーチン大統領は二〇一六年十二月の訪日時、日米安全保障条約に基づいて米軍が返還後の北方領土に展開する「懸念」があるとし、北方領土の引き渡しに慎重な姿勢を見せた。パノフ氏は、この

ブーチン大統領の「懸念」は、二〇一六年十一月のモスクワの日口高官協議で、日本が北方領土を日米安全保障条約の適用除外とする可能性を否定したのが原因と説明し、「日本の責任」と断じたことが時事通信などで報じられている。

これらの発言を踏まえ、以下質問する。

一 ロシア政府は、二〇一六年十一月のモスクワの日口高官協議で、日口の平和条約の締結の前提として、締結後の北方領土で「いかなる軍事活動も行わない義務が必要」と要求したのか。政府の見解如何。

二 二〇一六年十一月のモスクワの日口高官協議で、日本政府の担当者は、返還後の北方領土を日米安全保障条約の適用除外とする可能性を否定したのは事実か。政府の見解如何。

三 日口平和条約と日米安全保障条約はそれぞれ独立したものであると考えられるが、政府は、日米安全保障条約の規定が日口平和条約の締結交渉の上で「懸念を生じさせている」という認識を持っているのか。政府の見解如何。

四 日米安全保障条約第六条の「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」との規定は、「日本国の施政の下にある領域」においては留保条件なしに適用されるという理解でよい。

五 四に関連して、日本政府は日口平和条約の締結交渉において、返還後の北方領土での日米安全保障条約の適用除外を検討したことはあるのか。政府の見解如何。

六 現行の法令上、日米安全保障条約第六条でいう「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」との規定は、日本国の施政下にある一部の領域だけで適用除外することは不

可能であるとの理解でよい。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一九六第一六号
平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北方領土における日米安全保障条約の有効性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出北方領土における日米安全保障条約の有効性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えるが、少なくとも、御指摘の協議において日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の北方領土への適用に関するやり取りは行っていない。

三について

ロシア連邦政府関係者の認識について、政府としてお答えする立場にない。

四及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日米安保条約第六条において、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と規定されているとおりである。

五について

お尋ねの「日本政府は日口平和条約の締結交

渉において、返還後の北方領土での日米安全保障条約の適用除外を検討した」との事実はない。

平成三十年一月二十四日提出
質問 第一七号

第九十六回国会の安倍総理の施政方針演説で表明された新たな事業に必要な経費に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

第九十六回国会の安倍総理の施政方針演説で表明された新たな事業に必要な経費に関する質問主意書

平成三十年一月二十二日、安倍総理は衆議院本会議で施政方針演説を行い、「二〇二〇年代初頭までに、五十万人分の介護の受け皿を整備します」、「待機児童対策の主体である市区町村への支援を都道府県が中心となつて強化します。二〇二〇年度までに三十二万人分の受け皿整備を目指し、来年度十万人分以上を整備いたします」、「幼児教育の無償化を、二〇二〇年度を目指し、一気に進めます」、「二〇二〇年度までに、公立高校だけでなく、私立高校についても、現行の加算額を大きく引き上げること、実質的な無償化を実現します」等、様々な新たな事業を行うことを表明した。

これらの安倍総理の発言に関して、以下質問する。

一 安倍総理が施政方針演説の中で新たに表明した事業は、具体的にはいくつになるのか。

二 安倍総理が施政方針演説の中で新たに表明した様々な事業に必要な経費の概算はどの程度なのか。二〇一八年度から二〇二〇年度までの、それぞれの年度に必要な概算予算額を明示願いたい。

三 安倍総理は施政方針演説の中で新たな事業を行うことを表明するとともに、「同時に財政健全化も確実に実現します。この夏までに、プライマリーバランス黒字化の達成時期と、その裏付けとなる具体的な計画をお示しいたします」と表明している。新たな事業については、必要性が感じられるものも認められるが、当然予算の裏付けがなければならず、必ず支出の増加をもたらす。他方、「プライマリーバランス黒字化の達成」のためには、一定程度の支出の削減がなされなければならないが、両者はどのように整合性が保たれるのか。政府の方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一七号
平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第九十六回国会の安倍総理の施政方針演説で表明された新たな事業に必要な経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出第九十六回国会の安倍総理の施政方針演説で表明された新たな事業に必要な経費に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「新たに表明した事業」等の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、この夏までに、プライマリーバランス黒字化の達成時期と、その裏付けとなる具体的な計画を示してまいりたい。

平成三十年一月二十四日提出
質問 第一八号

河野外相の中東諸国への政治的関与を強化するとした外交演説に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

河野外相の中東諸国への政治的関与を強化するとした外交演説に関する質問主意書
一月二十二日に行われた外交演説で河野外相は「中東諸国との経済関係を強化するにとどまらず、この地域への政治的関与も強化していく考えです」と述べました。

「日本は、宗教・宗派や民族的な観点から中立であり、中東地域になんら魚の歴史的足跡を残したことはありません。また、中東に影響力のある米国と強固な同盟関係にあります」と続け、これが日本の「強み」であり、だからこそ「果たせる役割があります」と主張しました。

河野外相が強固な同盟関係にあるとした米国のトランプ大統領は、昨年十二月の演説で、エルサレムをイスラエルの首都と認定する旨宣言し、米国大使館をテルアビブからエルサレムへ移転する準備を開始するよう、国務省に指示したことを明らかにしました。

各国首脳も反発を強めている通り、米国の今回の表明は、新たな危機を呼び起こし得る暴挙であり、イスラエルとパレスチナの和平交渉に悪影響を及ぼすのみならず、中東の平和と安定にも多大な影響を及ぼすものと考えます。

日本が米国と強固な同盟関係にある強みを発揮して、果たせる役割があるとするれば、真つ先にすべきことは、トランプ大統領に翻意するよう促し、エルサレムを首都と認定した宣言を撤回するよう積極的に日本国政府として求めていくことであると考えますが、政府の所見を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九六第一八号

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出河野外相の中東諸国への政治的関与を強化するとした外交演説に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出河野外相の中東諸国への政治的関与を強化するとした外交演説に関する質問に対する答弁書

政府としては、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決(以下「二国家解決」という。)を支持しており、エルサレムの最終的な地位の問題も含め、累次の国際連合安全保障理事会の決議及びこれまでの当事者間の合意等に基づき、当事者間の交渉により解決されるべきとの立場である。

政府としては、トランプ米大統領が、平成二十九年十二月六日(米国東部時間)に行ったエルサレムに関する発表(以下「本件発表」という。)において、恒久的な和平合意の促進への強固なコミットメント及び二国家解決への支持を表明したことを評価している。また、同大統領が、本件発表において、エルサレムにおける主権の境界線を含む最終的な地位は当事者間の交渉に従わなければならないと明確に認めたことの重要性に深く留意している。

しかしながら、本件発表を契機として、今後の中東和平問題をめぐる状況が厳しさを増すこと及び中東全体の情勢が悪化し得ることについて懸念しており、本件の動向については大きな関心を持って注視していく。

平成三十年一月二十四日提出
質問 第一一九号

大学入試センター試験の「ムーミン」に関する設問に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

大学入試センター試験の「ムーミン」に関する設問に関する質問主意書

大学入試センター試験の「地理B」でアニメ「ムーミン」と「小さなバイキング ビッケ」の画像を示し、舞台となった国を問う設問が出題されたことが報じられ、回答の根拠があるのかが話題となつています。

この問いについて新聞報道によると、独立行政法人大学入試センターは知識・思考力を問う設問として支障はなかったという見解を示しています。

まず、検定を通った高等学校の地理の教科書で「ムーミン」「小さなバイキング ビッケ」並びにその作者について記載のある教科書はあるのか伺います。

教科書に全く記載がない場合、アニメの舞台がどこなのか、作者の出身地がどこなのかなどは大学入試に必要な知識とは考えられません。受験生の年代を考慮しても両作品ともにその世代に馴染みの深い作品ではなく、作品の存在自体を知らない受験生もいたと考えられます。

また、問題を作成した独立行政法人大学入試センターは、言語について「教科書で取り上げられている言語区分の知識に基づき判断できる」と説明していますが、現在の高等学校地理Bの教科書には表や地図に語族名が記載されているものはあるものの、フィンランド語がウラル語族、ノルウェー語がスウェーデン語と同じインド・ヨーロッパ語族ゲルマン語派に属するという記述はありません。

そもそも、大学入試センター試験は、受験生の

高等学校における基礎的な学習の達成度を判定することが目的であることを考えると、教科書に記載が全くない知識を基にした問いは大学入試問題としては相応しくないと考えます。

独立行政法人大学入試センターのホームページには、「大学入試センター試験の果たす役割の第一番目に「難問奇問を排除した、良質な問題の確保を掲げ、昭和五十三年度以前は、高等学校教育の程度や範囲を超えた難問奇問の出題が少なくありませんでしたが、共通第一次学力試験や大学入試センター試験の導入により、難問奇問を排除した良質な問題が確保されるようになり、現在、高等学校等の関係者からも高い評価を受けています。」と記載しているように「難問奇問」を排除することを前面に打ち出していますが、この記述とも矛盾を感じます。

基礎的な学習達成度を判定する大学入試センター試験で、教科書に全く記載のない知識を必要とする問題を出すことは認められると考えているのか、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一九号

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出大学入試センター試験の「ムーミン」に関する設問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出大学入試センター試験の「ムーミン」に関する設問に関する質問に対する答弁書

現在使用されている高等学校の地理歴史科地理A及び地理Bの教科用図書であつて御指摘の「ムーミン」「小さなバイキング ビッケ」並びにその作者について記載のあるものは存在しない。

また、一般論としては、大学入試センター試験の試験問題は高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)に準拠した適正なものではないが、問題において引用される資料や解答の内容は、いずれもそれ自身が高等学校の教科用図書に掲載されているなければならないというものではないと考えている。

平成三十年一月二十四日提出
質問 第二一〇号

米軍再編交付金等の交付要件に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

米軍再編交付金等の交付要件に関する質問主意書

二〇一八年二月四日は、沖縄県名護市長選挙の投票日である。名護市長選挙には、現職の稲嶺進市長と自由民主党、公明党、日本維新の会の三党が推薦する前市議会議員の新人(以下「新人候補」という)が立候補を予定している。

稲嶺市長は、二〇一〇年の初当選以来「辺野古の海にも陸にも新しい基地は造らせない」との公約を掲げ、堅持してきた。そのため、政府は駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「米軍再編特措法」という)に基づき、いわゆる「再編交付金」の名護市への交付を凍結し続けている。

かかる状況にあつても、稲嶺市長は、「再編交付金」に頼らない市政運営を展開し、前任の市長時代と比べて予算規模において約百億円増、財政基金も約二倍に増やすなど市民本位の内発的発展に尽力してきた。

今回の名護市長選挙に臨むにあつても、稲嶺市長は、普天間基地の辺野古移設に反対し、「再編交付金」に依存しない市政運営を掲げている。一方、自由民主党、公明党、日本維新の会が推薦する新人候補は、市議会議員時代には辺野古新

基地建設「積極推進」の言動を繰り返しておきながら、今回の名護市長選挙においては、受け入れの賛否を明らかにしていない。

そのような中で、政府は、新人候補が当選した場合、名護市を「再編交付金」の交付対象とする方針を固めたとの報道がなされている。

来る一月二十八日告示の名護市長選挙に向けて、昨年十二月二十九日には、すでに菅義偉官房長官が名護市に入り、建設関連事業者らに対し、「名護東道路」の未整備区間の完成前倒しや延伸調査を関係省庁に指示したことを言い募るなど、公共事業をエサにした利益誘導まがいの事前運動をおこなっている。

また、一月四日には、自民党の二階俊博幹事長も来沖し、土地改良事業団体を中心に名護市長選挙への協力を求めるなどの利益誘導を図っている。

以下、質問する。

一 米軍再編特措法に基づく「再編交付金」の交付要件の全てについて、その根拠条文と併せて明らかにされたい。

二 政府が、名護市を「再編交付金」の交付対象とするかどうかを判断するにあたって、名護市長による普天間基地の辺野古移設受け入れ表明は要件となるか否か、その理由と併せて見解を示されたい。

三 いわゆる「再編推進事業補助金」の交付要件の全てについて、その根拠条文と併せて明らかにされたい。

四 政府が、名護市を「再編推進事業補助金」の交付対象とするかどうかを判断するにあたって、名護市長による普天間基地の辺野古移設受け入れ表明は要件となるか否か、その理由と併せて見解を示されたい。

内閣衆質一九六第二〇号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍再編交付金等の交付要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍再編交付金等
の交付要件に関する質問に対する答弁書
一及び二について

お尋ねの「再編交付金」については、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第五条の規定により、同法第四条第一項に規定する再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村について、同法第五条第一項に規定する再編関連特別事業を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときに、これを再編関連特定周辺市町村として指定した上で、同法第六条の規定により、予算の範囲内において、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため交付することができることとされているものである。お尋ねの名護市に係るものを含め、再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付については、これらの規定に照らして適切に判断することとされているところである。

三及び四について
お尋ねの「再編推進事業補助金」については、再編推進事業補助金交付要綱（平成二十九年防衛省訓令第三十三号）第五条の規定により、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置が進捗していると認められること、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況を考慮し、特にその推進を図る必要があると認められること及び駐留軍等の再編の実施に向けた施設整備がその区域内において行われる再編関連特定周辺市町村であって、当該施設整備の円滑な実施のために必要な協力を行っていること認められることにより、当該再編関連特定周辺市町村が再編推進事業（再編関連特定周辺市町村が行う公共用の施設の整備であつて、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた措置の推進を図るために防衛大臣が特に必要と認めるものをいう）を行うときに、当該再編関連特定周辺市町村に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができることとされているものである。お尋ねの名護市に係るものを含め、再編関連特定周辺市町村に対する再編推進事業補助金の交付については、当該規定に照らして適切に判断することとして

明したため、全国で多発する空容量ゼロ問題及び接続費用負担問題に対する政府の認識を改めて問う。

一 いわゆる再生可能エネルギーの優先接続規定について、答弁書では「改正法による改正前の再生可能エネルギー特別措置法以下「旧法」という。第五条は、旧法第六条第一項の規定による経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について電力系統への接続を求められた場合に、旧法第二条第一項に規定する電気事業者が当該接続を義務付けることを規定したものであり、再生可能エネルギー発電設備を他の電源よりも優先的に接続することを義務付ける規定ではない」とされている。他方で平成二十四年一月の資源エネルギー庁による資料「再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルール等の整備について」では、その資料の表題が示す通り旧法第五条の規定をいわゆる優先接続として明確に取り扱っていたと見られる。その上で改めていわゆる優先接続規定について伺う。

1 答弁書は旧法第五条がいわゆる優先接続を義務付ける規定ではないとしているが、平成二十四年時点では政府資料において優先接続との記述が見られる。答弁書における旧法第五条の解釈は二十四年時点のものと異なると考えられるかどうか。また仮に解釈変更が為されているのだとすれば、平成二十四年から平成二十八年に至るまでに如何なる理由があつて変更されたのか、決定日及び具体的な検討・決定プロセスと併せ、理由を明確に示されたい。

2 再生可能エネルギー特別措置法及び電気事業法の改正前における、再生可能エネルギー以外の電源の接続は、どのような法的根拠に基づいていたのか。法令及び条文を示されたい。

3 昨年、東北電力管内で、秋田県において関

西電力と丸紅が出力百三十万キロワットの石炭火力発電所の建設計画を発表したことで、当該地域の系統接続の空容量がゼロになったと聞く。この事例は、再生可能エネルギー特別措置法(旧法)の接続義務規定が電気事業法第十七条第四項に移行されたことにより、実質的な再生可能エネルギーの接続優先義務が存在しなくなった影響ではないか、政府の見解を示されたい。

二 空容量ゼロ問題に関して、九州電力、東北電力管内をはじめ多くの地域で系統制約により空容量がゼロとなる問題が頻発する現状がある。だが、答弁書では個別の事業判断の実態調査は行っていないとある。

1 適切な電力系統への接続ルールの整備・運用を考える上でも、まずは政府として実態調査を行い検証すべきではないか。政府の見解を改めて伺う。

2 京都大学の安田陽特任教授、山家公雄特任教授の調査によれば、空容量が不足していると言われる東北北部エリアの基幹系統の調査を行ったところ、実潮流ベースでは最大でも約二割の利用率であったとされる。空容量の計算は、欧州諸国では実潮流ベースで行われているが、日本では定格容量ベースで行われている。日本も実潮流ベースでの運用に切り替えていくよう、制度設計・運用を行っていくべきだと考えるがどうか。

三 昨年十月、一般社団法人全国ご当地エネルギー協会が経済産業省に対して接続費用負担問題等の解決に向けた要請活動を行ったと承知しているが、その要請活動に際して同協会が実施した電力系統接続に関する実態調査(以下、「電力系統接続に関する実態調査」という。)によれば、回答が得られた十一件のうち十件で、調達価格における接続費用の平均値(太陽光発電〇・六三から〇・七四万円/キロワット)や電力広域的運営推進機関の定める一般負担上限額

(太陽光発電一・五万円/キロワット)を大きく上回っていたという。電力系統接続に関する実態調査の中には、太陽光発電で百万円/キロワット以上、小水力発電で九百万円/キロワット以上といった非常に高額な工事費負担金が請求された案件も見られる。

1 電力系統接続に関する実態調査等で見られるような多額な連系工事費負担金を請求される事例を政府は把握しているか。

2 これらの事例に限らず、多額の連系工事費負担金が請求される事例が頻発している。前回調査が平成二十六年に於ける系統連系の接続申込に対する回答状況であるとすれば、政府として改めて実態調査を行い、連系工事費負担金の制度の運用及び再整備を含めて対策を講じるべきではないか。また、今後は各一般送配電事業者による報告徴収の対象として連系工事費負担金の実績を求めるとともに、各一般送配電事業者ごとに連系工事費負担金として要する費用の平均価格と最高価格の総額及び内訳等を政府として公表してはどうか。

3 接続費用負担問題に関連して、連系工事費負担金以外にも、工期が十年を上回ることで断念した案件も数々あると聞く。電力系統接続に関する実態調査においても、工期十年以上という案件が二件あったと承知している。系統接続工事の工期の問題についても実態を把握しているか。また把握している場合はどのような対策を政府として講じるつもりか。

四 接続費用負担問題と調達価格との関連について、答弁書には「工事費負担金は、個々の設備ごとの事情に応じて金額が異なるが、調達価格の国民負担の抑制の観点から、再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等

を基礎として定めるものとされているところである。」とある。他方で、資源エネルギー庁が平成二十八年十一月に公表した資料「電源種別(太陽光・風力)のコスト動向等について」の二十三頁では、「平成二十八年の調達価格の算定に当たっては、接続費用の上昇傾向や、出力制御対応機器の設置費用の増加を踏まえ、平成二十七年の調達価格の想定値(一・三五万円/キロワット)を据え置いた。」とあり、太陽光発電の接続費用の上昇が指摘されている。

1 高額な連系工事費負担金が請求される具体的な事例が徐々に明らになりつつあり、なおかつ資源エネルギー庁の資料においても接続費用の上昇が指摘されている中で、答弁書にある「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」は明らかに上昇傾向にあると考えるがどうか。政府の見解を伺う。

2 もし高騰する連系工事費負担金に対して、何らかの対策が取られなかった場合、発電事業者の負担増加はもちろん、それに加えて調達価格の増加等による国民負担の増大は避けられないと考えるがどうか。

五 答弁書において、「電力広域的運営推進機関では、経済産業大臣が認可した業務規程に基づき、発電事業者からの求めに応じて、一般送配電事業者の示した電力系統の増強に係る工事の内容について検証し、必要に応じて一般送配電事業者に再検討を求めることとしている。」とある。

1 答弁書の回答は、電力広域的運営推進機関が実施する「苦情及び相談対応業務並びに『紛争解決業務が該当する』と考えてよいのか。

2 電力広域的運営推進機関の報告書「平成二十八年における苦情及び相談対応について」では、系統アクセスに関する費用負担についての問い合わせが平成二十八年において、総数六十四件(前年度からの継続案件九件を含む)のうち十六件が該当した。そのうち

ち十件程度が連系工事費負担金に関する問い合わせだと見受けられる。他方で、先ほど取り上げた事例以外にも高額な連系工事費負担金を要求される事例は複数あると推察される。接続費用負担問題が全国で多発する一つの要因は、電力広域的運営推進機関による「苦情及び相談対応」を含めた仲裁の体制が十分ではなくその役割を果たせていないからではないかと考えるがどうか。

六 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力損害賠償・廃炉費用の経営合理化によるねん出について、答弁書には「一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社においては、法令に基づき、電力系統の維持や整備を含めて、一般送配電事業を適切に運営することが求められている。」とある。では具体的に政府として、如何なる基準で損害賠償・廃炉費用と系統整備費用を切り分け、如何にして東京電力ホールディングス株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社に対して指導・監督していくことを検討しているのか。具体的な根拠や、法令、条文に基づいた明確な回答を求めたい。右質問する。

内閣衆質一九六第二号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員阿部知子君提出再生可能エネルギーの電力系統接続に係る空容量ゼロ問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出再生可能エネルギーの電力系統接続に係る空容量ゼロ問題等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の資料は、「再生可能エネルギーの優

先接続・優先給電ルール等の整備について」と題されているが、その内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「旧法」という。)第五条が、旧法第六条第一項の規定による経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について電力系統への接続を求められた場合に、旧法第二条第一項に規定する電気事業者に当該接続を義務付けることを規定したものである旨を説明したものであり、旧法第五条は元来「再生可能エネルギー発電設備を他の電源よりも優先的に接続することを義務付ける規定ではない」という先の答弁書(平成二十九年六月九日内閣衆質一九三第三五一号)の三の1から3までについてお答えした解釈に変更はない。

二の1について
個別の事業判断の実態調査は行っていないが、容量が不足する電力系統に接続する場合、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(平成二十七年十一月六日資源エネルギー庁電力・ガス事業部公表。以下「指針」という。)及び電力広域的運営推進機関における特別高圧の電力系統の増強に係る工事に必要な工事費負担金を共同で負担する事業者を募集するプロセス(以下「電源接続案件募集プロセス」という。)に従って必要な電力系統の増強を行うための工事費を支払えば電力系統への接続を可能とするなど、適切な電力系統への接続ルールを整備したところである。

二の2について
電力系統への接続を可能とする容量の計算については、その前提とする系統に流れる電気の量の想定を過去の実績等を評価し合理的なものと

とすることを含め、現在の運用を見直す検討を行っているところである。

三について
系統接続に要する工事費負担金の実態については、電力広域的運営推進機関が平成二十八年度において行った調査の結果により工事費負担金の額の分布の実態について把握している。また、電力広域的運営推進機関が行った苦情及び相談対応を通じて系統接続の工事期間に関する実態についても把握している。

電力系統への接続ルールについては、指針及び電源接続案件募集プロセスに従って必要な電力系統の増強を行うための工事費を支払えば電力系統への接続を可能とするなど、適切に整備したところである。

なお、系統接続に要する工事費負担金の削減、発電事業者にとって必要な工事費負担金に関する情報の提供及び工事期間の短縮のための方策について、検討を行っているところである。

四について
接続費用は上昇傾向にあるものの、当該費用についての「当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」は、経済産業大臣に情報提供される接続費用の実績値の平均値及び中央値に比べて高い水準に設定されているため、これを引き上げる必要は現在ないものと考えている。

なお、系統接続に要する工事費負担金の削減のための方策について、検討を行っているところである。

五の1について
御指摘については、経済産業大臣が認可した電力広域的運営推進機関の業務規程における「苦情及び相談対応」及び「紛争解決」業務に該当するものと承知している。

五の2について
電力広域的運営推進機関は、経済産業大臣が

認可した業務規程に基づき、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「電事法」という。)第二条第九号に規定する一般送配電事業者が発電事業者に提示した系統接続の方法を精査し、より費用の少ない方法を提案した事例があるなど、相談等を受け付けた案件について適切に業務を実施していることと承知している。

六について
東京電力パワーグリッド株式会社を含む一般送配電事業者は、電事法第二十二條第一項の規定により、一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務に関する会計の整理を行う義務が課せられている。経済産業大臣は、電力系統の維持や整備を含めて、一般送配電事業の運営について支障が生じると認める場合には、電事法第二十七條第一項等の規定に基づき、必要な命令等を行うこととなる。

平成三十年一月二十五日提出
質問 第二二二号
東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う適合審査に係る意見照会に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う適合審査に係る意見照会に関する質問主意書
東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機および七号機の再稼働申請に伴い、原子力規制委員会により適合審査が行われた。昨年十月四日に適合性審査を経て決定された、「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」(以下、「適合性」の確認結果(案)という。)では、「判断の前提が成立しない場合には変わり得る」としながらも、「原子力規制委員会は、本件申請の申請者である東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉

を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した。」とされた。この判断の前提として、電気事業を所管し原子力損害賠償・廃炉支援機構法を所管する立場にある経済産業大臣が監督・指導する意向であることを確認することが必要とされている。

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、「原子力規制委員会の組織理念」(平成二十五年一月、原子力規制委員会決定、「原子力安全文化に関する宣言」(平成二十七年五月、原子力規制委員会決定)にあるように「安全文化の醸成は重要な考え方であるが、それとともに「規制と利用の分離」は原子力規制委員会の設置のもととなった「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」(平成二十三年八月十五日閣議決定)以来、原子力規制行政における政府方針となっている。そこで、原子力安全規制における原子力規制委員会および経済産業省の姿勢や関係性に問題はないかということについて、政府の認識を問う。

一 「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」にもある「規制と利用の分離」は、現在においても原子力規制行政の基本的な方針であることを改めて確認したい。

二 「適合性」の確認結果(案)では、「判断の前提が成立しない場合には変わり得る」と記されている。この判断の前提の一つについて、「適合性」の確認結果(案)で「電気事業を所管する立場、また原子力損害賠償・廃炉支援機構法を所管する立場にある経済産業大臣から、東京電力の回答文書等の内容に異論はなく、東京電力が回答文書等の趣旨を遵守するよう監督・指導する意向であることが明確に示されること」と記されている。

1 原子力規制委員会設置の経緯として、「規制と利用の分離」の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省の外局として独立性の高い三条

委員会として設置された。しかし、今回の「適合性の確認結果(案)」では電気事業を所管する立場および原子力損害賠償・廃炉支援機構法を所管する立場にある経済産業大臣の確認為前提である。これは原子力規制委員会設置の経緯から考えて、利用側の代表である経済産業大臣の了承を求めることは、「規制と利用の分離」の考え方に反するのではないかと。政府の見解を伺う。

2 「規制と利用の分離」の考え方に反する可能性があるにも関わらず、原子力規制委員会が電気事業を所管する立場および原子力損害賠償・廃炉支援機構法を所管する立場にあり、利用側の代表ともいえる経済産業大臣に対して意見照会を行ったのはなぜか。

三 更田豊志原子力規制委員会委員長が昨年十月二十五日の記者会見で「昨日の経済産業大臣から頂いた回答に関して、これの基本となるところは、東京電力の経営陣が規制当局に対する回答として寄せた文書、この文書がきちんと履行されるように、この取組方針がきちんと守られるように、これを遵守されるように適切に監督・指導していく。これが回答の中で明記されたことに意味があると思っています。経済産業省の裏書きがなされたのだというふうな受けとめています。」(原子力規制委員会速記録による)と述べた。

1 「経済産業省の裏書き」とはどういった意味か。明確に答えられたい。

2 原子力規制委員会による経済産業大臣への意見照会を巡る一連の経緯において、独立した三条委員会の原子力規制委員会が、適合性を認める最終判断の段階で、利用側の代表ともいえる経済産業大臣の了承を前提にするというの、原子力規制行政を担う行政庁としての主体性を欠く行為なのではないか。政府の見解を求める。

3 今回の東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号

機および七号機の適合性審査において、原子力規制委員会と経済産業省のどちらが最終責任を負っているのか。明確に答えられたい。

四 平成二十九年十二月二十七日に原子力規制委員会より提示された「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所六号炉及び七号炉の発電用原子炉設置変更許可について(案)」の別紙四の二では、原子炉等規制法第四十三条の三の六第一項第二号の経理的基礎に係る部分の適合審査について、「本件申請に係る重大事故等対処設備他設置工事に要する資金については、自己資金等により調達する計画」であるとされており、その調達について「その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画を確認し、これまでの増資、内部留保等による資金の確保がなされていること等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。」としている。

1 設置許可基準における申請者の「経理的基礎」の適合審査とは、申請工事費用を一時的に資金調達可能であるとすれば、経理的基礎があるとして認められるのか。投資した資金の費用対効果、いつ回収されるのかという事業計画及びキャッシュフローの適合確認がされなければ、経理的基礎があるとは言えないのではないかと。政府の見解を求める。

2 福島第一原子力発電所事故により東京電力は二十二兆円の負債を抱えて実質債務超過に陥ったという現実と、また政府は電力システム改革による事業環境の変化に伴い、原子力事業者の破たんもあり得るとしている。こうした変化に鑑み、それまで使用済核燃料の再処理費用を積み立てていた「再処理積立金制度」から、原子力事業者の破たんを前提として再処理費用を確保できる「再処理拠出金制度」に変更した。これまでの「経理的基礎」の

適合審査における原子力事業者の破たんはあり得ないとの前提から、再処理費用の制度変更の経緯に倣い、原子力事業者の破たんもあり得るとの前提で財務状況と事業計画等の適合審査を行って「経理的基礎」の判定をするべきではないのか。

3 平成二十九年八月二十五日に東京電力が原子力規制委員会宛に提出した「本年七月十日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」の各論点に対する「回答の②」において、「今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画で明示した計画に基づき、着実に実行してまいります。」としている。つまり、東京電力の資金調達は新々総合特別事業計画(以下、「新々総特」という。)に基づいて行われるとのことであり、新々総特の実行性と進捗状況、財務状況に左右されることだと言える。では東京電力の経理的基礎の適合審査において、東京電力の新々総特及び財務状況の具体的に何を審査したのか。もし、審査していないとすれば、その理由は何か。明確に答えられたい。

4 東京電力の新々総特によれば、東京電力は二十二兆円の負債を抱え、毎年利益以外に事故炉費用、損害賠償費用を年間五千億円ねん出する計画になっている。また、この計画は、柏崎刈羽原子力発電所の六・七号炉だけではなく、稼働の見込みの乏しい一から五号炉の再稼働を前提としたものである。前任の敷土文夫会長は株主総会の場で、「十六兆円とか二十二兆円という数字は驚天動地。できない数字だとしても最後まで責任を貫徹しなければならぬ。経営陣は自分を捨てても挑戦するしかない」と発言し、この新々総特は実現不可能だと明言している。この様な新々総特の適合審査を行わずに、なぜ東京電力に経理的基礎があると言えるのか。

5 法令に基づく「経理的基礎」の適合審査案をパブリックコメントに諮らず、法令にない適格性審査案のみをパブリックコメントの対象としたのは何故か。また「経理的基礎」の適合審査の審査内容を公表せず、パブリックコメント募集しなかった理由は何か。右質問する。

内閣衆質一九六第二号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員阿部知子君提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う適合審査に係る意見照会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員阿部知子君提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う適合審査に係る意見照会に関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘の「原子力規制行政の基本的な方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)に基づき、一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消すること等を目的として設置されており、同法第五条の規定に基づき、原子力規制委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

二及び三の二について
お尋ねについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第七十一条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定において、原子力規制委員会は、原

子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の規定による許可をする場合であつて、発電用原子炉に係るものについて、経済産業大臣の意見を聴かなければならないとされていることから、同大臣の意見を聴いたものである。

三の1について
原子力規制委員会が「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（六号及び七号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について」（平成二十九年十月四日付け原規発第一七一〇四四号）により経済産業大臣の意見を聴いた結果、同大臣から、「電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する立場として、東京電力ホールディングス株式会社が貴委員会に提出した書面及び表明した取組方針に関する見解の内容について異論はなく、同社がこれらを守りかつ遵守していくよう、適切に監督・指導していく所存である」との回答があった旨を述べたものである。

三の3について
お尋ねの「最終責任」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年十二月二十七日の東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（六号及び七号原子炉施設の変更）（以下「本件変更許可」という。）は、原子炉等規制法の定めるところにより、原子力規制委員会が行ったものである。

四の1から4までについて
お尋ねの「経理的基礎」の適合審査については、原子炉等規制法第四十三条の三の八第二項において準用する原子炉等規制法第四十三条の三の六第一項第二号の規定に基づき、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認するものであ

ることから、原子力規制委員会としては、東京電力ホールディングス株式会社における資金の調達実績や調達計画、自己資金の状況等を確認し、発電用原子炉の設置に係る変更のために必要な経理的基礎があると認めたものである。

四の5について
御指摘の「法令に基づく「経理的基礎」の適合審査案」及び「法令にない適格性審査案」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子炉等規制法に基づく許可は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号に規定する命令等ではなく、同法第三十九条の規定に基づく意見公募手続の対象とはされていない。

その上で、原子力規制委員会においては、本件変更許可を行うに当たり、必要な御指摘の「経理的基礎」があると認められる旨の記載を含む「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（六号及び七号原子炉施設の変更）」の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）を平成二十九年十月四日に公表したところであり、当該資料は、「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」（以下「適格性確認結果案」という。）及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（六号及び七号原子炉施設の変更）」に関する審査書（核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六第一項第二号（技術的能力に係るもの）、第三号及び第四号関連（案）（以下「審査書案」という。）を含むものである。

平成三十年一月二十五日提出
質問 第二一三 号
東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う審査における重大事故時対応等の技術的能力に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う審査における重大事故時対応等の技術的能力に関する質問主意書
東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機および七号機の再稼働申請に伴い、原子力規制委員会により適合性審査が行われたが、東京電力が原子炉等規制法（以下「規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第三号の規定する重大事故時の対応等の技術的能力を有するかにについて政府の見解を問う。

一 炉規制法第四十三条の三の六第一項第三号では、「その者に重大事故時発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の六第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。」の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」と重大事故の発生防止および発生時の拡大防止についての技術的能力を規定している。では政府はなぜ、福島第一原子力発電所事故の当事者でありかつ現在も放射性物質を拡散させ続けている東京電力が、重大事故等の発生防止および発生時の拡大防止に関する技術的能力を有していると考えているか。

四〇
の判断を下したことを以て、東京電力が重大事故等の発生防止および発生時の拡大防止に関する技術的能力を有すること、並びに東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の安全性を原子力規制委員会が保証するとの認識で問題ないか。

三 東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働に際して、東京電力柏崎刈羽原子力発電所において万が一重大過酷事故が発生することを想定した場合、一義的な責任はどが持っているか。また今回の審査を行った原子力規制委員会および政府にはどのような責任があると言えるか。明確に答えられたい。

内閣衆質一九六第三号
平成三十年二月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員阿部知子君提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う審査における重大事故時対応等の技術的能力に関する質問に對する答弁書
〔別紙〕
衆議院議員阿部知子君提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請に伴う審査における重大事故時対応等の技術的能力に関する質問に對する答弁書
一及び二について
御指摘の「重大事故等」及び「原子力規制委員会が保証する」との意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請（六号及び七号原子炉施設の変更）に係る審査のうち核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の八第二項において準用する原子炉等規制法第四十三条の三の六第一項

第三号に係るものについては、原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可に係る審査基準に基づき審査をした上で、同条第二項において準用する原子炉等規制法第四十三条の三の六第一項第三号に規定する許可の基準に適合しているものと認めたものであり、審査内容については「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（六号及び七号原子炉施設の変更）」に関する審査書（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六第一項第二号（技術的能力に係るもの）、第三号及び第四号関連（案）」に記載し公表しているものである。

三について
万が一事故が起きた場合、原子力災害の拡大の防止等に必要な措置の実施や原子力損害の賠償等について、その一義的な責任は、事業者が負うこととなる。さらに、政府としても、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）等の関係法令に基づき、緊急事態態急対策等の実施のために必要な措置を講ずる等の責務を有するものと認識している。

平成三十年一月二十五日提出
質 問 第 二 四 号

関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問主意書

本来、電気料金値下げの際に料金認可は不要であるが、関西電力は平成二十五年及び平成二十七年の二度値上げを行っており、「関西電力株式会社」の供給約款変更認可申請に係る査定方針「三十七頁では「値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期

間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。」とある。関西電力の電気料金値下げに伴う「特定小売供給約款等の変更届出書は、昨年七月六日届出、十一日電力・ガス取引監視等委員会の審査をもって適当であると判断された」と承知している。

こうした中で、経済産業省資源エネルギー庁のホームページにおいて、昨年八月一日付の特集記事「なぜ関西電力は電気料金を値下げできたのか？」（以下、「関西電力に関する特集記事」という。）が掲載された。この特集記事に関連して、エネルギー政策に関する政府広報の在り方について、政府の認識を問う。

一 福島第一原子力発電所事故以降、電気料金と原子力発電のコストに対する国民からの関心が高まっており、今なお国民の強い関心がある。こうした中で、政府は今後も電気料金や原子力発電のコストに関する積極的な情報公開を進めていくつもりはあるか。また、政府はどのような情報公開を進めて行くことが良いと考えているか。

二 関西電力に関する特集記事において、高浜原子力発電所三号機及び四号機の再稼働が料金値下げに最も貢献したかのような記述が見られる。しかし料金値下げの届出に際して関西電力が電力・ガス取引監視等委員会に提出した「電気料金の値下げについて」（平成二十九年七月十一日）の四頁において、今回の値下げ分は料金認可の対象とならない「燃料費調整による値下がり分（十一パーセント）を除けば、「経営効率化の深堀り等による値下げ（二・三パーセント）」が「高浜三・四号機の運転再開による値下げ（二・〇パーセント）」を上回っている。つまり関西電力の電気料金値下げの最大の要因は、関西電力の自助努力による経営合理化であることは明らかである。では「値下げが実現できた理由とは？」という項目で「今回の値下げは、福井県の高浜原子力発電所三号機・四号機の運転

再開によって実現しました。」との記述からわざわざ始まり、記事全体で値下げの理由として高浜原子力発電所再稼働の説明に終始したのはなぜか。その上、主因である経営合理化の扱いが「さらに経営の効率化も進めたことで、合計八百七十七億円のコスト削減分を値下げの原資にあてることができました。」の一文で終わっているのはなぜか。記事の内容が国民に対して正確な情報や誤解を与えているという指摘や批判の声が専門家等からあることを踏まえて理由を明確に答えられたい。

三 関西電力に関する特集記事では、「冷房需要が高まる夏季は、電力が最も必要とされる季節です。」という記述がある。原発再稼働と値下げに関する特集記事であるにもかかわらず、わざわざこのように記述することは、「夏場に起こり得る電力不足が原発の電気によってまかなわれる」と国民の誤解を招くのではないか。ちなみに、二〇一四年夏季は、関西電力を含めて原子力稼働率ゼロであることは周知の事実である。政府の見解を伺う。

四 関西電力に関する特集記事では、「関西電力の値下げを受けて、二〇一六年四月の電力小売自由化で電力市場に参入した関西の各企業も、八月からの電気料金値下げを相次いで発表しており、消費者や産業界に広くメリットがもたらされる」と期待されます。」という記述がある。

1 関西電力に関する特集記事で、関西電力は具体名を挙げたにも関わらず、小売参入自由化で参入した他の事業者については具体名を挙げなかったことは市場を歪め、電力の適正取引、公正取引および公正な競争を妨げるものではないか。このような扱いとした理由を明確に答えられたい。

2 関西電力に関する特集記事で、関西電力の料金値下げは具体的に記述されたが、他方で、他の事業者の値下げは具体的に記述され

ていない。こうした行為はあたかも関西電力だけが値下げしたという印象を与えかねず、適正かつ公正な取引と公正な競争を歪めていると考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一九六第二四号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員阿部知子君提出関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問に対する答弁書

一について
電気料金や発電コストについては、従前どおり様々な形で情報提供を行っていく。

二について

御指摘の特集記事における記述については、平成二十九年七月六日の関西電力株式会社の特定小売供給約款変更届出による電気料金の値下げが、「関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」（平成二十七年五月十五日経済産業省策定）にある「一基再稼働することによる値下げを行うべき」との方針に沿ったものであることを踏まえたものである。

三について

お尋ねの「冷房需要が高まる夏季は、電力が最も必要とされる季節です。」との記述は、夏季は、電力消費量が大きい分、需要家が負担する電気料金も相対的に高くなること、電気料金の値下げによる需要家の恩恵も相対的に大きいことを説明するためのものである。

四について

お尋ねの「関西電力の値下げを受けて、二〇

一 六年四月の電力小売自由化で電力市場に参入した関西の各企業も、八月からの電気料金値下げを相次いで発表しており、消費者や産業界に広くメリットがもたらされることが期待されます。」との記述は、平成二十九年七月六日に関西電力株式会社が電気料金値下げを発表した後、二週間程度の間に複数の事業者の電気料金値下げ発表が相次いだ事実関係を伝えるためのものであり、「電力の適正取引、公正取引および公正な競争を妨げる」と及び「適正かつ公正な取引と公正な競争を歪めている」とは考えていない。

平成三十年一月二十五日提出
質 問 第 二 五 号

政府ドメインの統一に関する質問主意書
提出者 城井 崇

政府ドメインの統一に関する質問主意書
政府機関のサイトで、異なるドメイン（インターネット上の住所）が乱立して使われている現状を踏まえ、以下質問する。

一 政府機関のドメインは一日も早く統一すべきと考えるが、政府が使用を促している専用ドメイン「go.jp」への統一・移行は政府機関全体でいくつ完了しているか。また統一・移行ができていない機関について、今後政府としてどのように対応するか。

二 酷似するドメインを使った政府機関の「なりすましサイト」作成や閲覧者が偽サイトを政府の真正サイトと誤信し個人情報などをだまし取られる「フィッシング詐欺」などの被害について早急な対応が必要と考えるが、これらのサイト作成や被害について政府として把握しているか。また把握している場合今後政府としてどのように対応するか。

内閣衆質一九六第二五号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出政府ドメインの統一に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員城井崇君提出政府ドメインの統一に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「統一・移行」の意味するところが必ずしも明らかではないが、JPDドメインの登録管理を行っている株式会社日本レジストリサービスに対してgodドメインを登録する資格のある組織が運用するドメインのうち、godドメインと非godドメインの数について、現時点で把握している限りでは、平成二十九年四月の調査では、godドメインが五百十四、非godドメインが千四百四十五であった。

「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成二十六年四月二十五日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が策定した「ドメイン管理ガイド（一〇版）」（平成二十八年十二月一日）においては、各府省庁が運用する非godドメインについて「速やかにgodドメインへの移行を行うこととする」等の基本原則を定めており、各府省庁は、この基本原則に基づき、当該非godドメインのgodドメインへの移行を推進しているところである。

二 について
お尋ねの「酷似するドメイン」、「偽サイト」及び「これらのサイト作成や被害」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、各府省庁が情報セキュリティの確保のために採るべき対策等の基準を定めた「政府機関の

情報セキュリティ対策のための統一基準（平成二十八年年度版）（平成二十八年八月三十一日サイバーセキュリティ戦略本部決定）において、「府省庁外向けに提供するウェブサイト等が実際の府省庁提供のものであることを利用者が確認できるように、政府ドメイン名を情報システムにおいて使用するよう仕様に含めること」と定めている。

平成三十年一月二十五日提出
質 問 第 二 六 号

公用電子メールの廃棄に関する質問主意書
提出者 城井 崇

公用電子メールの廃棄に関する質問主意書
省庁で利用が急増している公用電子メールの管理について、以下質問する。

一 メールを自動廃棄している省庁はどこか。
二 現在自動廃棄していない省庁で自動廃棄する予定がある省庁はあるか。あるとすればどこか。

三 自動廃棄している省庁について、自動廃棄を始めた時期はそれぞれいつか。自動廃棄するメールの基準は何か。また今後も自動廃棄を続けるのか。

四 昨年五月の参議院財政金融委員会、財務省はメールを六十日で自動廃棄していると答弁しているが、昨年六月の同省の情報システム更新後もメールの六十日廃棄を続けているのはなぜか。

五 公用電子メールの取り扱いについて、後に政策の実行状況を検証できるよう、容量に限度があるサーバーでの保存に依存せず、外部媒体でのバックアップを行うなど全てのメールを保存すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九六第二六号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出公用電子メールの廃棄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員城井崇君提出公用電子メールの廃棄に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて
検察庁では、現時点で確認できる範囲では、遅くとも平成二十九年四月以降には、送信又は受信から二か月が経過した電子メール（職員が作成したメールサーバー上のフォルダに移動された電子メールを除く）をメールサーバーから自動で削除しているが、今後の対応については検討することとしている。

財務省本省（地方支分部局を除く。以下同じ）では、現時点で確認できる範囲では、遅くとも平成二十一年一月以降には、送信又は受信から六十日が経過した電子メールをメールサーバーから自動で削除しており、今後も継続することとしている。

国税庁では、インターネットに接続しているシステムにおいて、平成二十八年十二月以降、送信又は受信から六十八日が経過した電子メールをメールサーバーから自動で削除しており、今後も継続することとしている。

国税庁では、インターネットに接続しているシステムにおいて、平成二十八年十二月以降、送信又は受信から六十八日が経過した電子メールをメールサーバーから自動で削除しており、今後も継続することとしている。

厚生労働省では、現時点で確認できる範囲では、遅くとも平成二十一年七月以降には、受信から六か月が経過した開封済みの電子メールをメールサーバーから自動で削除しているが、今後の対応については検討することとしている。

防衛省では、現時点で確認できる範囲では、遅くとも平成二十七年三月以降には、一部の公用携帯電話において、暗号化された通信を利用した送信又は受信から三十日が経過した電子メール及び暗号化されていない通信を利用した受信から九十日が経過した電子メールをそれぞれ、今後も継続することとしている。

また、国土交通省では、送信又は受信から一定期間が経過した電子メールをメールサーバーから自動で削除するかどうかについて検討しているところである。

四について

平成二十九年六月の財務省行政情報化LANシステムの更改後も、引き続き、メールサーバーの容量には限りがあることから、財務省本省では、行政文書として保存が必要な電子メールについては、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）等の規定に基づき、適切な記録媒体により保存した上で、一から三までについてお答えしたとおり、送信又は受信から六十日が経過した電子メールをメールサーバーから自動で削除している。

五について

公文書管理法第六條第一項の規定に基づき、電子メールを含め、公文書管理法第五條第五項に規定する行政文書ファイル等については、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存してまいりたい。

平成三十年一月二十五日提出
質問 第二十七号

草津白根山の噴火の警戒体制に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

草津白根山の噴火の警戒体制に関する質問主意書

平成三十年一月二十三日に群馬・長野県境の草津白根山の本白根山の山頂付近で噴火（本噴火）というものが起こった。火口は、従来、関係機関が警戒を強めていた白根山の湯釜ではなく、気象庁が三千年間も噴火していないとみている二キロ南の「鏡池」付近だったと考えられている。火山活動の高まりを示す事前の現象もなく、噴火直前の噴火警戒レベルは五段階で最も低い一（活火山であることに留意）としていた。

戦後最大の火山災害となった平成二十六年九月の御嶽山の噴火を契機に、「噴火速報」が導入されていたものの、本噴火に関して、発表は行われなかった。

本噴火を受け、記者会見した気象庁火山課長は、「噴火の前に火山活動の高まりを示すような観測データは見られなかった」と述べた。気象庁は、草津白根山と呼称される山域のうち、「湯釜」という白根山の山頂火口付近の浅い場所での地震活動が高まるなどした場合、住民らに発表する噴火警戒レベルを一から二（火口周辺規制）に引き上げるという基準を設けていたと承知しているが、このレベルを上げる根拠とするような変化はなかったとされる。火山課長は、「噴火前に警戒レベルを上げて被害を未然に防ぐという努力はしたいが、今回の観測データでは困難だった」と

も述べた。

これらを踏まえて、以下質問する。

一 本噴火は、水蒸気噴火であるという認識でよいのか。

二 本噴火の前に、「火山活動の高まりを示すような観測データは見られなかった」とともに、住民らに発表する噴火警戒レベルを引き上げる根拠となる観測データは得られず、「噴火前に警戒レベルを上げて被害を未然に防ぐ」という努力はしていきたいが、今回の観測データでは困難だった」との理解でよいのか。

三 二に関連して、「今回の観測データでは困難だった」のは、過去の噴火事例の研究から噴火が想定され、重点とされていたのが「湯釜」付近であったため、本噴火の火口周辺にはそもそも観測拠点がなかったという理解でよいのか。

四 気象庁火山課長は、「観測された火山性微動が噴火に伴うものか即座に判断できなかった。残念ながら速報が出せなかったと述べ、気象庁の担当者も「データの蓄積がなく、噴火経験の少ない所だから難しかった。遠くから目視で噴煙なども確認できなかった。遠くから目視でどうか判断が難しい状態のまま速報は出せない」と述べたことが報じられているが、観測拠点を増やすことも予算の都合上、容易ではないと思われる。今後、政府は、過去数千年の単位で噴火を起こしていないものの、噴火が生じる可能性が排除されない山域についてはどのような対処を行うべきと考えているのか。政府の見解如何。

五 噴火速報の対象は、日本全国の活火山百十一のうち、特に警戒が必要な「常時観測」火山五十であり、草津白根山もその一つと承知している。気象庁などは、地震計、マグマの上昇を山の膨張などから調べる傾斜計、噴火に伴う爆発の規模を調べる空振計、監視カメラなどを設置し、観測網を設置していると承知しているが、

それにとりなう政府機関の運営予算は年額どの程度か。

六 本噴火による当該山域での火山活動の活発化は、数年～十数年の期間継続するものと思われる。今後、本噴火の生じた「鏡池」がある本白根山を監視するためのカメラを設置するなど、監視体制を強化する必要があると思われるが、政府の見解如何。

七 本白根山の山頂周辺にも大小十五以上の火口があり、過去に繰り返し噴火したことが知られている。気象庁は本白根山の前回の噴火は三千年以上前としているが、石崎泰男・富山大准教授（火山地質学）らはもっと新しい千五百～二百年前の痕跡を確認したと報じられている。本白根山での前回の噴火は、いつくらいであったと推定しているのか。政府の見解如何。

八 一月二十三日に、群馬県草津町の黒岩信忠町長は草津町役場で記者会見し、「白根山は気象庁や学者と協議して万全の態勢をとってきたが、本白根山については警戒するようにという声は一切なかった。なんでだろうという思いだ」と述べ、想定外だったことを示唆した。また、「予知は難しいと再認識した」と述べている。今後も本白根山付近での活発な火山活動は数年～十数年の期間は継続すると考えられ、適切に噴火速報の発表を行う体制を整備すべきと思われ。政府は具体的にどのような取り組みをすべきと考えているのか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第二七号

平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出草津白根山の噴火の警戒体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出草津白根山の噴火の警戒体制に関する質問に対する答弁書

一について

平成三十年一月二十三日の草津白根山の噴火による噴出物を調査した結果、水蒸気噴火である可能性が高いと考えられる。

二について

平成三十年一月二十三日に、気象庁地震火山部火山課長が、記者会見において、「今回の噴火については噴火前に火山活動の高まりを示す観測データがなかった」及び「噴火前に警報を発表し被害を抑えるため努力はしているところであるが、今回の観測データでは非常に困難であったと考えている」と述べているとおりである。

三について

活火山としての草津白根山は、白根山、本白根山等の火山の総称であり、これまで、気象庁及び研究機関等においては、噴火の可能性が最も高い白根山の湯釜周辺を中心に、火山全体を監視できるよう観測体制を整備してきたところである。

四について

平成三十年一月二十三日の草津白根山の噴火への対応における課題について、専門家等から意見を聴取し、検証を行った上で、全国の火山の警戒・監視体制の充実・強化を図ってまいりたい。

五について

気象庁及び研究機関等において、全国の活火山の観測体制を整備している。そのうち、同庁において全国の活火山の活動を観測・監視し、適時的確に噴火警報等の防災情報を発表するための機器の整備及び運用に係る平成二十九年度予算は、約十五億千三百万円である。

六について

平成三十年一月二十三日の草津白根山の噴火

を受け、気象庁等において、本白根山付近の監視強化のため、新たに監視カメラ、地震計及び空振計を設置したところである。

七について

御指摘の研究結果が出されていることは承知しているが、気象庁が、有識者、関係府省庁等により構成される「火山噴火予知連絡会」の協力を得て、平成二十五年三月に発行した「日本活火山総覧(第四版)」によると、本白根山における前回の噴火は約三千年前とされているところである。

八について

噴火速報は、登山中の方々及び周辺の居住者に、噴火の事実を端的かつ迅速に伝達することを目的に発表されているものであり、その目的にかなうよう、より一層適切な運用に努めてまいりたい。

平成三十年一月二十五日提出
質 問 第 二 八 号

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する質問主意書
意書

第四百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(諮問時からの変更点を反映させたもの)(以下、「働き方改革推進法案要綱」という。)において、「企画業務型裁量労働制」の対象業務の追加が規定されています。

この点に関し、以下、質問します。

一 業務の一部が営業である労働者に対し、現行の企画業務型裁量労働制を適用することが、合法となる可能性はありますか。可能性がある場合

合には、その条件を示して下さい。

二 「働き方改革推進法案要綱」で業務が追加された企画業務型裁量労働制を、業務の一部が営業である労働者に対し適用することが合法になる可能性はありますか。可能性がある場合には、その条件を示して下さい。

三 一では合法ではないが、新たに二で合法となる一部の業務としての営業は、どのような営業ですか。

四 業務の一部として、個人を対象とする営業と、法人を対象とする営業を担当している労働者に対して、現行の企画業務型裁量労働制を適用することが、合法となる可能性はありますか。可能性がある場合には、その条件を示して下さい。

五 「働き方改革推進法案要綱」で業務が追加された企画業務型裁量労働制を、業務の一部として、個人を対象とする営業と、法人を対象とする営業の両方を担当している労働者に対し適用することが合法になる可能性はありますか。可能性がある場合には、その条件を示して下さい。

六 ファストフードや弁当、スポーツクラブなどのチェーン店の店長は、「働き方改革推進法案要綱」で業務が追加された企画業務型裁量労働制の対象になり得ますか。

七 裁量労働制の適用について、過去五年間で、労働基準監督署が、実際の労働時間が、設定されたみなし労働時間に比べて短いことについて事業所に指導した件数を、一年ごとに示して下さい。また、みなし労働時間が適正か否かを、どのような点に着目し、どのような手法で監視や情報収集を行っているのかについて示して下さい。

八 二〇一七年十二月に東京労働局が是正勧告を行った野村不動産の事案は、「働き方改革推進法案要綱」で業務が追加された企画業務型裁量

労働制では、是正勧告の対象となりますか。政府の認識とその理由を示して下さい。

九 野村不動産の事案等から、現状でも裁量労働制が適切に適用されていることを監視することは困難と考えられる中で、裁量労働制を拡大することは、不適切な適用を増大させる恐れがあります。この点に関する政府の見解を示して下さい。

十 裁量労働制が適用されていた労働者について、検証の結果、その適用が違法であり無効と判断された場合、当該期間の残業代の支払いを行う以外に、事業主に罰則の適用等はありませんか。

十一 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)について、基準年間平均給与額の三倍の額を相当程度上回る水準とはいくらですか。また、賃金には、残業代や業績給は含まれますか。もし含まれる場合、つまり、基本給は六百万円程度でも、残業代等が多く、年収が基準年間平均給与額の三倍の額を相当程度上回る水準であれば、高度プロフェッショナル制度は適用されますか。

十二 高度プロフェッショナル制度を適用された労働者が、適用後に年収が下がり、基準年間平均給与額の三倍を下回った場合、自動的に高度プロフェッショナル制度の適用から外れますか。右質問する。

内閣衆質一九六第二八号
平成三十年二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員山井和則君提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する質問に対する答弁書
一及び四について

御指摘の「営業」、「個人を対象とする営業」及び「法人を対象とする営業」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではなくお答えは困難であるが、現行の労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度(以下「企画業務型裁量労働制」という。)における同条第一項第一号に規定する対象業務(以下「対象業務」という。)については、その要件を同号において「事業の運営に関する事項について企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と規定しており、この要件に該当するものに限り対象業務となる。

二、三、五、六及び八について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(以下「法案要綱」という。)においては、企画業務型裁量労働制について、「事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務」及び「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用

し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務(主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。)(を新たに対象となる業務(以下「新対象業務」という。)に追加することとされており、これらの要件に該当するものに限り新対象業務とすることを検討中である。また、法案要綱において「既製品やその汎用的な組み合わせの営業は対象業務になり得ないこと及び商品又は役務の営業活動に業務の重点がある業務は該当しないことを指針に定めることとする」とされており、厚生労働大臣が労働基準法第三十八条の四第一項に規定する委員会が決議する事項について定める同条第三項に規定する指針において、その旨を定めることを検討中である。

七について
お尋ねの観点からは、統計をとつておらず、お答えすることは困難である。

また、労働基準監督署がどのような手法等で監督対象事業場の選定、情報収集等を行うかについては、これを公にすることにより、監督指導等の事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控える。

九について

企画業務型裁量労働制については、労働基準法第三十八条の四の規定において、その委員の半数については事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者により指名された者であること等の条件に適合する委員会において、対象業務に就かせたときはその決議で定める時間労働したものとなしなされることとなる者の範囲、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定めた時間労働したものとなしなすことについて当該労働者の同意を得なけ

ればならないことなどを決議することなどその導入については、同条に規定する要件に適合することを求めている。さらに、労働基準監督署の監督指導においても、企画業務型裁量労働制に不適切な状況があれば、指導を行っているところである。新対象業務についても、適切に運用されるものとなるよう、その導入の要件について検討中である。

労働基準法第四章の労働時間に関する規定の適用に当たつての労働時間のみなしの効果が生じないことにより、同法第三十二条又は第三十七条第一項の違反が認められた場合には、同法第百九十九条により、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金の対象となる。

十一及び十二について

お尋ねの「基準年間平均給与額の三倍の額を相当程度上回る水準」については、法案要綱において、「基準年間平均給与額・・・の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」としており、当該厚生労働省令で定める額は、平成二十七年二月に労働政策審議会が取りまとめられた今後の労働時間法制等の在り方について(報告)において、「具体的な年収額については、労働基準法第十四条に基づく告示の内容(千七百五十万円)を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当」とされ、今後労働政策審議会での検討を踏まえ検討することとしており、現時点でお答えすることは困難である。

また、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件は、法案要綱において、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が(中略)厚生労働省令で定める額以上であること」としており、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金」については、労働の状況等に応じて支払われること

となる「残業代や業績給」は含まないこととすることを検討中である。また、法案要綱においては、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が(中略)厚生労働省令で定める額以上であること」を制度上の要件としており、労働契約において当該要件を下回ることとなる可能性がある場合には、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者とならないものとすることを検討中である。

平成三十年一月二十五日提出
質問 第二九号

生活保護費の見直しによる子育て世帯への深刻な影響に関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護費の見直しによる子育て世帯への深刻な影響に関する質問主意書
政府は、生活保護費を見直し、二〇一八年十月から適用するとしています。

この点に関し、以下、質問します。

一 今回の生活保護基準の見直しにより、子育て世帯の四割で生活保護受給額が減額になり、六割の子育て世帯が増額になるが、段階的な調整が完了する三年後の年間の受給額では、減額になる子育て世帯は何世帯で、その減額の全体の総額はいくらか、増額になる子育て世帯は何世帯で、その増額の全体の総額はいくらかですか。また、減額と増額の差し引きはいくらですか。

二 ひとり親世帯で受給額が増えるのは何世帯で、段階的な調整が完了する三年後の一世帯あたり平均いくらか、受給額が減るのは何世帯で、段階的な調整が完了する三年後の一世帯あたり平均いくらかですか。また、ひとり親世帯の全体について、三年後の年間の受給額の減額と増額の差し引きはいくらですか。

三 生活保護の全受給世帯について、三年後に

は、年間で国費をいくらか削減しますか。また、そのうち、子育て世帯、及びひとり親世帯について、三年後には、それぞれ年間で国費をいくらか削減しますか。

四 前回の生活保護基準の引き下げに連動し、就学援助の対象が引き下げられたのは、合計でいくつの自治体(市区町村)ですか。また、それぞれの自治体名と、それぞれの自治体(市区町村)で、何人の児童・生徒が就学援助を受けられなくなったかを示した上で、就学援助対象引き下げの妥当性について政府の見解を示して下さい。

五 生活保護の子育て世帯の受給額の総額を減らすことは、子ども貧困対策法違反ではありませんか。

内閣衆質一九六第二九号
平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出生活保護費の見直しによる子育て世帯への深刻な影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出生活保護費の見直しによる子育て世帯への深刻な影響に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「子育て世帯」の意味するところが必ずしも明らかではないが、十八歳以下の者がいる生活保護受給世帯(以下「有子世帯」という。)のうち、平成三十年から段階的に実施する予定の生活保護基準の見直し(以下「平成三十年見直し」という。)が完了する平成三十二年十月時点で、平成三十年見直しにより児童養育加算及び母子加算を加えた生活扶助基準額(以下「基準額」という。)が増額となる世帯の数は約八・四

議長報告

万世帯、減額となる世帯の数は約六・四万世帯と推計している。また、平成三十二年十月からの一年間(以下「一年間」という。)で、当該増額となる世帯における基準額の増加額の合計は約五十億円、当該減額となる世帯における基準額の減少額の合計は約四十億円であり、当該増加額の合計から当該減少額の合計を減じた額は約十億円であると推計している。

二について

お尋ねの「ひとり親世帯」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現に配偶者がいない六十五歳未満の女性及びその十八歳未満の子(養子を含む。)のみで構成されている生活保護受給世帯(以下「母子世帯」という。)のうち、平成三十二年十月時点で、平成三十年見直しにより基準額が増額となる世帯の数は約六・一万世帯、減額となる世帯の数は約三・八万世帯と推計している。また、一年間で、当該増額となる世帯における基準額の増加額は一世帯当たり平均約六・二万円、当該減額となる世帯における基準額の減少額は一世帯当たり平均約六・〇万円であり、当該増加額の合計から当該減少額の合計を減じた額は約二十億円であると推計している。

三について

お尋ねの「年間で国費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、生活扶助に要する費用の国庫負担分に係る平成三十年見直しによる財政影響は、約百六十億円の減額と見込んでいる。また、有子世帯及び母子世帯に対する生活扶助に要する費用の国庫負担分に係る当該財政影響は、いずれも約十億円の増額と見込んでいる。

四について

お尋ねの就学援助については、御指摘の「前回の生活保護基準の見直しに伴う影響」として、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることのないよう、市区町村が当該見直し以前に

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条各号に掲げる費用等を支給することとした者(以下「要保護者」という。)について、当該見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとしたところである。また、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(以下「準要保護者」という。)については、市区町村が単独で就学援助を実施していることから、できる限り当該見直しの影響が及ばないよう、市区町村に対して、こうした国の取組を説明するとともに、その取組の趣旨を理解した上で判断いただくよう依頼したところである。

その上で、お尋ねの「就学援助の対象が引き下げられた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年度から平成二十八年度までの三箇年度にわたって行った就学援助実施状況等調査において、当該見直しに伴って、準要保護者に対する就学援助の対象範囲が変わらないよう認定基準を変更するなどの対応を行っているかを調査したところ、当該三箇年度のうちのいずれかの年度で当該見直しによる影響に対応を「行っていない」と回答した市区町村であって、当該三箇年度にわたって当該見直しによる影響に対応を行っていないことが確認されたものは、北海道函館市、神奈川県川崎市、山口県下関市、福岡県福岡市、飯塚市、田川市、遠賀郡岡垣町及び京都府みやこ町並びに沖縄県豊見城市及び島尻郡与那原町の十市町である。

なお、当該見直しに伴い、準要保護者に対する就学援助を受けられなくなった児童生徒の数のについては、保護者の家計や世帯の状況及び個々の市区町村の準要保護者に対する就学援助の認定基準の運用が毎年度同一とは限らないことから、市区町村においても把握が困難と考えられ、政府としても承知していない。

五について

御指摘の「子ども貧困対策法違反」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年見直しにより、有子世帯の基準額の総額は増加すると見込んでいる。

平成三十年一月二十五日提出
質問 第三〇号

日本政府における仮想通貨の規制とイノベーション政策に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

日本政府における仮想通貨の規制とイノベーション政策に関する質問主意書

ビットコイン、イーサリアムなどの仮想通貨市場全体の時価総額が一時百兆円に近付き、世間を賑わせる中、仮想通貨を成長分野とみなし、金融分野における競争力を高め、経済成長のエンジンとするべく戦略的に取り組んでいる国がある。例えば、仮想通貨を発行して世界中からの資金調達を行う ICO (Initial Coin Offering) に関していえば、エストニアが電子居住権 (e-Residency) のコミュニティ内で流通させる独自の仮想通貨「エストコイン」を発行する構想を政府担当者が明らかにしたという報道がある。また、ベラルーシにおいては、仮想通貨・ICO等の発展を目指した法令が採択され、仮想通貨の発行・取得・採掘などする事によって得た所得を二千二十三年まで非課税にする見通しで、国家レベルでブロックチェーン技術の成長を促す狙いがあると言われている。さらに、カナダでは、州証券監督当局がスタートアップ企業の ICO の安全性を承認するなど、柔軟な対応をすることによりイノベーションの後押しをしている。その他にも、スイスやロシアなど様々な国で仮想通貨の活用や研究が始まっている。その一方で、仮想通貨の取引に対して、中国や韓国などいくつかの国において規制の強化を目指した動きがある。報道によると、これに関

して麻生財務大臣兼金融担当大臣は、本年一月十二日午前の閣議後記者会見において「何もかも規制すればよいものではない」との見解を示し、「利用者保護とイノベーションのバランスを注意しながらやっていかなければいけない」との発言をしている。

仮想通貨に使われるブロックチェーンは、様々な分野に应用が期待される技術であり、金融とITの融合は新たな産業を生み、経済の効率化にも繋がると思われる。政府は、「未来投資戦略二〇一七」(以下「未来投資戦略」という。)においてフィンテックの推進を掲げているが、仮想通貨・ICOの規制と健全な発展について、政府はどのように考えているのか、見解を確認したいので、以下質問する。

一 未来投資戦略では、国際的な研究機関等と連携した共同研究や金融当局の国際的なコンソーシアムへの参加について述べているが、政府として各国の仮想通貨・ICOの規制やイノベーションを進める政策についての調査研究や各当局との情報交換などを既に行っているのか、またその具体的内容があれば伺いたい。

二 各国の仮想通貨・ICOの規制やイノベーションを推進する政策について日本政府としてどのように捉えているのか、所見を伺いたい。

三 日本における仮想通貨・ICOの規制政策をどの省庁が、どのように進めているかと考えているのか、具体的に示されたい。

四 日本における仮想通貨・ICOのイノベーション政策をどの省庁が、どのように進めているかと考えているのか、具体的に示されたい。

五 麻生財務大臣兼金融担当大臣が述べられている、日本における仮想通貨の「規制」と「イノベーション」のバランスについては、省庁を超えた戦略的かつ包括的な政策が必要であると考ええる。そのためにICOも含む仮想通貨政策について今後、政府として「規制」と「イノベーション」のバランスをどのように図ろうと考えるのか、具体的展望を伺いたい。

六 未来投資戦略では、実証実験を行うためのフィンテック実証実験ハブについて述べられている。現時点で日本政府内には、仮想通貨やICOのイノベーション政策について戦略的かつ包括的に担当する部署が設置されていないように見受けられるが、同政策を担当する部署を早急に定めるまたは新設すべきであると考ええるが、所見を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第三〇号
平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出日本政府における仮想通貨の規制とイノベーション政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出日本政府における仮想通貨の規制とイノベーション政策に関する質問に対する答弁書

一について

「未来投資戦略二〇一七」(平成二十九年六月九日閣議決定)等を踏まえ、御指摘の「仮想通貨・ICO」においても用いられているブロックチェーン技術を活用した金融・経済取引等に関して、各国の金融当局等と連携・協働して国際的な共同研究を進めている。

また、英国やシンガポール等の金融当局との間で、フィンテック企業の相互紹介や当局間の情報共有を内容とする、フィンテックに係る協力枠組みに関する書簡の交換を行うなど、各国の金融当局との情報交換を進めている。

二について
お尋ねの「各国の仮想通貨・ICOの規制やイノベーションを推進する政策」については、

他国の政策に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたいが、各国の金融当局との情報交換等を通じて得た知見等については政策に活用している。

三について

お尋ねの「日本における仮想通貨・ICOの規制政策」については、仮想通貨に関しては、平成二十八年に資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)を一部改正し、仮想通貨交換業者に登録制を導入している。また、お尋ねの「ICO」については、平成二十九年十月に、金融庁において、利用者及び事業者に対する注意喚起を行っている。

引き続き「未来投資戦略二〇一七」等を踏まえ、関係省庁において適切に連携しながら、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、必要な取組を進めていくこととしている。

四について

お尋ねの「日本における仮想通貨・ICOのイノベーション政策」については、御指摘の「仮想通貨・ICO」においても用いられているブロックチェーン技術について、各国の金融当局等と連携・協働した国際的な共同研究を実施するとともに、金融機関等におけるブロックチェーン技術の金融サービスへの活用に向けた取組を支援しており、引き続き「未来投資戦略二〇一七」等を踏まえ、関係省庁において適切に連携しながら、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、必要な取組を進めていくこととしている。

五について

お尋ねの「ICOも含む仮想通貨政策」については、利用者保護の観点から、仮想通貨交換業者の業務運営態勢等に関するモニタリングを行うとともに、イノベーションを阻害しないよう、仮想通貨交換業者による自主的な取組をも

促進するなどにより、引き続き「未来投資戦略二〇一七」等を踏まえ、関係省庁において適切に連携しながら、利用者保護とイノベーションの促進のバランスを図ることとしている。

六について

仮想通貨等については、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、引き続き「未来投資戦略二〇一七」等を踏まえ、関係省庁において適切に連携しながら、必要な取組を進めていくこととしている。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博君提出普天間第二小に窓を落下させた米軍機にFDR、CVRがなかったことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出都内で初めて実施されたミサイル避難訓練に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日米地位協定第九条の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊に関する学説と政府見解の優劣に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出営業活動に携わる労働者の具体的事例への裁量労働制の適用の適否等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護費の見直しによる低所得世帯への様々な影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準の見直しに関する質問に対する答弁書

平成三十年一月二十六日提出
質 問 第 三 一 号

普天間第二小に窓を落下させた米軍機にFDR、CVRがなかったことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

普天間第二小に窓を落下させた米軍機にFDR、CVRがなかったことに関する質問主意書

昨年十二月十三日、沖縄県普天間第二小学校の校庭に、米軍機CH五三Eヘリコプターから窓枠が落下しました。

この米軍機CH五三Eヘリコプターにはフライトデーターコーダー(FDR)並びにコックピットボイスレコーダー(CVR)といった記録装置が設置されていなかったと米国側から政府は報告を受けたと聞いています。

FDR、CVRといった記録装置は事故が発生した際の原因究明に不可欠なものであり、民間航空機については航空法で設置が義務付けられています。

軍用機は義務付けの対象から除外している国が大半で我が国も同様に自衛隊機は除外されていますが、事故の原因究明、再発防止に不可欠なものと考えます。

以下、政府に質問します。

一 自衛隊機もFDR、CVRの設置を義務付けるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

二 米国では軍用機についてFDR、CVRの設置を義務付ける法律はないとの説明を受けていると防衛省は説明していますが、米国では軍用機についてFDR、CVRの設置が法律で義務付けられていないのは事実ですか。

仮に米国法で義務付けていないとしても、昨

今の上述の落下物や米軍ヘリの不時着が多発している現状を見ると、政府は我が国の上空を航行する米軍機についてFDR、CVRの設置を求めるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第三一号
平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出普天間第二小に窓を落下させた米軍機にFDR、CVRがなかったことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出普天間第二小に窓を落下させた米軍機にFDR、CVRがなかったことに関する質問に対する答弁書

一 について

自衛隊機については、機体の構造上、飛行記録装置及び操縦室用音声記録装置の搭載が困難な機種があることから、政府としては、これらの装備を義務付けることは考えていない。

二 について

お尋ねについて、米側からは、米軍機への飛行記録装置及び操縦室用音声記録装置の搭載を義務付ける米国内法上の規定はない旨説明を受けているところである。

政府としては、引き続き、米軍機の飛行に際しては、安全の確保が大前提であるとの認識の下、米側に對し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていく考えである。

平成三十年一月二十六日提出
質 問 第 三 二 号

都内で初めて実施されたミサイル避難訓練に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

都内で初めて実施されたミサイル避難訓練に関する質問主意書

一月二十二日、内閣官房・消防庁・東京都及び文京区の共催により都内で初めて、「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」が地下鉄春日駅、後樂園駅周辺や東京ドームシティアトラクションズ周辺で実施されました。

訓練が始まると警察官がメガホンで建物の中に速やかに避難するよう指示を出し、その指示に従って文京シビックセンター地下の広場に集まった参加者は、警察官からの指示を受け、皆、頭を抱えながらその場にしゃがみ込んだという事です。

過去の空襲被害の状況などをみれば、ミサイルが着弾した場合にシェルターでもない建物の中でしゃがみ込むことで被害を防ぐことが出来るとは到底考えられません。

以下質問します。

一 この訓練はどういう事態を想定しての訓練だったのか。ミサイルの着弾想定地点、そこから訓練実施場所までの距離、被害想定等を明らかにしてください。

二 このような訓練を実施することによってどのような意味があると考えているのか。建物内でしゃがんで頭を抱えるだけで弾道ミサイルからの被害を防ぐことが出来ると考えているのか。政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第三二号
平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出都内で初めて実施されたミサイル避難訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出都内で初めて実施されたミサイル避難訓練に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の避難訓練は、ある国から弾道ミサイルが発射され我が国に飛来する可能性があると判明し、最終的には関東地方の上空を太平洋に向けて通過したとする想定の下で実施したものであり、お尋ねの「ミサイルの着弾想定地点、そこから訓練実施場所までの距離、被害想定」については定めていない。

二 について

弾道ミサイル着弾時には、爆風や破片等から可能な限り身を守る必要があり、御指摘のような行動をとることによっても、爆風等からの直接の被害を軽減することに資するものと考えている。

平成三十年一月二十九日提出
質 問 第 三 三 号

自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問主意書

平成三十年一月二十二日、安倍総理は衆議院本会議で行った施政方針演説の中で、「北朝鮮情勢が緊迫する中、自衛隊は初めて米艦艇と航空機の

防護の任務(「本任務」という)にあつたことを明らかにした。

この安倍総理の発言を踏まえて、以下質問する。

一 本任務は、具体的には、いつ、どこで行われたのか。

二 本任務は、いわゆる安保関連法を根拠に行われたのか。政府の見解如何。

三 二に關連して、本任務は、自衛隊法第九十五条ないしは第九十五条の二でいう「武器等防護」を根拠に行われたのではないのか。政府の見解如何。

四 本任務は、平成二十八年十二月二十二日の国家安全保障會議決定にかかると「自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針」(「本指針」という)でいうところの「本条は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く)に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以下「合衆国軍隊等」という)の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができ、その武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである」を根拠にしているという理解でよいのか。

五 本任務にあたり、本指針でいう「当該合衆国軍隊等から、初めて警護の要請があつた」という理解でよいのか。

六 本指針では、「国家安全保障會議への報告」として、「防衛大臣は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障會議に報告するもの」と規定されているが、本任務についても、防衛大臣が報告を行うという理解でよいのか。

七 本指針では、「本条の運用の状況について、次のア及びイに規定するもののほか、行政

機関の保有する情報の公開に関する法律、平成十一年法律第四十二号)を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることが明示されているが、本任務に関しては、具体的にはどのような事実ないしは項目が公開されるのか。政府の見解如何。

八 安倍総理が施政方針演説の中で、わざわざ本任務が行われたことを自ら明らかにした意図は何か。同日の記者会見の中で、西村康稔官房副長官は「実施の逐一について答えを差し控えた」と時期など詳細な説明を避け、今後の情報公開に關しては「実施した内容について、国家安全保障會議への報告後に可能な限り最大限の情報公開を行う」と説明するに止めた。安倍総理が自ら国会の場で本任務を明らかにしたのであれば、その事実について具体的かつ積極的に国民に説明すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一九六第三号
平成三十年二月六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問に対する答弁書

一から五まで及び七について
自衛隊は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)及び「自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針」(平成二十八年十二月二十二日国家安全保障會議決定。以下「指針」という)に従い、昨年の日米共同訓練の際に、同法第九十五条の二第一項の警護(以下単に「警護」という)を米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が一回、米

軍の航空機に対して自衛隊の航空機が一回の合計二回実施したところであり、この旨を防衛省ホームページにおいて公表しているところである。他方で、警護の実施の逐一を公にした場合、米軍等の能力を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあり、また、相手方との関係もあることから、これ以上の詳細についてお答えすることは差し控えたい。

六について
防衛大臣は、指針に従い、昨年に実施した警護の結果について、本年二月五日に国家安全保障會議に報告したところである。

八について
第九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説では、平和安全法制の意義を国民に分かりやすく伝えるとの観点から、警護の実施について言及したものである。政府としては、適切に情報の公開を図る観点から、防衛省ホームページにおいて、昨年の警護の実績を公表しているところである。

平成三十年一月二十九日提出
質問 第三四号
日米地位協定第九条の運用に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二
書

日米地位協定第九条の運用に関する質問主意書
意書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(「日米地位協定」という)の第九條一では「この協定の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる」とされ、同條二では「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」と

規定されている。
この規定の運用に關して、以下質問する。

一 日本政府は、日米地位協定第九條に基づき、在日米軍基地を経由して入国してくる、「旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」「合衆国軍隊の構成員」の実数を把握しているのか。把握しているとするれば、過去三年間のそれぞれの年度の概数を示されたい。

二 日本政府は、日米地位協定第九條に基づき、在日米軍基地を経由して入国してくる、「合衆国軍隊の構成員及び軍属」の「それらの家族である者」の実数を把握しているのか。把握しているとするれば、過去三年間のそれぞれの年度の概数を示されたい。

三 日米地位協定第九條四では、「軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない」と規定しているものの、実際の在日米軍を経由して日本への入国にあたり、「日本国の当局」が当該文書を確認する作業は行われているのか。政府の見解如何。

四 三に關して、「日本国の当局」が当該文書を確認する作業は行われていないとすれば、合衆国軍隊の公務で入国する「合衆国軍隊の構成員及び軍属」以外の者も、「それらの家族である」のであれば、何ら入国にあたり当該文書の確認、審査も行われないまま、日本政府の当局の、何ら手続きも経ずに日本国に入国できるという理解でよいのか。政府の見解如何。

五 日本政府が日米地位協定第九條に基づき、在日米軍基地を経由して入国してくる、「旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」「合衆国軍隊の構成員」の実数、「合衆国軍隊の構成員及び軍属」以外の者で「それらの家族

である「者」の人数を把握してはいないとすれば、合衆国軍隊の公務で入国する「合衆国軍隊の構成員及び軍属」については、軍事上の情報に相対し、日本政府が把握することは難しいとしても、それ以外の者の「それらの家族である」者については、把握しなければならないと考える。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第三四号

平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日米地位協定第九条の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日米地位協定第九条の運用に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)についての合意された議事録の第九条に関する規定は、「日本国政府は、両政府間で合意される手続に従つて、入国者及び出国者の数及び種別につき定期的に通報を受ける。」としており、我が国政府は、かかる規定に基づき米側から定期的に通報を受けているが、その内容の公表について日米両政府間の合意がないことから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による我が国への入国及び我が国が

らの出国に当たっては、日米地位協定第九条の規定に基づいて適切に手続がとられている。

平成三十年一月二十九日提出
質問 第三五号

自衛隊に関する学説と政府見解の優劣に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

自衛隊に関する学説と政府見解の優劣に関する質問主意書

先般提出した「現行憲法上の自衛隊の位置付けに関する質問主意書」に対する答弁書(内閣衆質一九三第二八四号。以下「答弁書」という。)では、「政府としては、一貫して、自衛隊は我が国を防御するための必要最小限度の実力組織であつて憲法に違反するものではないと解してきている。他方、政府の見解と異なる学説等が存在することは承知している。その上で、憲法改正については、国会が発議し、国民投票により決せられるものであること等を踏まえ、お答えすることは差し控えたい」と示された。

他方、安倍総理は、平成三十年一月二十四日の衆議院本会議で、「近年の世論調査でも、自衛隊は合憲と言ひ切る憲法学者は二割にとどまり、多くの教科書に合憲性に議論がある旨記述されています。自衛隊は違憲であると主張する有力な政党も存在します。自衛隊員たちに、君たちは、憲法違反かもしれないが、何かあれば命を張つてくれというのには余りにも無責任と指摘した上で、「そうした議論が行われる余地をなくしていくことは、私たちの世代の責任ではないか」と述べた。これらを踏まえ、以下質問する。

一 本答弁で示されていることは、「政府としては、一貫して、自衛隊は我が国を防御するための必要最小限度の実力組織であつて憲法に違反するものではない」とであり、「政府の見解と異なる学説等が存在したとしても、この政府見

解が変更されることはないという理解でよいのか。

二 自衛隊は合憲ではないという学者の学説と自衛隊に関する政府見解は、自衛官の職務遂行上、どちらが優先されると考えるのか。そもそも両者は比較対象ではないのではないのか。政府の見解如何。

三 政府は、自衛隊に関する学者の学説が国家公務員たる自衛官の職務遂行に悪い影響を与えており、その影響を払拭しなければならないと考えているのか。政府の見解如何。

四 一部の学説に左右され、政府は、「君たちは、憲法違反かもしれない」との認識を自衛官に対して持つてゐるのか。政府の見解如何。

五 学者は自由闊達な議論を行うものであり、それは、日本国憲法第二十三条という「学問の自由は、これを保障する」で担保されている。安倍総理のいう「そうした議論が行われる余地をなくしていくことは、私たちの世代の責任ではないか」との発言は、日本国憲法第二十三条に反し、学問に対する萎縮効果を助長させるものではないか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第三五号

平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊に関する学説と政府見解の優劣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊に関する学説と政府見解の優劣に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねの「政府の見解と異なる学説等が存在したとしても、この政府見解が変更される

ことはない」、「学者の学説が国家公務員たる自衛官の職務遂行に悪い影響を与えており」及び「君たちは、憲法違反かもしれない」との認識の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、自衛隊が憲法に違反するものではないことについては、先の答弁書(平成二十九年五月十六日内閣衆質一九三第二八四号)一から七までについて述べたとおりである。

二について

お尋ねの「自衛隊は合憲ではないという学者の学説と自衛隊に関する政府見解は、自衛官の職務遂行上、どちらが優先される」との意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、自衛隊員は、法令に従ひ、誠実にその職務を遂行する義務を負っている。

五について

お尋ねの「日本国憲法第二十三条に反し、学問に対する萎縮効果を助長させるもの」との意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、お尋ねは、「私が自由民主党総裁として憲法改正の議論を深めるため一石を投じた思いの一端について、改めて申し上げたいと思います。」と述べた上での自由民主党総裁としての発言に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

平成三十年一月二十九日提出
質問 第三六号

国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言に関する質問書

提出者 逢坂 誠二

国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言に関する質問主意書

平成三十年一月二十五日の衆議院本会議で行わ

れた各党の代表質問の中で、日本共産党の志位和夫議員が米軍機の問題などに触れた際、内閣府副大臣を務める松本文明氏は議員席から「それで何人死んだんだ」との不規則発言を行った。

同月二十六日、松本文明氏は、安倍総理と総理大臣官邸で面会し、当該不規則発言を行った責任を取り、辞表を提出、受理された。安倍総理との面会後、松本文明氏は記者団に「不規則発言で、人が亡くななければいいのかというような誤解を招いた」と述べ、「沖縄県民、国民の皆さんに迷惑をかけた」と謝罪し、安倍総理から「この国が大変な時期なので緊張感を持って対応してもらわないと困る」と注意されたことを明らかにした。

これらの発言に関して、以下質問する。

一 昨今発生している在沖米軍のヘリコプターの不時着事案に関して、「それで何人死んだんだ」、言い換えれば、死者はいないのではないのか、深刻なトラブルではないだろうと揶揄する松本内閣府副大臣の認識は政府内では共有されていないという理解でよいのか。

二 安倍総理は「この国が大変な時期なので緊張感を持って対応してもらわないと困る」と発言したとされるが、松本内閣府副大臣の「それで何人死んだんだ」という発言のどのような点が問題と感じ、辞表を受理したのか。

三 松本内閣府副大臣のような認識を持ち、沖縄へのこのような感情を持つものが政府の要職に就いていることが国難であると考えられるが、政府の見解如何。

四 アメリカの Stars and Stripes 紙は、平成三十年一月六日の午後四時ごろ、沖縄県うるま市の伊計島東側の砂浜に米軍普天間飛行場(宜野湾市)に所属する海兵隊のヘリコプターが不時着した件に関して、「The Marines told Japanese officials that a UH-1Y Venom from the 1st Marine Aircraft Wing made a "preventive landing" just after 4 p.m. on an

平成三十年二月十三日 衆議院会議録第五号

議長報告

Ikei Island beach after a warning light came on indicating excessive speed from its main rotor」(海兵隊関係者は、第一海兵航空機隊所属の UH-1Y Venom が、メインローターから過度のスピードを示す警告灯が点灯した後、午後四時に予防着陸を行ったと日本政府当局者に伝えた)と表現しているが、多くの日本国内の報道は不時着であったと報道している。当該事案は、米軍のヘリコプターのパイロットが操縦の制御を失ったための不時着であったのか、それともパイロットが事前に危険を察知し、冷静に伊計島の砂浜に予防的に着陸したものであるのか。すなわち、政府も米軍と同様の認識で、当該事案は不時着ではなく予防着陸であると認識しているのか。政府の見解如何。

五 安倍総理は、国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言および松本文明氏のような沖縄への感情を持つ人物を内閣府副大臣に任命したことへの任命責任を踏まえ、沖縄の方々には謝罪すべきではないか。総理の見解如何。

内閣衆質一九六第三六号
平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言に関する質問に対する答弁書(一)(二)(三)
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

政府としては、米軍機の飛行に際しては、安全の確保が大前提であり、米軍機による事故等は、起きてはならないものと考えている。

二及び三について

「松本内閣府副大臣のような認識を持ち、沖縄へのこのような感情を持つものが政府の要職に就いていることが国難である」との御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄の皆様の気持ちに寄り添いながら、沖縄の基地負担の軽減に全力を尽くすことが、政府の一貫した方針である。その上で、平成三十年一月二十六日に、松本内閣府副大臣(当時)から、「自らの発言によって沖縄県民及び国民の皆さんに御迷惑をかけたので辞任したい」という旨の申出があり、同副大臣(当時)は、同月二十九日付けで辞任している。

四について

政府としては、御指摘の事案については、米側から「emergency landing」であるとの説明を受けたところであり、平成三十年一月六日に米海兵隊の UH-1 が、メインローターの回転速度の超過を示す警告が表示されたため、沖縄県うるま市の伊計島に緊急着陸したものと承知している。

五について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が、平成三十年一月二十九日の衆議院予算委員会において、「任命責任は当然、内閣総理大臣たる私にあるわけでございまして、今回の発言は国会議員としての活動における発言ではありませんが、内閣の一員であり、沖縄の皆さん、国民の皆様に対して深くおわびを申し上げたいと思います」と答弁したとおりである。

平成三十年一月二十九日提出
質 問 第 三 七 号

営業活動に携わる労働者の具体的事例への裁量労働制の適用の適否等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

営業活動に携わる労働者の具体的事例への裁量労働制の適用の適否等に関する質問主意書
意書

第四百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(諮問時からの変更点を反映させたもの)」(以下、「働き方改革推進法案要綱」という。)において、「企画業務型裁量労働制」の対象業務の追加が規定されています。

この点に関し、以下、質問します。

一 平成二十七年通常国会提出法案の概要資料では、追加する企画業務型裁量労働制の対象業務の一つが「課題解決型提案営業」と表現されていたが、「働き方改革推進法案要綱」の概要資料では「課題解決型の開発提案業務」に変更されているが、この変更により、対象業務は広がりましたか、狭まりましたか、それとも変わりませんか。

二 車のセールスマンで、燃費なども含めた車の効果的な活用方法を、個人や法人の顧客に提案をしながら販売する提案型営業を業務とする労働者は、現行の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、「働き方改革推進法案要綱」の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。さらに、個人向け営業と法人向け営業の割合により、上記の判断は変わりますか。

三 コピー機のセールスマンで、自社のコピー機の活用によるコスト削減と業務の効率化の実現について、法人に提案型営業をしている労働者は、現行の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、「働き方改革推進法案要綱」の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。

四 企業の企画立案の業務に加え、個人向けのパソコンの販売業務を全体の二割の業務時間で行っている労働者は、現行の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、「働き方改革推進法案要綱」の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。

五 「働き方改革推進法案要綱」で拡大される企画業務型裁量労働制のうち、課題解決型の開発提案業務について、該当する可能性がある業務の具体的なイメージを示して下さい。また、当該業務を行っている部署名の具体的なイメージについても、現実の企業の部署名を踏まえて、併せて示して下さい。

六 最低賃金で働いている労働者に、企画業務型裁量労働制を適用することは可能ですか。

七 契約期間三か月の契約社員および契約期間一年の契約社員に、企画業務型裁量労働制を適用することは、それぞれ可能ですか。

八 入社一年目の新入社員に、企画業務型裁量労働制を適用することは可能ですか。

九 企画業務型裁量労働制に年収要件、あるいは年齢要件がありますか。すなわち、年収がいくらか低くても、あるいは二十歳未満の労働者にも適用することは可能ですか。

十 課題解決型の開発提案業務について、法人営業のみの業務は対象となりますか。また、一部であれば法人営業が含まれている業務は対象となりますか。一部が法人営業である業務が対象となるのであれば、法人営業の割合は何割までであれば対象となりますか。

十一 課題解決型の開発提案業務について、対象となる労働者の業務に含まれる営業の割合が何割以上であれば、企画業務型裁量労働制の適用が無効となりますか。もし、明確に答えられないのであれば、事業主、労働者、労働基準監督署はどのような基準で判断することになりますか。つまり、基準が明確でなければ、拡大解釈されて企画業務型裁量労働制の適用が拡大し、

歯止めがからなくなってしまうませんか。

十二 過去、みなし労働時間と実際の労働時間の差が大き過ぎるという理由で、及び、入社後の年月が短か過ぎるという理由で、裁量労働制の適用が無効になったケースは、それぞれ何件ありますか。

十三 裁量労働制の適用対象でないのに適用していた事例について、労働基準監督署がその適用を無効と判断しても、適用した時期に遡り残業代を支払えばよいだけで、違反について罰金や罰則もないなら、事業者が適用要件を十分に吟味せず、安易に裁量労働制の適用を拡大する危険性はありませんか。

十四 以上の事例の中で、本来適用できないのに、企画業務型ないしは専門業務型裁量労働制を適用した場合、罰金が罰則はありませんか。

十五 裁量労働制が適用される労働者について、実際の残業が月に百時間以上となるケースがある場合、法令上の問題はありますか、それともありませんか。

十六 裁量労働制の適用対象でないのに、適用されていたことが発覚し、遡って残業代を支払うように労働基準監督署が指導等を行った事例は、この五年間に何件ありましたか。企画業務型裁量労働制と専門型裁量労働制のそれぞれに回答ください。

十七 ハローワークの求人票に、裁量労働制の場合は、明記することになっているが、その趣旨は何ですか。

十八 ハローワークの求人票で、契約社員に裁量労働制と明記してあるのは問題ですか、問題はないですか。また、ハローワークの求人票に裁量労働制と明記してある場合、ハローワークは、契約社員に裁量労働制を適用することに問題ないのか否かをチェックしていますか。

十九 ハローワークの求人票で、新卒を対象とする求人、あるいは職種が営業である求人に裁量労働制と明記してあるのは、それぞれ問題ですか、問題はないですか。また、ハローワークの求人票に裁量労働制と明記してある場合、新卒を対象とする求人、あるいは職種が営業である求人に裁量労働制と明記してあるのは、それぞれ問題です

か、問題はないですか。また、ハローワークの求人票に裁量労働制と明記してある場合、新卒に裁量労働制を適用すること、あるいは職種が営業であることが問題ないのか否かを、それぞれチェックしていますか。

二十 ハローワークの求人票には、最低賃金の求人の場合、あるいは裁量労働制の対象とならない職種についての求人の場合は、裁量労働制と明記することは、それぞれ禁止されていますか。また、この点についてハローワークはチェックしていますか。右質問する。

内閣衆質一九六第三七号
平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出営業活動に携わる労働者の具体的事例への裁量労働制の適用の適否等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出営業活動に携わる労働者の具体的事例への裁量労働制の適用の適否等に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「課題解決型提案営業」及び「課題解決型の開発提案業務」については、対象業務の基本的な考え方に変更はない。なお、今国会に提出することを検討中の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（仮称）においては、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の四第一項第一号ハの規定について、その範囲を明確にする観点で第百八十九回通常国会に提出した労働基準法等の一部を改正する法律案による改正案から変更することを検討中である。

二から四までについて

個々の労働者の業務が現行の労働基準法第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度（以下「企画業務型裁量労働制」という。）における同条第一項第一号に規定する対象業務（以下「対象業務」という。）又は労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（以下「法案要綱」という。）において企画業務型裁量労働制の対象に追加することとされた業務（以下「新対象業務」という。）に該当するか否かについては、個別具体的に判断する必要があるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、企画業務型裁量労働制における対象業務については、その要件を同号において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と規定しており、この要件に該当するものに限り対象業務となる。

また、法案要綱においては、企画業務型裁量労働制について、「（一）事業の運営に関する事項について繰り返して、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務」とともに、「（二）法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務（主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。）」（以下「課題解決型の開発提案業務」という。）を新対象業務として追加することとされており、この

要件に該当するものに限り新対象業務とする
ことを検討中である。

なお、これに関し、法案要綱においては、
(一)については「事業の運営に関する事項の実
施方法の改善を行うものであることを指針に定
めること」、(二)については「法人である顧客の
事業の運営に関する事項を改善するために行う
ものであることを指針に定めること」、並びに
(三)及び(四)については「既製品やその汎用的
な組み合わせの営業は対象業務になり得ないこ
と及び商品又は役務の営業活動に業務の重点が
ある業務は該当しないことを指針に定めること
」とされており、厚生労働大臣が労働基準法
第三十八条の四第一項に規定する委員会が決議
する事項について定める同条第三項に規定する
指針においてその旨を定めることを検討中であ
る。

五について

お尋ねの「業務の具体的なイメージ」について
は、新対象業務に該当するか否かについて、個
別具体的に判断する必要があるため、一概にお
答えすることは困難である。

また、お尋ねの「部署名の具体的なイメージ」
については、企業組織の在り方は個々の企業ご
とに様々であると考えられることから、一概に
お答えすることは困難である。

六から九までについて

企画業務型裁量労働制の対象労働者について
の賃金、労働契約の期間、雇用形態、勤続年数
及び年齢に関する要件はないが、労働基準法第
三十八条の四第一項の規定により、「対象業務
を適切に遂行するための知識、経験等を有する
労働者」であること等が必要であり、これらの
要件に該当する労働者に限り、企画業務型裁量
労働制を適用することができる。

また、法案要綱においては、「対象業務に従
事する労働者は、対象業務を適切に遂行するた
めに必要なものとして厚生労働大臣が定める基

平成三十年二月十三日 衆議院会議録第五号 議長報告

準に該当する知識、経験等を有するものに限る
ものとする」とされており、これを企画業務
型裁量労働制の対象労働者の要件として定め
ることを検討中である。さらに、新対象業務に
係る企画業務型裁量労働制についても、当該要
件を満たすことを必要とすることを検討中であ
る。

十及び十一について

お尋ねの「法人営業及び営業が具体的に何
を指すのか必ずしも明らかではなく、お答えす
ることは困難であるが、課題解決型の開発提案
業務については、法案要綱においては、「法人
である顧客の事業の運営に関する事項について
の企画、立案、調査及び分析を主として行うと
ともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対
して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該
顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務
(主として商品の販売又は役務の提供を行う事
業場において当該業務を行う場合を除く。）」と
されており、この要件に該当するものに限り課
題解決型の開発提案業務とすることを検討中であ
る。

十二及び十六について

お尋ねの観点からは、統計をとっておらず、
お答えすることは困難である。

十三及び十四について

労働基準法第三十八条の三及び第三十八条の
四の規定によるみなし労働時間制度(以下「裁量
労働制」という。)について、これらに規定する
要件を満たさず、同法第四章の労働時間に関す
る規定の適用に当たつての労働時間のみなしの
効果が生じないことにより、同法第三十二条又
は第三十七条第一項の違反となる場合には、同
法百九十九条により、六箇月以下の懲役又は三
十万円以下の罰金の対象となる。

なお、労働基準監督署の監督指導において
も、裁量労働制に不適切な状況があれば、指導
を行っているところである。

十五について

裁量労働制が適正に行われているかどうか
については、労働時間のみなし労働基準法第三
十八条の三又は第三十八条の四(以下「労働基準
法第三十八条の三等」という。)に規定する要件
について、個別具体的に判断する必要があるた
め、お尋ねについて一概にお答えすることは困
難である。

十七について

求職者がその従事する業務の内容及び労働条
件をあらかじめ知った上で就職することは、求
職者を保護する観点から必要であることから、
職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第
五条の三第一項において公共職業安定所等は職
業紹介等に当たり求職者等に対し、労働条件を
明示しなければならないとされており、同条第
二項の規定により、求人者は求人申込みに応
じなければならぬこととされていることか
ら、労働条件の一部である裁量労働制の適用の
有無についても、求人票に明示させていること
である。

十八から二十までについて

職種が営業である求人については、「営業が
具体的に何を指すのか必ずしも明らかではな
く、お答えすることは困難であるが、「新卒が
例えば大学の学部を卒業した労働者であつて全
く職務経験のない者を指すならば、労働基準法
第三十八条の三に規定する要件を満たす場合
に、契約社員及び最低賃金法(昭和三十四年法
律第三十七号)に基づき適用される最低賃金
額と同額の賃金額の労働者については、労働基
準法第三十八条の三等に規定する要件を満たす
場合に、現行の裁量労働制を適用することが可
能である。

なお、企画業務型裁量労働制について、法案
要綱においては「対象業務に従事する労働者
は、対象業務を適切に遂行するために必要なも

のとして厚生労働大臣が定める基準に該当する
知識、経験等を有するものに限るものとするこ
と」とされており、これを企画業務型裁量労働
制の対象労働者の要件として定めることを検討
中である。さらに、新対象業務に係る企画業務
型裁量労働制についても、当該要件を満たすこ
とを必要とすることを検討中である。

公共職業安定所における求人の取扱いに関し
ては、裁量労働制の導入については、労働基準
法第三十八条の三等の規定により、労使協定等
を行政官庁に届け出なければならないこととさ
れており、公共職業安定所において求人申込み
があった場合には、労使協定等の届出の有無を
求人者に確認し、求人申込みを受理しており、
また、求人申込みの内容に法令違反の疑いが生
じた場合など、その求人に対して職業紹介を行
うことが適当ではない場合には、労働者保護の
観点から、職業紹介の保留等の措置を講ずるこ
ととしている。

お尋ねの「裁量労働制の対象とならない職種
についての求人」については、当該求人の業務
に従事する者に裁量労働制を適用することが不
可能であるため、当該求人申込みの内容が法令
に違反するものとして、公共職業安定所におい
ては、職業安定法第五条の五ただし書の規定に
基づき求人受理としないところである。

平成三十年一月二十九日提出
質問 第三八号

生活保護費の見直しによる低所得世帯への
様々な影響に関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護費の見直しによる低所得世帯への
様々な影響に関する質問主意書

政府は、生活保護費を見直し、二〇一八年十月
から適用するとしています。

この点に関し、以下、質問します。

一 今回の生活保護基準の引き下げに連動して、縮小する可能性がある低所得者の支援策を政府は把握していますか。支援策が縮小されても低所得者への支援は十分と考えますか。

二 三年前の生活保護基準の引き下げの際にも、他制度への連動が問題になり、政府は他制度への連動を最小限にすると約束したが、その結果、連動を完全にストップすることができた他制度を政府は把握していますか。また、把握していないとすれば、生活保護基準の引き下げは低所得者への様々な支援策に影響があると考えられることから、今回の生活保護基準引き下げは時期尚早ではありませんか。

三 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、平成二十七年以降、旧生活保護基準(平成二十五年以前の基準)を用いて影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

四 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、旧生活保護基準(平成二十五年以前の基準)以外の基準(平成二十六年又は平成二十七年の基準)を用いて影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

五 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、生活保護基準に掛ける係数を緩和し、影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

六 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、その他の認定基準を用いて、影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

七 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、生活保護基準の見直しに対応していないと回答した市区町村の数、名称及び影響があった人数を

それぞれ把握していますか。また、この状況に対する政府の見解を示して下さい。

八 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、「影響があった者はいない」と回答した市区町村の数、名称を把握していますか。

九 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、影響が不明の市区町村の数、名称を把握していますか。

十 三から九について、影響があった、あるいは影響が不明という市区町村においては、生活保護基準の引き下げにより、子どもの貧困対策が後退している恐れがあるが、問題ではないか。

十一 今回の生活保護基準の引き下げに連動する他制度の変更により、支援策がカットされるという悪影響を受ける低所得者世帯は、何世帯くらいと推定していますか。十万世帯以上の可能性はありますか。百万世帯以上の可能性はありますか。可能性がないなら明確に否定して頂きたいし、否定されないなら、可能性があると受け止めて頂きます。

十二 今回の生活保護基準引き下げで、引き下げられる世帯は、段階的な引き下げが完了する三年後には、両親と子ども一人、二人、三人の世帯でそれぞれ最大で受給額は月にいくらか引き下げられ、年間ではいくらか引き下げられますか。同様にひとり親で子ども一人、二人、三人の世帯でそれぞれ最大で受給額は月にいくらか引き下げられ、年間ではいくらか引き下げられますか。右質問する。

内閣衆質一九六第三八号
平成三十年二月六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員山井和則君提出生活保護費の見直しによる低所得世帯への様々な影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出生活保護費の見直しによる低所得世帯への様々な影響に関する質問に対する答弁書

一、二及び十一について

お尋ねの「縮小する可能性がある低所得者の支援策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年から段階的に実施する予定の生活保護基準の見直し(以下「平成三十年見直し」という。)に伴いその対象者に直接影響が生じる可能性がある。法令に基づく制度及び国の予算措置による制度については、厚生労働省のホームページに「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」中の「生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受け得る国の制度について」として掲載しているところであり、また、「連動を完全にストップすることができた他制度及び今回の生活保護基準の引き下げに連動する他制度の変更により、支援策がカットされるという悪影響を受ける低所得者世帯」に係るお尋ねについては、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、平成三十年見直しについては、平成三十年一月十九日の閣僚懇談会において、厚生労働大臣から関係大臣に対して平成三十年見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないよう協力を依頼する等して、政府としての対応方針を確認しており、適切に対応することとしている。

三から十までについて

平成二十六年から平成二十八年までの三箇年度にわたって行った就学援助実施状況等調査においては、要保護者(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条各号に掲げる費用等を支給することとされた者をいう。以下同じ。)に準ずる程度に困窮していると認められる者(以下「準要保護者」という。)につ

いて、市区町村において、平成二十五年から段階的に実施された生活保護基準の見直し(以下「平成二十五年見直し」という。)による影響に対応を行ったか否かを調査しており、これに対して「行っていない」と回答した市区町村に対しては、追加の聞き取り調査を行っており、同調査によつて、三から九までにおいてそれぞれお尋ねの市区町村の数及び名称を把握している。

平成二十五年見直しに伴い、準要保護者に対する就学援助を受けられなくなった児童生徒の数については、保護者の家計や世帯の状況及び個々の市区町村の準要保護者に対する就学援助の認定基準の運用が毎年度同一とは限らないことから、市区町村においても把握が困難と考えられ、政府としても承知していない。

お尋ねの「そうした対応に対する政府の見解」及び「この状況に対する政府の見解」の趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十五年見直しに伴う影響として、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることのないよう、要保護者として市区町村が平成二十五年見直し以前に当該費用等を支給することとしたものについて、平成二十五年見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとしたところである。また、準要保護者については、市区町村が単独で就学援助を実施していることから、できる限り平成二十五年見直しの影響が及ばないよう、市区町村に対して、こうした国の取組を説明するとともに、その取組の趣旨を理解した上で判断いただくよう依頼したところである。

十二について

平成三十年見直しが完了する平成三十二年十月時点で、平成三十年見直しにより児童養育加算及び母子加算を加えた生活扶助基準額の減少額が最大となる場合の当該減少額は、夫婦一人世帯で月額約〇・八万円及び年額約九・八万円、夫婦二人世帯で月額約一・〇万円及び年

額約十一・七万円、夫婦子三人世帯で月額約一・一万円及び年額約十三・四万円であり、また、親一人子一人世帯で月額約〇・三万円及び年額約三・七万円、親一人子二人世帯で月額約一・〇万円及び年額約十一・七万円、親一人子三人世帯で月額約〇・九万円及び年額約十一・四万円であると推計している。

平成三十年一月二十九日提出
質 問 第 三 九 号

生活保護基準の見直しに関する質問主意書

提出者 池田 真紀

生活保護基準の見直しに関する質問主意書
現在、政府は生活保護費を見直し、二〇一八年一〇月から適用する方針です。この点に関し、以下、質問いたします。

一 生活保護の基準の改定について

(一) 政府は、生活保護世帯と一般低所得世帯の消費実態との均衡をはかり、生活保護基準額を低い方の「一般低所得世帯」に合わせて見直しを行う方針を決定しています。一般世帯の低所得者層においては生活水準、消費生活実態は下がったという認識でよろしいですか。

(二) 生活保護基準額について、専門的かつ客観的に評価・検証を行ったということですが、その基準部会において、各委員から「算出した指数が必要な消費水準を十分に反映していない可能性も否定できない」「このため、子どもの健全育成のための費用が確保されない恐れがある」、今回の検証方法について「これが唯一の方法ではない」「比較する水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある」とも、これ以上、下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある「など」、この結論が最低生活を維持するにふさわしい水準とは言いがたいという意見

が多数ありました。

この一般低所得世帯の消費水準は、「国民の健康で文化的な生活を保障する水準」とは別のものという認識でよろしいでしょうか。

(三) 生活保護制度(生活扶助基準)は、憲法二五条の「国民の健康で文化的な生活を保障する最後のセーフティネット」であるという政府の認識は、今も変更はありませんか。

二 子どもの貧困について

(一) 安倍首相は「子どもの貧困の連鎖を断ち切るためにも児童養育加算の給付対象を高校生に拡大します」と国会で答弁をしました。が、子どもの貧困の連鎖を断ち切るためのものなのかどうか、児童養育加算の成り立ち、目的、意味、認識を伺います。

そもそも、児童養育加算は子どもの教養文化的経費や健全育成に資するための経費等の特別な需要に対応するものとして設定された経緯や子どもの貧困対策を踏まえ、一般低所得世帯だけではなく子どもいる世帯全体の平均的費用に対応する観点から、子どもの健全育成にかかる費用に着目して検証されるものです。したがって、教育だけではなく、社会的又は文化的活動の機会の幅を広げることが重要であると考えますが、〇歳から三歳について引き下げる根拠、理由が基準部会では明らかにありません。それにも関わらず、五〇〇〇円の引き下げを決定したプロセスと根拠をお示しください。

(二) また、児童養育加算の見直しで「高校生」と限定していますが「二八歳誕生日前日まで」という年齢要件ではなく、「高校在学」に限定するものですか。

(三) また、児童養育加算について、安倍首相は答弁で「高校生まで拡大します」と言いましたが、「〇歳から三歳は引き下げます」とは言及されませんでした。なぜ、言及されなかったのですか。

(四) 生活保護家庭の「大学進学」の支援のため「二」安倍首相は答弁されました。生活保護家庭の大学進学等は現在認められておらず、世帯分離という方法をとらなくてはなりません。大学進学を法内で認めるという解釈でよろしいですか。もし、法内で認められない大学進学を支援するとした場合、法の目的に反していませんか。世帯分離をしつつ、支援給付金を創設するという、相反するその解釈と運用の根拠をお示しください。

法の目的である生活保護法第一条「最低生活の保障と自立の助長が「高校等の進学」として、生業扶助を創設した時のように、「最低生活の保障と自立の助長が「大学等の進学」になったのであれば、同様に生活保護法内で認め、なんらかの扶助を創設すべきと考えます。

(五) 大学等への進学準備金の一時金について三〇万円と一〇万円の給付を創設するという金額の根拠をお示しください。また、実際には、世帯分離して進学する子どもたちの準備する費用はいくらかかっているか、把握している金額をお示しください。生活実態の変動もあるため、昨年二〇一七年(もしくは直近)、一〇年前である二〇〇八年、二〇年前である一九九八年の三年分をお願いします。

(六) 世帯分離した大学生等の年間の収支状況を伺います。生活保護の大学進学等による世帯分離の件数を把握していますか。また収入申告によるアルバイトでの収入、奨学金等による収入、学費や生活費などの支出について、収支を把握していますか。加えて、厚労省は各実施機関からの統計調査による実態を把握していますか。

※昭和三十八年四月一日社保第三四号厚生省社会局保護課通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(抄)」
「世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だ

けでなく、保護継続中も常に満たされていなければならない(一部抜粋参考)

(七) 生活保護家庭の大学進学等による世帯分離をし、卒業して、「世帯分離解消」及び「自立による世帯員の減員」となった世帯は何世帯(何割)ですか。また、途中で退学などに至ったケースで「世帯分離の解消」及び「世帯員の増員」となったケースは何件(何割)ですか。また、その理由はなんですか。複数ある場合には多いものから理由もお示しください。

(八) 大学等への進学準備金を創設するのであれば、生活保護法第一条の法の目的である「最低生活の保障と自立の助長」を達成するためには、就労する子どもたちへも同様の支援が必要と考えますが、なぜ、就労する子どもへは同額を給付しないのですか。就職支度金の運用の仕方と比較して、差別的な取り扱いにはなりませんか。

(九) 生活保護家庭の子どもたちの高校生就学時に奨学金や貸付金でまかなっている世帯数は何世帯(人数)ですか。また、高校卒業時に、返済額はいくら抱えているかを把握していますか。

生活保護世帯では、高校卒業段階で既に奨学金や貸付金などを借りていることから大学等への進学を経済的に諦めざるをえない状況を政府は把握していますか。その上で今回の大学等進学の一時金の創設に至ったかの確認のためうかがいます。

(一〇) 平成二二年四月一日の「母子加算訴訟」に係る基本合意書について、「二・国(厚生労働省)は、母子家庭の窮状にかんがみ、子どもの貧困解消を図るために復活した母子加算については、今後十分な調査を経ることなく、あるいは合理的な根拠もないままに廃止しないことを約束する。二・国(厚生労働省)は、現在設置されているナショナルミニマム

研究会における調査研究などを通じて、母子世帯や高齢者世帯を含め国民の最低生活水準に關して検証を行い、憲法第二十五条の理念に基づき、国民の健康で文化的な最低限度の生活の確保に努める」とありますが、これは、破棄されたのですか。

今回、政府の提案では、母子加算の廃止ではないものの減額を行うことから、ここにある「十分な調査」憲法第二十五条の理念に基づく国民の健康で文化的な最低限度の生活の確保の検証は行われましたか。また、二〇一一年四月から約二年にわたり検討された二〇一三年一月一八日の基準部会報告書でも、今回の基準部会報告書でも、「現在の検証方法では一定の限界があることに留意する必要がある」とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どものいる世帯への影響に配慮する必要がある「全国消費実態調査の実施年以降の社会経済情勢の変化の検証結果の反映については、議論を十分に尽くすことが出来ず、今回の検証における判断を見送ることとした」「最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるかの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑ではない検証方法を開発することが求められる」「これ以上、下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある」「栄養摂取基準などからみて最低生活保障水準を満たすものとなつていくかという観点から、健康で文化的な生活を送ることが出来る水準なのか検証することも必要である」「これが唯一の方法ではない」「検証結果を機械的にあてはめることのないよう、強く求めるものである」「検証に必要なデータの収集・整理や検証手法の開発を、データが利用可能となる時期を踏まえ

て、適切に行つていくことを求めたい」旨の記載があります。基準部会における検討結果には大きな問題があると解釈されますが、その後、今回の基準額決定においては、誰が、どの時点で、何を根拠に改定したものか、伺います。

(一) 今回の基準改定により、子どもの貧困の連鎖、いわゆる世代間連鎖はどのくらい解消が見込まれますか。また、この間において、生活保護家庭だけではなく一般低所得世帯の子どもの貧困の連鎖、世代間連鎖が解消されたという事実はどこで確認されたのですか。されてないとしたら、安倍政権は子どもの貧困格差を拡大させ、より貧困を生み出していることになりませんか。

三 医療扶助の見直しについて
(一) 医薬品について、生活保護世帯のみを対象に後発医薬品を原則とするのは被保護者への差別ではありませんか。憲法の無差別平等の原理に反しませんか。

(二) 平成二十七年から平成二十九年の間の健康管理支援事業について、実績がゼロであったことの理由は何か。その背景、目的を達成するための創意工夫の実証、検証はされたのですか。

(三) 社会保障審議会の部会で、償還払いなど提案があり議論されたということですが、結論はどのようにお考えですか。
右質問する。

内閣衆質一九六第三九号
平成三十年二月六日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準の見直しに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準の見直しに關する質問に対する答弁書

一 (一) について

平成二十六年全国消費実態調査の結果によれば、年間収入階級第一・十分位の夫婦子一人世帯(以下「一般低所得世帯」という。)の消費支出額は、平成二十一年全国消費実態調査の結果におけるそれと比較して増加している。

二 (二) について

お尋ねの一般低所得世帯の消費水準は、今回の生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第五百五十八号。以下「生活保護基準」という。)の見直し(以下「平成三十年見直し」という。)の案の作成に当たつて行つた生活扶助基準(生活保護基準別表第一に定める生活扶助基準をいう。以下同じ。)の検証において、用いたものである。

三 (三) について

生活保護法(昭和二十五法律第四百四十四号)第一条において「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とされ、同法第三条において「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することが出来るものでなければならない」とされ、同法第八条第二項において生活扶助基準を含む生活保護基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じ必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」とされていると承知している。

二 (一) について
児童養育加算(生活保護基準別表第一に定め

る児童養育加算をいう。以下同じ。)は、生活保護受給世帯の子どもの健全育成に資する費用等の特別な需要に対応するものとして、昭和四十七年に開始されたものである。

児童養育加算の額については、社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成二十九年十二月十四日)(以下「報告書」という。)において、「夫婦子一人世帯の年収階級第一・十分位の学校外活動費用の平均額が約六千円であるのに対し、中位階層(年収階級第五・六・十分位の平均)の平均額は約一万六千円であり、一万円の差が確認された」とされており、これを踏まえて平成三十年見直しの案を作成している。

二 (二) について

児童養育加算の対象者の拡大については、生活保護基準において、児童養育加算の対象となる年齢の要件を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とするを現在検討中である。

二 (三) について

御指摘の答弁については、児童養育加算の見直し内容の例示として答弁したものである。

二 (四) について

生活保護法には、生活保護受給世帯の子どもが大学に進学することを禁止する規定はない。

二 (五) について

お尋ねの給付金については、民間団体が行つた調査等を参考に、総合的に勘案して検討しているものである。

また、お尋ねの「世帯分離して進学する子どもたちの準備する費用」については、把握していない。

二 (六) について

お尋ねの「世帯分離の件数」については、把握していない。
また、お尋ねの「収入申告によるアルバイトでの収入、奨学金等による収入、学費や生活費」及び「各実施機関からの統計調査」について

は、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の(七)について
お尋ねの世帯数及び件数並びに理由については、「世帯分離解消」、「自立による世帯員の減員」、「世帯分離の解消」及び「世帯員の増員」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の(八)について
生活保護受給者の衣服等の購入費用等については、一般的にはその者の収入や生活扶助費から賄われるところ、就職支度費は、就職の確定した生活保護受給者が、当該就職により賃金を得る前に、就職のため直接必要となる衣服等の購入費用等を別途要する場合に、生活保護費として給付されるものである。

二の(五)について
お答えした給付については、大学等への進学が確定した生活保護受給者が進学準備に要する費用の給付を行うことを現在検討している。

二の(九)について
お尋ねの世帯数及び返済額については、「まかなっている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。また、大学等へ進学しない理由については、多様なものがあると考えている。

なお、厚生労働省が平成二十八年四月に行った調査により、平成二十七年に高等学校、中等教育学校の後期課程等に在籍していた生活保護受給者のうち、五千四百六十六人が奨学金の貸与を受けていたと承知している。

二の(一〇)について
御指摘の「基本合意書」の位置付けは、平成二十二年四月一日以降変更されていない。

また、母子加算については、報告書において、「ひとり親(子一人)世帯が夫婦(二人)世帯と同程度の生活水準の生活を送るために必要な費用と考える額を「ひとり親(子一人)世帯の生

活扶助相当支出額第一類費及び第二類費」との差額がひとり親世帯のかかり増し費用になると考えられる」とされたことを踏まえて、平成三十年見直しの案を作成している。

二の(二)について
お尋ねの「子どもの貧困の連鎖、いわゆる世代間連鎖はどのくらい解消が見込まれますか」等については、「子どもの貧困の連鎖」、「いわゆる世代間連鎖」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、平成三十年見直しの案では、十八歳以下の方がいる生活保護受給世帯の生活扶助基準額の総額は増加すると見込んでいる。

三の(一)について
生活保護法に基づく医療扶助における後発医薬品(生活保護法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう)の使用については、現行の生活保護法においても「可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする」とされているところである。

三の(二)について
生活保護適正化等事業において行っている生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援については、平成二十八年年度において百十五自治体において実施されている。

三の(三)について
御指摘の「償還払いなど提案」の意味するところが、仮に、被保護者が医療機関を受診した際にその窓口において一定額の負担を行い、医療扶助(生活保護法第十一条第一項第四号に規定する医療扶助をいう。以下同じ)の現金給付として当該一定額に相当する額を事後に当該被保護者に支給することについての提案を指すとするならば、政府としては、医療扶助について被保護者に医療機関の窓口での負担を行わせることについて、経済・財政再生計画改革工程表(平成二十九年十二月二十一日経済財政諮問会

議決定)において、「頻回受診等に係る適正受診指導を徹底するとともに、頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について検討する」とされており、引き続き、検討することとしている。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員初鹿明博君提出護衛艦「いずも」の改修に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理が仮病を使ひ平昌冬季五輪の開会式に欠席することの是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出森林環境税の多重の税負担の可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出生活保護制度における不正受給に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準改定における学習支援費に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問に対する答弁書

平成三十年一月三十一日提出
質問 第四〇号
護衛艦「いずも」の改修に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

護衛艦「いずも」の改修に関する質問主意書
安倍総理は一月二十五日の衆議院本会議で、共産党の志位和夫委員長から「海上自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」を改修し、最新鋭戦闘機F三五Bが発着できるようにする検討に入つたと報じられています。このような改修がなされ

れば、戦闘機搭載の空母を保有することになります」と指摘されたことに対して、「ご指摘のような空母の保有に向けた具体的な検討を行ってきた事実はありません」と答弁しました。

防衛省・自衛隊のホームページには「憲法第九条の趣旨についての政府見解に、保持できる自衛力について、「わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬ」と考えています。その具体的な限度は、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断されます。憲法第九条第二項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の實力についての問題であつて、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する實力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められます。しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されません。たとえば、大陸間弾道ミサイル(CBM: Intercontinental Ballistic Missile)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えています。」と記載されております。

この政府見解に基づき、安倍総理の答弁に関連して以下、質問します。

一 志位委員長の指摘通り、昨年の十二月二十七日の産経新聞「本年一月六日の毎日新聞等に、政府が「いずも」を空母化する検討に入つた」との記事が掲載されています。安倍総理の答弁によるとこれら記事は明らかな誤報だということでしょうか。

二 それとも、「ご指摘のような空母」は検討を行っていないと答弁していますが、ご指摘では

ない空母についての保有は検討しているのですか。

三 具体的には、護衛艦「いずも」をF三五Bが発着出来るよう改修しても、専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器には該当しない空母は保持できると考えているのか、政府の見解を伺います。

四 政府は、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器には該当しない空母は保持できると考えているのか、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九六第四〇号
平成三十年二月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出護衛艦「いずも」の改修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出護衛艦「いずも」の改修に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
御指摘のような報道があることは承知しているが、お尋ねについては、本年一月二十五日の衆議院本会議における志位和夫議員の質疑に対する安倍内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりである。

もとより、政府としては、今後の防衛力の在り方に関し、専守防衛は当然の大前提としながら、平素から不断に様々な検討を行ってきているところであるが、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。

四について
お尋ねの「いわゆる攻撃的兵器には該当しない空母」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、政府としては、従

来から、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によつて禁じられていないと解しているが、性能上専ら他国の国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる兵器については、これを保持することが許されないと考えている。

平成三十年二月一日提出
質問 第四一 号

安倍総理が仮病を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席することの是非に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

安倍総理が仮病を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席することの是非に関する質問主意書

平成三十年一月三十一日、参議院予算委員会
質問に立つた自民党の参議院議員は、韓国で開かれる平昌冬季五輪の開会式に安倍総理が出席することについて、「首相を見ていけると本日は行きたくないと感じる。インフルエンザもはやっているので罹患するという手もある」と発言した。当該参議院議員は、この質問に関して、安倍総理に答弁を求めなかったものの、安倍総理が否定も肯定もしなかったことは様々な憶測を招きかねない。

二月一日、韓国の中央日報(電子版)は、この参議院議員が、「韓日慰安婦合意に言及しながら「(韓国は)言つたことをこころ変える国」とし「首相を見ていけると本日は行きたくないんだろ」と感じると話した。もう一度よく考え、本日に韓国に行きたくなければインフルエンザや風邪を口実に韓国行きを保留すべきということだ」と述べたことを報じ、参議院議員は、「今回の五輪は南北関係の接近のため極度に政治的に利用されているのではないかと懸念している」とし「今は北朝鮮に対して国際社会と連携して対話のための圧力をかける時期だが、昨今の韓国の北の歩み寄りの姿勢には国際社会からも懸念の声が上がっている」と主張した。二相次ぐ韓国の約束不履行と不誠実な対応に、日本の国民、特に若い世代を通じて韓国への嫌悪感が広がっている」と述べたことも報じている。

この参議院議員は、安倍内閣で外務大臣政務官を務め、参議院外交防衛委員長も歴任しており、その発言が国際社会に与える影響は小さくはない。

これらの発言に関して、以下質問する。
一 韓国で開かれる平昌冬季五輪の開会式に安倍総理は出席すると承知しているが、当該参議院議員は「首相を見ていけると本日は行きたくない」と指摘しているが、安倍総理は「行きたくない」が行かなければならないから、開会式に出席するということが、政府の見解如何。

二 当該参議院議員は、安倍総理に対して、答弁を求めなかったものの、安倍総理が否定も肯定もしなかったことから様々な憶測が生じている。現に中央日報の批判的な記事はその表れの一つに他ならない。安倍総理は、当該参議院議員の提案した仮病を使って平昌冬季五輪の開会式に欠席することの非常識さを韓国政府に陳謝し、記者会見などで、仮病を使って平昌冬季五輪の開会式に欠席することはないことをきちんと表明しておくべきではないか。政府の見解如何。

三 安倍政権で外務大臣政務官を務めた経歴を持つ参議院議員が「(韓国は)言つたことをこころ変える国」と述べ、それが韓国の主要紙で報じられることは憂慮すべきことだと考える。そもそも政府は、「(韓国は)言つたことをこころ変える国」であると認識しているのか。政府の見解如何。

四 三に関連して、テレビ中継入りの予算委員会場で、「(韓国は)言つたことをこころ変える国」、安倍総理が仮病を使って平昌冬季五輪の開会式に欠席すべきであるなどと主張することとは、国会議員の質問権は日本国憲法第五十一

条で国内的には保障されているとしても、外交問題を引き起こす要因になる。韓国の外交当局者や主要メディアは、日本の国会で行われている予算委員会の審議を注視していると考えられるべきであり、これらの発言を放置することは、わが国の外交感覚の欠如ととらえられかねない。政府は、外交ルートを通じて、これらの参議院議員の発言は誤りであり、政府の見解とは異なるものであると謝罪すべきではないか。政府の見解如何。

五 外交上の国際慣習では、首脳は嘘をついてはならないとされる。それを取り消す権能を持つ人が他にいないからである。例えば、外務大臣の発言であれば総理大臣が修正あるいは取り消すことができるが、総理大臣のそれは誰もできない。従つて、首脳は本意のことを必ずしも言わないとしても、嘘をついてはならないとされる。首脳が嘘をつくことで、国家間の外交が混乱し、国家の命運にかかわるからである。その文脈で、仮病を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席することは、総理大臣がインフルエンザだという嘘をつくことになり、国際社会で到底容認されない。安倍総理自身が述べてはいないものの、安倍内閣で外務大臣政務官などを歴任した参議院議員がこのような発言を行い、安倍総理が否定も肯定もしないことは、国際慣習に反する外交を行う余地が日本にあると国際社会に知らしめるものではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第四一 号
平成三十年二月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理が仮病を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席することの是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理が仮病
を使い平昌冬季五輪の開会式に欠席するこ
との是非に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、国会議員の発言に関する
ものであり、政府としてお答えする立場にな
い。

平成三十年二月一日提出
質 問 第 四 二 号

森林環境税の多重の税負担の可能性に関する
質問主意書

提出者 城井 崇

森林環境税の多重の税負担の可能性に関す
る質問主意書

平成三十年度税制改正で導入が決定した森林環
境税について以下質問する。

一 政府は森林環境税と同様に森林環境の保全や
整備を目的とする税金をすでに独自導入してい
る都道府県及び市町村を把握しているか。

二 導入済みで同趣旨の都道府県及び市町村独自の
税金とこの度の森林環境税が同時に課税され
れば納税者にとって二重三重の税負担となりか
ねない。使いみちの重なるこれらの既存の税金
とこの度の森林環境税との調整は具体的にどの
ように行うのか。

三 森林環境税は具体的にどのような項目に使え
るか。具体的な使いみちを示されたい。またム
ダづかいを防ぐ観点から同税の使いみちが際限
なく広がっていかぬようにすべきと考えるが、
森林環境税の使途の限定について政府の見解を
示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九六第四二号
平成三十年二月九日

衆議院議員 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出森林環境税の多重の税
負担の可能性に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出森林環境税の多重
の税負担の可能性に関する質問に対する答
弁書

一について

総務省の調査によると、平成二十九年四月一
日現在で、三十七府県及び一市において、森林
の有する公益的機能の維持増進等を目的とし
て、道府県民税又は市町村民税において、標準
税率を超える税率による課税（以下「超過課税」
という。）が行われている。

二について

超過課税は、地方団体が財政上その他の必要
があると認める場合に行うものであるが、「平
成三十年度税制改正の大綱（平成二十九年十二
月二十二日閣議決定。以下「大綱」という。）に
おいて、「次期通常国会における森林関連法令の
見直しを踏まえ、平成三十一年度税制改正にお
いて、・・・森林環境税（仮称）及び森林環境
与税（仮称）を創設する」、「森林環境与税（仮
称）は、平成三十一年度から課税する」、「森林
環境税（仮称）は、平成三十六年度から課税す
る」としているところであり、森林の有する公
益的機能の維持増進等を目的として行う超過課
税については、当該超過課税を行っている地方
団体において、必要に応じて、財政上その他の
必要があると認める場合に該当するか否かにつ
いて検討されるものと考えている。
三について
森林環境与税（仮称）については、大綱にお

いて、「市町村は、・・・間伐や人材育成・担
い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森
林整備及びその促進に関する費用に充てなけれ
ばならないこととする」、「都道府県は、・・・
森林整備を実施する市町村の支援等に関する費
用に充てなければならぬこととする」としてい
るところであり、平成三十一年度税制改正に
係る法律案において、森林環境与税（仮称）の
使途を定めることを検討している。

平成三十年二月一日提出
質 問 第 四 三 号

生活保護制度における不正受給に関する質問
主意書

提出者 池田 真紀

生活保護制度における不正受給に関する質
問主意書

現在、政府は、生活保護基準の見直しの方針を
示しています。生活保護の不正受給と適正化に関
し、以下、質問いたします。

一 生活保護の不正受給に関して政府の認識して
いる不正受給件数及び金額は、生活保護法第七
八条の決定そのものですか。不正か否かの精査
を行っていますか。どのような場合を不正受給
として判断していますか。

二 生活保護法第六三条の決定についても、不正
受給であると政府は考えていますか。

三 この一〇年にこゝまで生活保護法の第七八条
が規定する事案が増える理由について、あるい
は発生する理由について、把握もしくは調査を
行っていますか。行っているのであれば、その
発生要因と改善策をお示しください。

四 本年一月一七日の新聞各紙でも報道されまし
たが、奨学金受給を精査せずに収入認定し生活
保護費を減額した案件で福島地方裁判所が市に

対して違法、賠償命令の判決を出しました。こ
れは氷山の一角にすぎません。事務遅滞や未処
理や事務処理のミスなども、あつと絶ちませ
ん。最低生活を保障する生存権そのものの生活
保護行政が行政により適正に決定されていませ
ん。生死が関わることの多い生活保護行政でこ
のような実態が相次ぐこと、改善がまったくみ
られないことについて、なぜ何も対策をしない
のですか。

安倍首相は一月二四日の本会議で「不正受給
について、調査を徹底する」と答弁しました
が、どういう調査をどのように徹底しようとお
考えですか。また、被保護者を調査の対象とす
るだけではなく、「不正支給」「不当不正支給」を結
果的に行っている実施機関の調査や対策につい
て、どのように考え、計画がされていますか。

五 行政の決定による不当、不適切、不正な支
給・不支給の状況を把握していますか。監査を
行った結果、不適切な処理、決定は全体の何割
で、その要因は何ですか。

六 行政のミスで保護費を返還する場合には、本
人には罪もないのに五年間遡及し、返還が求め
られます。しかし、行政のミスで最低生活費が
適正に支給されなかった場合（少なかつた場
合）、追給は二か月分です。不公平ではありませんか。これらの見直しや検討の有無がありま
すか。
右質問する。

内閣衆質一九六第四三号
平成三十年二月九日

衆議院議員 大島 理森殿
衆議院議員池田真紀君提出生活保護制度におけ
る不正受給に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

(別紙)

衆議院議員池田真紀君提出生活保護制度における不正受給に関する質問に対する答弁書

一及び二について

生活保護受給者による保護の不正受給(以下「不正受給」という。)とは、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第七十八条第一項に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた」ことをいうものであり、お尋ねの「生活保護法第七十八条の決定そのもの及び「精査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、不正受給の件数及び金額については、「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」(平成二十二年十月二十五日付け社援監第十九号厚生省社会・援護局監査指導課長通知)に基づき法第七十八条の適用状況」の報告(以下「第七十八条適用報告」という。)を受けることにより把握し、公表している。

三について

お尋ねの「一九〇一年にここまで生活保護法の第七十八条が規定する事案が増える理由について、あるいは発生する理由」及び「発生要因と改善策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、第七十八条適用報告において「稼働収入の無申告」等の不正受給における不正の内容別の件数を把握しているところであり、また、平成二十七年年度の不正受給の件数は平成十八年度と比較して増加していると承知しているが、こうした増加の要因については、様々なものがあると考えられるため一概にお答えすることは困難である。また、生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)の施行により、福祉事務所の調査権限を強化するなど、不正受給に対する対策の強化を行っているところである。

四及び五について

御指摘の「このような実態」、「不正支給」「不当不支給」を結果的に行っている実施機関」、「不適切な処理、決定」等の意味するところが必ずしも明らかではないが、生活保護法の施行に関する事務については、厚生労働省及び都道府県による監査等により、状況の把握及び適正な実施の確保に努めているところである。

また、御指摘の答弁における「調査を徹底する」とは、生活保護受給者の収入に係る課税の状況の調査等を徹底するという意味である。

御指摘の「行政のミス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、生活保護法第六十三条に基づく費用返還義務に係る請求権については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十六条第一項の規定により金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利に係る消滅時効期間が五年間とされていることから、五年間は遡及して行使されるべきものである一方、保護を遡及して給付することについては、生活保護制度は現在の生活困窮に対応するための制度であるという基本的な考え方に基づき、三か月程度とすることが適切と考えており、「不公平」との御指摘は当たらないものと考えている。

平成三十年二月一日提出
質問 第四四号

生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問主意書

提出者 池田 真紀

生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問主意書

政府は、平成三〇年度予算案で、生活困窮者自立支援制度関係予算を示されました。権利擁護と適正化に関し、以下、質問いたします。

一 生活困窮者自立支援制度について、本人の権利擁護のしくみはなぜつくりだしたのですか。現に、一時生活支援では生存にかかわる権利侵害が行われていても、訴える場所や制度がありません。また、地方公共団体の自治事務である自立相談支援員や就労相談員、家計相談員、これからはじまる健康管理支援員からの不当な指導指示があった場合にも、訴える場所やしくみがありません。行政がアウトソーシングするからこそ、権利擁護のしくみ、不服申し立てなどの制度が必要と考えます。手持ち金がなくアクセスできる環境がなかったり、ハンディキャップがあったりするからこそ、国で責任をもつて権利救済のしくみを創設することが必要と考えますが、今回つくる予定はありますか。仮に、つくらないのであれば、生活保護法の実施機関による「生活保護法第二七条の二」を運用することによって解決できるのではないのでしょうか。

二 平成二十九年一月一日「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」において、情報共有のしくみの中で、「本人の同意を得ずに情報共有を行う」旨の記載があります。行政としての権限がある場合でも、法で限定された範囲での実施です。この生活困窮者自立支援法においては、多くは委託事業者です。公務員でも国家資格の専門職でもなく、倫理観や守秘義務について、法的な義務付けや処罰なども規定されていません。報告書にある「円滑に」というのは事業者側の判断であり、当事者からすれば生死や人生に関わる大きな支障になることも多くあります。総務省の住民基本台帳上の支援措置に対しても、刑法の改正などを受け慎重に要件や範囲が議論されているところですが、また、刑事訴訟法第一九七条第二項と生活保護法なども限定した対応をしています。そもそも生活困窮者自立支援制度において権利擁護や保護のしくみもないままに、しかも法的根拠や範囲を明確にしないまま実施することの問題

意識、場合によっては違法行為になりかねない危機意識はありますか。本人の同意なしに、情報共有をする場合とは、具体的には、誰が、誰に対して、どのような場合に、どのような法律に基づいて行うか、お示しください。罰則規定も想定しているならお示しください。

内閣衆質一九六第四四号
平成三十年二月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員池田真紀君提出生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員池田真紀君提出生活困窮者自立支援法における権利擁護に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「生活保護法の実施機関による「生活保護法第二七条の二」を運用すること」の意味するところが明らかではないが、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)については、都道府県等が生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものである。

また、生活困窮者住居確保給付金の支給については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく審査請求をすることができるところから、生活困窮者自立支援法に關して、お尋ねの権利救済のしくみ」を新たに設ける必要はないと考えている。

二について

御指摘の情報共有の仕組みについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成二十九年十二月十五日)において、「守秘義務を設けることで、関係機関間で

把握している生活困窮に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき及び「本人との関係では同意なく得られた情報であることを十分に認識した上で支援を行うことが重要である」とされていることも踏まえ、今国会に提出を予定している生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案において、都道府県等は関係機関等により構成される会議(以下「支援会議」という。)を組織することができ、支援会議は生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うものとする。と、支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと、それに違反して秘密を漏らした者は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することを生活困窮者自立支援法に規定している。

平成三十年二月一日提出
質問 第四五号
生活保護基準改定における学習支援費に関する質問主意書

提出者 池田 真紀

生活保護基準改定における学習支援費に関する質問主意書

現在、政府は、生活保護基準の見直しの方針を示しています。生活保護の学習支援に関し、以下、質問いたします。

平成二十九年一月二十四日の「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」には、「これまでの学習支援費の上限額を改定し「実費額の支給」へ変更すること」「クラブ活動費の費用に限定に変更すること」という旨の記載があります。

一 生活保護制度上の事務を知らない先生や部長

平成三十年二月十三日 衆議院会議録第五号

議長報告

など生徒や担当の保護者が徴収役となることがあります。ステイグマを生む(強める)ことになると思いませんか。

二 東日本大震災の義援金の収入認定や高校生のアルバイトにおいても子どもの養育及び自立更生としての購入があるものの領収証がないために、認定除外とせずに結果的に最低生活費以下の生活扶助費での生活を強いられるケースが多数発生しています。厚生労働省は、地方自治体に対して周知徹底をするとしていますが、政府として、どのような対応及び具体的な周知方法の基準を設けるのか伺います。

三 そもそも学習支援費の制度創設の経緯から、改めて、現政府におけるこの扶助目的、認識を伺いたいです。

内閣衆議院 一九六第四五号
平成三十年二月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準改定における学習支援費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準改定における学習支援費に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について
お尋ねの「どのような対応及び具体的な周知方法の基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が生活保護受給者の収入として認定するべきでないものについては、「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和三十六年四月一日付け厚生省発第百二十三号厚生事務次官通知)第八の三の(三)において示しており、今後とも様々な機会を通じて周知徹底してまいりたい。

三 について

お尋ねの「現政府におけるこの扶助目的、認識」の意味するところが必ずしも明らかではないが、学習支援費(生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号。以下「告示」という。))別表第二及び別表第七に定める学習支援費をいう。は、生活保護受給世帯の子どもの健全育成を支援するための費用に対応するものとして、平成二十一年七月に告示別表第二の教育扶助基準及び告示別表第七の生業扶助基準に盛り込まれたものである。

平成三十年二月一日提出
質問 第四六号

裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問主意書

第百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(諮問時からの変更点を反映させたもの)」(以下、「働き方改革推進法案要綱」という。))において、「企画業務型裁量労働制の対象業務の追加が規定されています。

この点に関し、以下、質問します。

一 労働基準監督署の是正勧告等の行政指導の裁量労働制の適用に関わるものの件数、及び、裁量労働制の適用に関して労働基準監督署から送検したものの件数を、それぞれ、過去五年間、年度別に、企画業務型と専門業務型に分けて示

して下さい。また、その件数を踏まえ、政府として、裁量労働制の適正な運用に十分に対応できているか否かについての見解も示して下さい。なお、件数についてデータがなければ、それぞれいつまでに調査して公表するのかを示して下さい。

二 平成三十年一月二十九日の衆議院予算委員会での長妻委員に対する安倍総理の答弁で、「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもある」とありますが、当該データの出所を示し、その出所のどのページをとらえて、「裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短い」としたのか示して下さい。併せて、「平均的な方」とは、どのような基準で抽出し、どのように集計しているかについても示して下さい。なお、このような見解を、政府はこれまで示したことはありませんか、それとも今回の答弁が初めてですか。

三 平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会での森本委員に対する加藤大臣の答弁で、「裁量労働制の方が実際の一般の働き方に比べて長いという資料もございまして、他方で、平均と比べれば短いという統計もございまして」「平成二十五年度労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が、これは一日の実労働時間ですが、九時間三十七分に対して企画業務型裁量労働制は九時間十六分と、こういう数字もある」とありましたが、このことは、労働政策審議会の資料等で公表されている平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果のどこに掲載されていますか。もし公表されていないのであれば、「九時間三十七分」「九時間十六分」と算出するために使用したデータ、計算式を公表して下さい。

四 平成二十五年度労働時間等総合実態調査で、

一般労働者のうちの平均的な者について、一日、一週間及び一ヶ月の実労働時間の平均はそれぞれ何時間ですか。同様に専門業務型裁量労働制および企画業務型裁量労働制の平均的な者について、一日、一週間及び一ヶ月の実労働時間の平均はそれぞれ何時間ですか。

五 平成二十五年労働時間等総合実態調査で、一般労働者、専門業務型裁量労働制を適用された労働者、企画業務型裁量労働制を適用された労働者の実労働時間は、それぞれどのようなデータもしくは手法で把握しましたか。

六 独立行政法人労働政策研究・研修機構の「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果」(平成二十六年五月三十日)では、一ヶ月の労働時間の平均は、通常の労働時間制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制について、それぞれ何時間ですか。政府の承認するところをお示し下さい。また、当該調査結果では、企画業務型裁量労働制の方が、通常の労働時間制よりも労働時間が長いという結果が出ており、平成二十五年労働時間等総合実態調査と反対の結果となっていますが、その理由は何ですか。

七 平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会での森本委員に対する加藤大臣の答弁で、「裁量労働制ということで、じゃ、しっかりとフォローしていく必要があるというのは、それは私もそう思う必要があるということで、過去の分も含めて、今そういった観点から、統計というんでしようか、把握に努めていきたい」とありますが、この把握はいつまでに実施し、その結果をいつまでに公表しますか。

八 平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会での森本委員に対する加藤大臣の答弁で、「裁量労働制を導入している事業場に対して、まず事業主自ら法令に従った運用がなされているかを点検し、その結果を報告して頂いて」とありますが、この報告はいつまでに求め、その結果

はいつまでに公表しますか。

九 安倍総理は、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制について、「営業、販売のみを事業内容とする営業所で働く方は対象とならない」と答弁しているが、こうした労働者を対象とするかどうかのような問題や弊害があると認識していますか。

十 平成二十七年三月二十五日の衆議院厚生労働委員会での、当時の塩崎厚生労働大臣は、「企画立案調査分析業務と組み合わせる業務が、個別の製造業務や備品等の物品の購入業務とか、あるいは庶務経理業務とか、こういう単純な業務ではないということであって、そうすれば(中略)二百万でそういうようなことをやることはまずあり得ない話でありまして、そういう人たちはではないということがあります。」と答弁していますが、年収が二百万円に満たない労働者は、現在、企画業務型裁量労働制を適用することは、禁止されていますか。事業主に罰則や罰金は適用されますか。また、禁止されている、あるいは違法なら、根拠となる条文や通達等をお示し下さい。なお、「あり得ない」とは、どのように確認していますか。

十一 十について、禁止や違法とする条文や通達があれば、年収がいくら以下の労働者に、企画業務型裁量労働制の適用が禁止もしくは違法とされていますか。

十二 十について、禁止や違法とする根拠がなければ、年収が二百万円に満たない労働者にも、企画業務型裁量労働制が適用され得るということですか。もしくは、適用されても、禁止されていない、違法ではないということですか。

十三 十について、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制では、年収が二百万円に満たない労働者に適用することは禁止される、あるいは違法となりますか。事業主に罰則や罰金は適用されますか。

十四 ハローワークでは、新卒を対象とする求人

で、裁量労働制の適用を明記しているものを掲載していますか。もし掲載しているのであれば、そのハローワークの求人は、どのような場合は適切で、どのような場合は不適切ですか。例えば、具体的に例示して見解を示して下さい。例えば、職種に「プログラマー」および「営業」とのみ記載のある求人は適切ですか、それとも不適切ですか。

十五 損害保険会社の法人営業を行う部署では、顧客の建物や設備に合わせた火災保険の商品設計を行い提案するとともに、従業員向けの保険商品の提供なども行っています。こうした部署で働く労働者は、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、現在の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。

十六 損害保険代理店の営業は、法人の顧客の建物や設備に合わせた火災保険等の商品設計・提案、募集をするともに、従業員向けの保険商品の提案なども行いながら、一般の個人の自動車保険、火災保険について保険商品の設計・提案も行っています。こうした部署で働く労働者は、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、現在の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。

十七 マンション販売会社で、効率的な資金調達方法と併せて法人のマンション購入を提案するとともに、個人向けのマンション購入の提案や販売を行っている労働者は、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、現在の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。

十八 印刷会社で、法人の印刷物の企画提案、受注を担当する労働者は、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制の対象になりますか。また、現在の企画業務型裁量労働制の対象になりますか。

十九 平成二十六年五月二十八日の第四回産業競

争力会議課題別会合での厚生労働大臣提出資料の中で、「※以下の労働者は、『裁量労働制の新たな枠組みの構築』の対象に含めない」とありますが、ここに列挙されている四つのそれぞれの属性の労働者は、働き方改革で拡大される企画業務型裁量労働制の対象に含まれないという認識でよいですか。もし、この認識が異なるのであれば、どのような議論を経て、この四つの属性の労働者のすべてあるいは一部が、対象に含まれることになりましたか。

右質問する。

内閣衆質一九六第六号
平成三十年二月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出裁量労働制で働く労働者と一般の労働者の労働時間の長さに対する認識等に関する質問に対する答弁書

一及び七について
お尋ねの観点からは、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

現在、厚生労働省において労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十八条の三及び第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度(以下「裁量労働制」という。)に係る監督指導を実施した件数や送検した件数の集計方法等について検討を行っているところである。

二及び三について

御指摘の平成三十年一月二十九日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁及び同月三十一日の参議院予算委員会における加藤

厚生労働大臣の答弁は、平成二十五年十月三十日の第百四十回労働政策審議会労働条件分科会における配付資料のうち、平成二十五年労働時間等総合実態調査結果(以下「平成二十五年調査結果」という。)の第五十二表において、労働基準法第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度(以下「企画業務型裁量労働制」という。)の対象労働者のうち、事業場ごとの労働時間が「平均的な者」については、一日の実労働時間が平均九時間十六分となっていること、一般労働者(労働基準法第三十二条の四に規定する一年単位の変形労働時間制の対象労働者及び労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成十年労働省告示第五十四号)第五条に規定する事業等に従事する労働者以外の労働者をいう。以下同じ。)のうち、事業場ごとの労働時間が「平均的な者」については、一日の法定時間外労働時間が平均一時間三十七分となっていることを比較して述べたものである。

なお、平成二十五年調査結果においては、一般労働者の「平均的な者」とは、「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」であり、その法定時間外労働時間を集計しているところである。

また、労働基準法第三十八条の三の規定によるみなし労働時間制度(以下「専門業務型裁量労働制」という。)の対象労働者又は企画業務型裁量労働制の対象労働者の「平均的な者」とは、「労働基準法第三十八条の三第一項第四号又は第三十八条の四第一項第四号に規定する労働時間の状況として把握した時間」が平均的な者であり、その労働時間を集計しているところである。

なお、平成二十七年七月三十一日の衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣(当時)が労働時間の長さは、平均的な方について

は、実は、今ある専門業務型の裁量労働制、それから企画業務型の裁量労働制、それと一般の方々の比較であるわけでありますけれども、これは言ってみれば、長い時間働いていらつしやる方々、平均的な方々を見てみると、実はこの三つを比べてみるとそう変わらないわけです。例えば平均時間でいきますと、専門業務型の裁量労働制だと九時間二十分、企画業務型の裁量労働制だと九時間十六分、むしろちよつと専門業務型よりも少ない。一般労働者でいきますと九時間三十七分ということで、若干、むしろ一般労働者の方が平均でいくと長い。」と答弁しているところである。

平成二十五年調査結果において、一般労働者のうち事業場ごとの労働時間が「平均的な者」で、一日の法定時間外労働時間が平均一時間三十七分、一週間の法定時間外労働時間が平均二時間四十七分、一か月の法定時間外労働時間が平均八時間五分となっている。

また、専門業務型裁量労働制の対象労働者のうち事業場ごとの労働時間が「平均的な者」で、一日の実労働時間が平均九時間二十分、企画業務型裁量労働制の対象労働者のうち事業場ごとの労働時間が「平均的な者」で、一日の実労働時間は平均九時間十六分となっている。専門業務型裁量労働制の対象労働者及び企画業務型裁量労働制の対象労働者にあつては、一週間及び一か月については調査していない。

当該調査は、平成二十五年四月から六月に全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施したものである。

裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果(労働者調査結果(以下「機構調査結果」という。))における一か月の労働時間の平均は、厚生労働省が無作為に抽出した事業場で働く労働者については、通常の労働時間制(労働基準法第

三十二条に規定する労働時間制度をいう。以下同じ。)では百八十六・七時間、専門業務型裁量労働制では二百三・八時間、企画業務型裁量労働制では百九十四・四時間となっている。また、民間の調査会社の事業所データベースに登録されている事業場について無作為抽出した事業場で働く労働者については、通常の労働時間制では百八十五・〇時間、専門業務型裁量労働制では二百六・五時間、企画業務型裁量労働制では百九十七・二時間となっている。

機構調査結果は、平成二十五年調査結果とは調査対象、調査方法等が異なることから、単純に比較することは困難である。

八について
お尋ねの「報告」については、裁量労働制を導入している事業場の事業主に対し、平成三十年二月中に報告をするよう求めているところである。現在、厚生労働省において、当該報告の結果を取りまとめる時期や方法について検討を行っているところであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について
御指摘については、第百四十回労働政策審議会労働条件分科会において、労働者代表委員より、企画業務型裁量労働制の対象となる業務(以下「対象業務」という。)について、業務の進め方等に裁量がない法人営業全体に拡大しかねないといった趣旨の懸念が示され、また、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(以下「法案要綱」という。)において、企画業務型裁量労働制の対象に追加することとされた業務(以下「新対象業務」という。)について、「対象業務に従事する労働者は、対象業務を適切に遂行するために必要なものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する知識、経験等を有するものに限るものとする」とされるところと、「既製品やその汎用的な組み合わせの営

業は対象業務になり得ないこと及び商品又は役務の営業活動に業務の重点がある業務は該当しないことを指針に定めること」とされており、対象業務及び新対象業務に係る企画業務型裁量労働制について、当該要件を満たすことを必要とすること等を検討中である。

十から十三までについて
企画業務型裁量労働制の対象労働者についての収入に関する要件はない。労働基準法第三十八条の四第一項の規定において、「対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者」であること等が必要とされており、これらの要件を満たす場合は、企画業務型裁量労働制を適用することができる。労働基準監督署においては、これらの要件を満たしているかどうか等を確認し、不適切な状況があれば、指導を行っているところである。

また、これらの要件を満たさず、労働基準法第四章の労働時間に関する規定の適用に当たつての労働時間のみなしの効果が生じないことに、同法第三十二条又は第三十七条第一項の違反となる場合には、同法百九十九条により、六か月以下の懲役又は三十万円以下の罰金の対象となる。

なお、法案要綱においては、「対象業務に従事する労働者は、対象業務を適切に遂行するために必要なものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する知識、経験等を有するものに限るものとする」とされており、これを企画業務型裁量労働制の対象労働者の要件として定めることを検討中である。さらに、新対象業務に係る裁量労働制についても、当該要件を満たすことを必要とすることを検討中であり、罰則についても検討中である。

十四について
公共職業安定所が新規大学卒業予定者等を対象として受理した求人であつて、裁量労働制を適用することを記載しているものはある。

お尋ねの「新卒」及び「プログラマー」については、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、労働基準法第三十八条の三に規定する要件を満たす場合には専門業務型裁量労働制を適用することが可能である。

また、「営業」については、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、企画業務型裁量労働制について、法案要綱においては「対象業務に従事する労働者は、対象業務を適切に遂行するために必要なものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する知識、経験等を有するものに限るものとする」とされており、これを企画業務型裁量労働制の対象労働者の要件として定めることを検討中である。さらに、新対象業務に係る企画業務型裁量労働制についても、当該要件を満たすことを必要とすることを検討中である。

十五から十九までについて

個々の労働者の業務が対象業務又は新対象業務に該当するか否かについては、個別具体的に判断する必要があるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、対象業務については、その要件を労働基準法第三十八条の四第一項第一号において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と規定しており、この要件に該当するものに限り対象業務となる。

また、法案要綱においては、企画業務型裁量労働制について、「(一)事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況

の把握及び評価を行う業務」及び「(二)法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務(主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。)」を新たに対象業務となる業務として追加することとされており、この要件に該当するものに限り新対象業務とすることを検討中である。

なお、これに関し、法案要綱においては、(一)については「事業の運営に関する事項の実施方法の改善を行うものであることを指針に定めること」、(二)については「法人である顧客の事業の運営に関する事項を改善するために行うものであることを指針に定めること」並びに(一)及び(二)については「既製品やその汎用的な組み合わせの営業は対象業務になり得ないこと及び商品又は役務の営業活動に業務の重点がある業務は該当しないことを指針に定めること」とされており、厚生労働大臣が労働基準法第三十八条の四第一項に規定する委員会が決議する事項について定める同条第三項に規定する指針においてその旨を定めることを検討中である。